

圖書
日本法典全書

第七編

疑義說明
刑事訴訟法註釋
卷

司法省刑部局長 河津忠之君 校訂
大坂控訴院判事 龜山貞義君 校訂
司法省刑部局員 金子源治君 著

東京

博文館藏版

新印絶版品紅文圖書

036712-001-1

特16-222

刑事訴訟法註釋 (疑義說明適例参照)

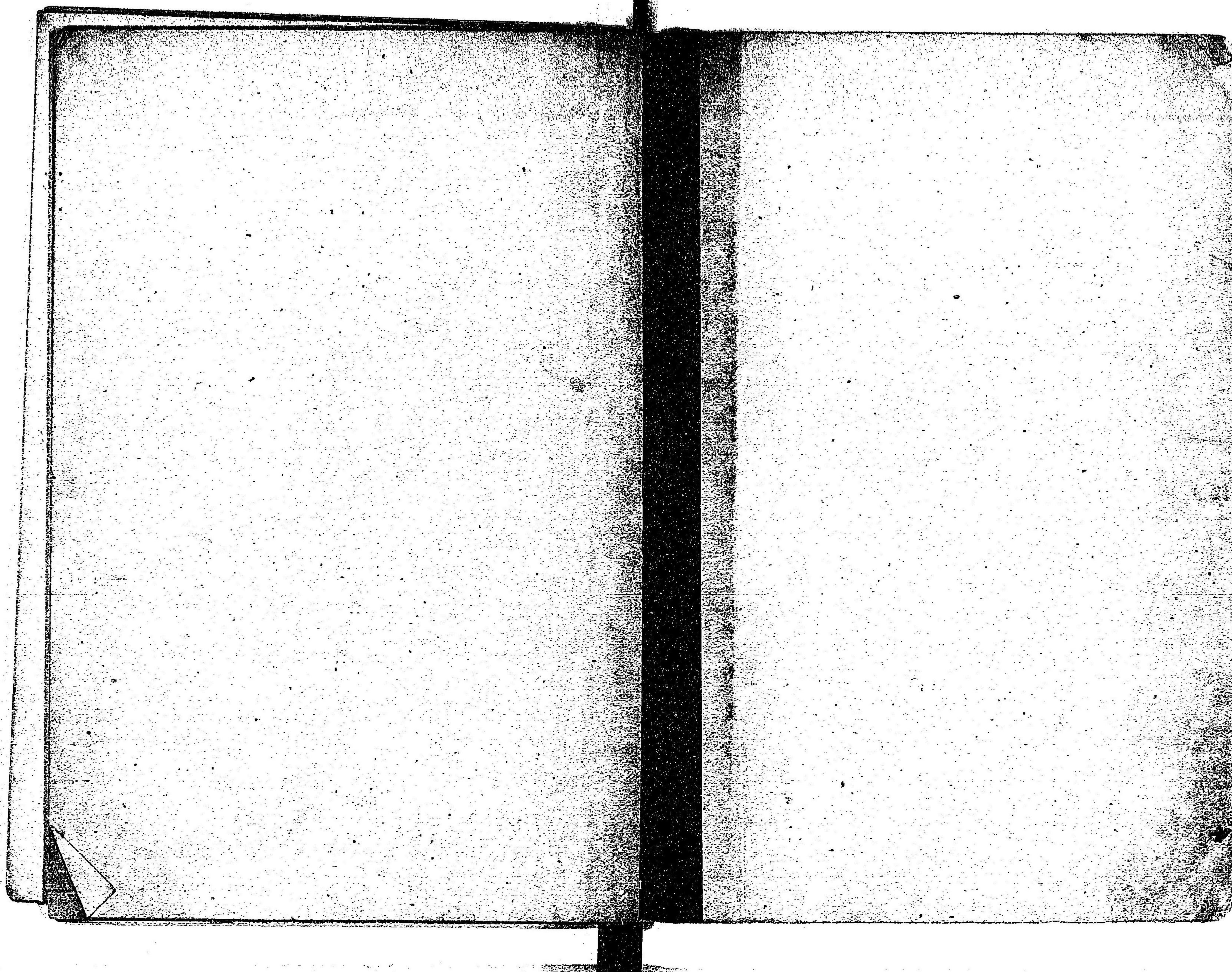
金子 源治 / 著

上

M24

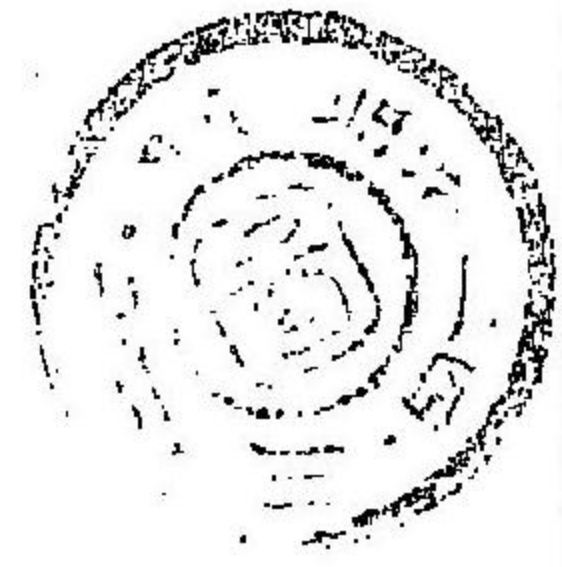
BBS-0138





特16
222

司法省刑事局長河津祐之君校訂
大坂控訴院判事龜山貞義君
司法省刑事局員金子源治纂著



疑義說明

通例參照

刑事訴訟法釋
卷上

東京 博文館藏版

鳴而當律



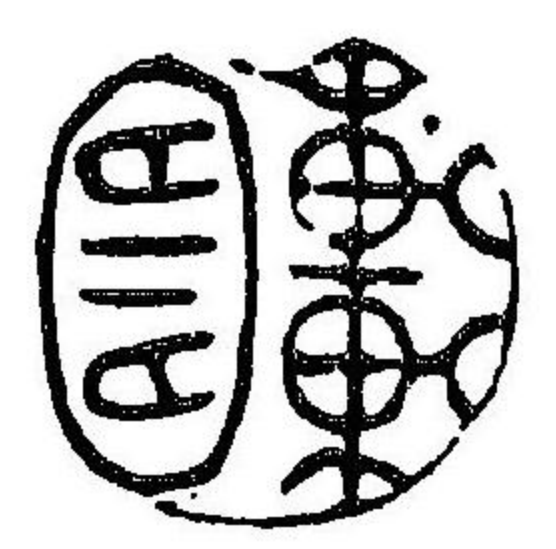
言而當法

言而當法
言而當法
言而當法
言而當法



言而當法

庚寅暮秋
宜軒西園逾朔



刑事訴訟法註釋序

金子源治氏曩者著刑法實用大全今復就刑事訴訟法或學說或判例或司法省教示凡百釋義正確而基法理適立法之精神者悉拮摭採擇無所遺焉名曰刑事訴訟法註釋將公之於世徵

余序余展讀之其編纂不失煩不流簡於究該法之精神最至便而又至供之實用有大有可觀者焉可謂好書矣抑刑法者非自動者而其動也恒關乎人之生命自由財產榮譽故刑事訴訟法所以使之活動者也夫然是以執法者運

用之講法者攻究之俱要慎重豈在刑法之下哉况該法頒布日尙淺而與舊治罪法雖大同小異也對比之則或增或減其間疑義百端決之亦非容易之業也今有此著之出蓋益執法者併稗講法者決非少々也余曾叙刑法實用

大全今復叙此書克得發揮此書之美
否雖不能保之然感讀之餘不得不
言遂書以為序

明治廿四年三月

法學博士 箕作麟祥

疑義說明 刑事訴訟法註釋上卷目錄

第一篇 總則	一
第二篇 裁判所	二〇八
第一章 裁判所ノ管轄	二〇八
第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避回避	二五二
第三篇 犯罪ノ搜查起訴及ヒ豫審	二七三
第一章 搜查	二七三
第一節 告訴及ビ告發	二八六
第二節 現行犯罪	三一一
第二章 起訴	三三二
第三章 豫審	三四八
第一節 令狀	三五六

第二節	密室監禁	四〇二
第三節	証據	四〇九
第四節	被告人ノ訊問及ビ對質	四二五
第五節	檢証、搜索及ビ物件差押	四四二
第六節	証人訊問	四六五
第七節	鑑定	五一六

疑義說明 刑事訴訟法註釋上卷目錄終

疑義說明 刑事訴訟法註釋上卷

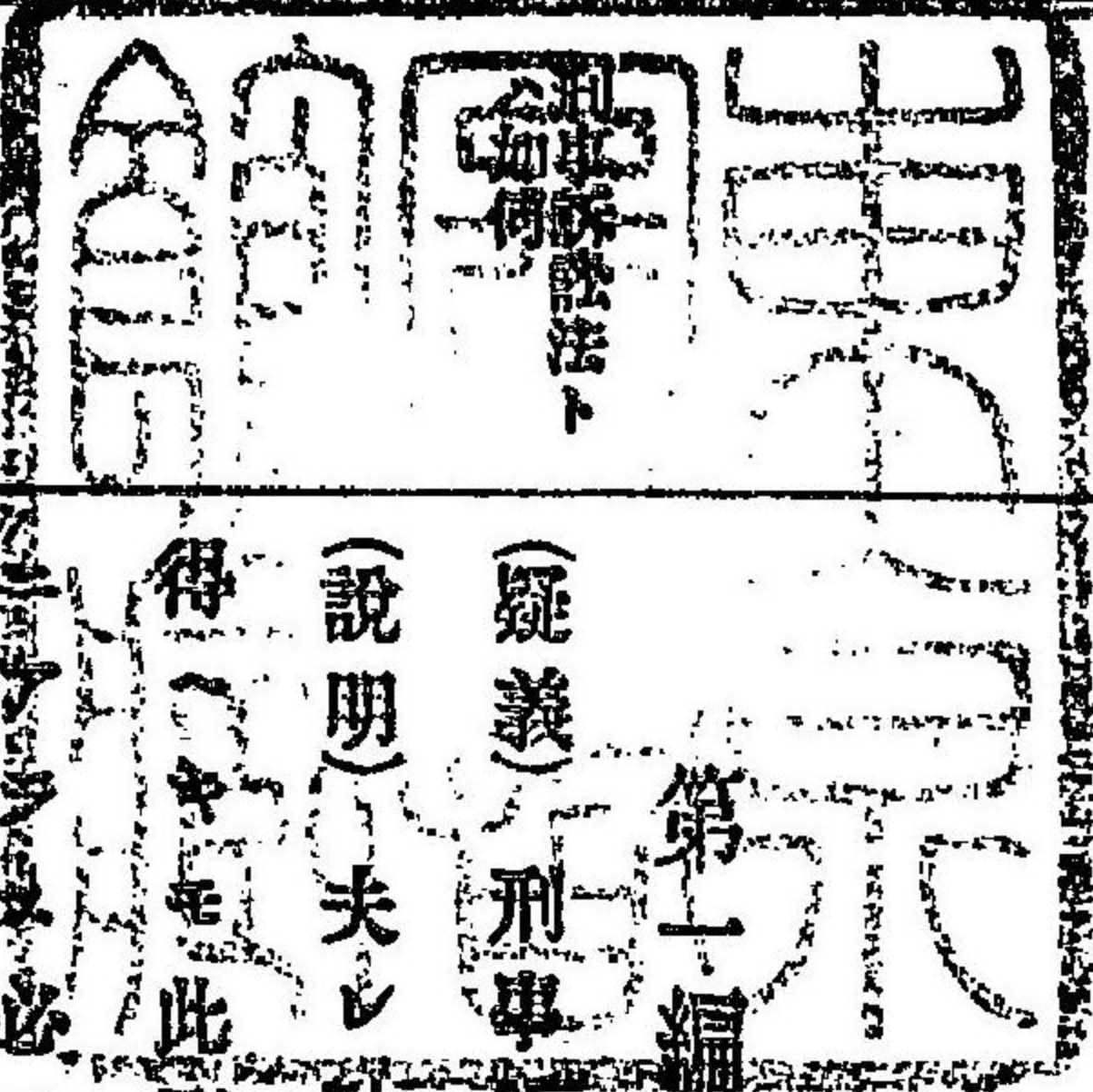
司法省刑事局長 河津祐之君
 大坂控訴院部長 龜山貞義君
 司法省刑事局員 金子源治 著



第一編 總則

(疑義) 刑事訴訟法トハ如何

(說明) 夫レ社會ニ刑罰權アリ之レヲ以テ背法ノ所爲ヲ制罰シ得ルニモ此刑罰權タル自ラ活動シ以テ其效果ヲ生出シ得ヘキニハ必ズ之レカ效果ヲ生出セシメント欲スルニハ之レヲ運轉活動セシムルノ機關ナカルヘカラス此機關ヲ運用セシムルニハ必ズ順序方法ナカルヘカラスナルモノナリ刑事訴訟法ハ即



予此機關ト順序方法ヲ規定セシモノニシテ之レヲ換言セハ刑罰要求ノ存否輕重ヲ判定シ及ヒ之レヲ實行スルノ方法手段ヲ規定スルモノナリ斯ク刑事訴訟法ハ刑罰權ヲ運轉活用シ其效果ヲ生出セシムル順序方法等ヲ規定スルニ在ルモ若シ其規定完備セサルモハ無辜冤枉ニ苦ミ姦惡法網ヲ脱スルノ弊アリ加之ナラス犯法者ト雖モ其有スル濫刑拒絕ノ權自己防護ノ權等之レヲ主張スルニ道ナカラシム從テ其疾厲ハ刑法宇宙ニ冠タルモ將タ何ノ益ヲカ爲サン之レヲ以テ果シテ刑罰權ニシテ克ク其效果ヲ生出セシメントスルニハ刑事訴訟法ノ規定綿密周到聊カ缺クル所ナキヲ要ス茲ニ至テ始メテ其實功ヲ奏シ得ヘキモノナリ

〔疑義〕 本邦刑事訴訟法ノ基キタル主義如何

〔說明〕 刑事訴訟手續ハ其目的ヲ達センカ爲メニ之ヲ彈劾糾問

本邦刑事訴訟法ノ基キタル主義如何

ノ二大主義ニ基キテ構成スルコトヲ得ヘシ而シテ其彈劾主義トハ其事件攻撃辯護ノ職務ヲ個々獨立ノ機關ト爲シ原被告ヲシテ各々同一ノ地位ニ立タシメ判官ハ相互ノ主張スル所ニ依リテ事件ノ眞實ヲ發見シ以テ之レカ判決ヲ下タスヲ謂ヒ糾問主義トハ訴訟手續上事件ノ眞實ヲ得ル方法及ヒ起訴辯護判定等ノ諸務ヲ判官一己ノ思料ニ任ヌルヲ謂フ然レモ二者何レモ其目的ヲ達セントスル點ニ付テハ敢テ異同アルニアラサレモ其目的ヲ達センカ爲メニ用ユル方法ヲ異ニスルモノナリ此方法異ナルニ從テ人民ヲ保護シ公益ヲ全フスルニ輕重アリ之レヲ以テ近時文明諸邦ニ於テハ總テ此彈劾主義ヲ以テ本法構成ノ一大原則トセリ本邦ニ於テモ亦此彈劾主義ヲ採用セシナリ

〔疑義〕 刑事訴訟法ノ政体ニ因テ時々變更ヲ來タス所以如何

〔說明〕 刑事訴訟法ノ政体異ナルニ從テ時々變更スルモノハ其

刑事訴訟法ノ政体ニ因テ時々變更スルハ如何ナルカ

國體ノ如何ニ因テ其國民保護ノ點ニ厚薄アレハナリ則チ專制國ハ其國民ヲ遇スル簡慢粗漏ナリト雖モ自由國ハ深切丁寧ナリ從テ自由國ハ法官ノ職務權限嚴正ニシテ辯護ノ自由審判ノ公行口頭裁判等ノ設ケアリテ敢テ法官ノ擅權ニ涉ルノ弊ナキモ專制國ハ之レニ反シ法官ノ職務權限等總テ曖昧模糊トシテ之カ一定ノ規律ナキノミナラス辯護ハ自由ヲ與ヘス審判ハ敢テ之ヲ公行セス又訴訟ハ總テ書面ヲ以テセシメテ口頭ヲ許サズ甚タシキニ至テハ裁判官皆權威利慾ノ奴隸ニシテ威能ク法ヲ枉ケ利能ク理ヲ屈スルニ至ル夫レ如斯國體異ナルニ從テ國民待遇ノ點ニ厚薄ヲ來スヘキヲ以テ從テ其變遷毎ニ本法ノ規定ニ變更ヲ要スルハ自然ノ然ラシムル所ナリトス

第一條

第一條 公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルコトヲ目的トスルモノニシテ法律ニ定メタル區別ニ從ヒ檢事之

ヲ行フ

公訴權トハ何

(疑義) 公訴トハ如何ナル訴權ナリヤ

(說明) 犯罪ニ因テ擾亂セラレタル社會ノ秩序安寧ヲ恢復センカ爲メ社會ノ有スル所ノ伸暢訴權ニシテ檢事カ君主ノ名義ヲ以テ犯法者ニ對シ刑罰ノ當行ヲ要ムルノ訴ヲ云フナリ

公訴權ノ目的ハ如何

(疑義) 或ハ曰ク公訴ノ目的トスル所ハ第一犯罪ヲ證明スルコト

ト第二刑ヲ適用スルコトノ二者ナリト果シテ然ル乎

(說明) 公訴ノ目的ニ付テハ學者間議論紛紜未タ一定セサルカ如シト雖モ公訴ノ直接ナル目的ハ專テ刑ヲ適用スルニ在リテ其犯罪ヲ證明スルカ如キハ公訴ノ目的ニ非サルナリ夫レ社會カ公訴權ヲ有スルハ即チ刑罰權ヲ實行センカ爲メナリ之ヲ詳言セハ公訴トハ社會カ自己ノ秩序安寧ヲ保維センカ爲メニ制定シタル所ノ法律ヲ犯ス者ニ對シ制裁ヲ加ヘンカ爲メニ行フ

所ノ手段ナレハ當ニ犯罪ヲ證明スルノミヲ以テ制裁ヲ加ヘ得
 タリト謂フ可カラズ然ラハ則チ公訴ノ目的ハ刑ヲ適用スルニ
 在ルコト理ノ當然ナリ然レモ刑ヲ適用スルニハ必ス犯罪ヲ證
 明セサルヘカラス此故ニ犯罪ヲ證明スルハ刑ヲ適用スルカ爲
 メ最モ必要ナル手續ニシテ而シテ其手續ハ刑事訴訟法ノ定ムル
 所ナレハ則チ犯罪ヲ證明スルコトヲ以テ刑事訴訟法ノ目的ト
 爲スハ夫レ或ハ可ナラン然レモ之ヲ以テ直ニ公訴ノ目的ト爲
 スハ則チ不可ナルナリ之レ公訴ノ目的ハ刑ヲ適用スルノ一ナ
 リト言ハサルヘカテサル所以ナリ

或幼者ヲ懲治
 場ニ留置セシ
 メンカ爲メ爲
 ス請求ハ公訴
 ナルカ

〔疑義〕 十二歳以上十六歳未滿ノ幼者若クハ瘖啞者ヲシテ刑法
 第八十條及ヒ第八十二條但書ノ規定ニ從ヒ之ヲ懲治場ニ留置
 セシメントスル片爲スヘキ請求ハ均シク公訴ト云フヘキ乎
 (說明) 公訴ハ刑ノ適用ヲ要求スルモノナルニ依リ時効ヲ得タ

法律ニ定メタ
 ル區別トハ何
 等ノ意義カ

公訴ノ實行ト
 其提起トノ區

ル犯罪ノ如キ又犯罪アリト雖モ刑ノ適用スヘキモノナキ片若
 クハ犯罪ノ事實ハ存在スルモ不論罪ニ屬スルモノニ就キテハ
 公訴ヲ爲スヘキモノニアラス是等ノ場合ニ於テハ其事實ニ付
 必ス裁判官ノ言渡ヲ要スト雖モ其證明ハ犯罪ノ證明ニアラス
 シテ幼者若クハ瘖啞者ノ所爲タル事實ノ證明ナリ其適用ハ刑
 ノ適用ニアラスシテ行政上ノ處分ナリ之レヲ以テ是等ノ場合
 ニ於ケル請求ハ決之レテ公訴ト云フヲ得サルナリ

〔疑義〕 本條ノ法律ニ定メタル區別トハ如何
 (說明) 裁判所構成法第一條及ヒ第六條ニ定ムル如ク裁判所ノ
 階級ニ從テ檢事ニ區別アリ又土地ニ關シテ裁判管轄ノ區別ア
 リテ檢事ノ管轄ヲ異ニスルヲ以テ各其區別ニ從テ公訴ヲ行フ
 ヘキコトヲ云フモノナリ

〔疑義〕 公訴ノ實行ト提起トノ區別如何

別ハ如何

(説明) 法文ニ檢事公訴ヲ行フトハ公訴實行ノ謂ヒニシテ而シテ
 實行トハ權利ニ係リ其訴權ノ目的ヲ達セシカ爲メ百般ノ請求
 手段即チ裁判所ニ訴ヲ起スハ勿論罪ノ證明ヲ爲シ被告人ニ對
 シ刑ノ適用ヲ求メ又之レニ付キ新ニ請求スヘキモノハ之ヲ請
 求シ上訴スヘキモノハ上訴スル等ノ手續ヲ爲スタ云フ之レニ
 反シ公訴ノ提起トハ裁判官ヲシテ公訴ヲ受理セシムルノ手續
 ナ云フ例ヘハ本法第六十二條第一(重罪ト思料シタル事件ニ付
 テハ豫審判事ニ豫審ヲ求ムヘシ)及ヒ第二(輕罪ト思料シタル事
 件ニ付テハ其輕重難易ニ從ヒ豫審ヲ求メ又ハ直チニ其裁判所
 ニ訴ヲ爲ス可シ)ノ場合ノ如キ手續ハ即チ檢事カ公訴ヲ提起シ
 タルモノナリ又舊治罪法ニ在テハ其第一百十條第二項(豫審判事
 直チニ被害者ヨリ民事原告人ト爲ル可キノ申立ヲ受ケタル時
 ハ檢察官ノ起訴ナシト雖モ公訴私訴ヲ併セテ受理シタル者ト

公訴ヲ有スル
モノハ誰カ

ス)ノ場合ハ即チ被害者カ公訴ヲ提起シタルモノナリ又本法第
 百四十三條(前條)ノ場合ニ於テハ檢事ノ起訴ナシト雖モ豫審判
 事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトス其調書ニ
 ハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルコトヲ記載ス可シ)ノ場合ハ即チ豫
 審判事カ公訴ヲ提起シタルモノナリ
 以上三個ノ場合中其第一ノ場合ハ檢事ヨリ豫審判事ニ豫審ヲ
 求メタルモノナレハ當ニ公訴ヲ提起シタルノミナラス併セテ
 公訴ヲ實行シタル者トス
 又公訴ノ實行ハ檢事ニ非サレハ之ヲ行フ能ハスト雖モ公訴ノ
 提起ハ只ニ檢事ノミナラス豫審判事ニ於テモ亦之ヲ爲スヲ得
 ヘキモノナリ尤モ舊治罪法ニ於テハ被害者ニモ公訴提起ノ權
 ヲ與ヘタリト雖モ本法ニ於テハ之ヲ與ヘサルナリ
 (疑義) 公訴權ヲ有スルモノハ誰レナル乎從テ檢事カ之レヲ有

檢事ガ之ヲ有セサル結果ハ如何

セサル結果如何

(説明) 夫レ刑罰權ナルモノハ元來社會ニ屬スルモノナレハ之ヲ實行スル所ノ公訴權モ亦決シ他ニ屬スルノ理由アルヘキモノニアラス畢竟檢事ハ社會ノ代人トシテ其權利ヲ行フモノニ過キス故ニ代理者タル檢事ハ委任者タル社會ノ行ヒ得ヘキ總テノ權利ヲ有スルモノニアラサルナリ之ヲ以テ檢事ハ公訴ヲ起スノ前後ヲ問ハス公訴權ヲ左右スルノ權ナシ之レ權利ヲ左右スルハ之レヲ有スルモノニアラサレハ爲シ得サルノ所爲ナレハナリ尙ホ之レヲ詳言セハ(一)檢事ハ公訴ヲ起スノ前或ハ公訴ノ審理中特ニ刑ノ言渡後ニ於テ其犯罪事件ニ付テ私和ヲ爲スノ權ナシ若シ仮リニ之レヲ爲シ得ルトセハ被告人ト檢事トノ間ニ於テ一種ノ契約ヲ以テ公訴權ヲ左右スルヲ得ルニ至レハナリ(二)檢事ハ公訴權ヲ他人ニ讓渡スルノ權ナシ之レ權利ノ

公訴ノ提起又ハ實行アリタ

讓渡ハ之レヲ所有スルモノニアラサレハ爲シ得サル所爲ナレハナリ(三)檢事ハ己ニ起シタル公訴己ニ爲シタル上訴ニ付テ其手續ヲ中途ニ停止スルノ權ナシ之レヲ以テ一旦其實行ニ着手セシ時ハ緩漫ナク必ズ其事件結局マテノ手續ヲ爲シ遂ケサルヘカラス(四)檢事ハ其爲シ得ヘキ上訴ノ手段ニ付キ明暗ニ拘ハラズ豫メ之ヲ拋棄スルノ權ナシ故ニ假令判事カ檢事ノ要求ニ一點ノ差ナク刑ノ言渡ヲ爲シタリト雖モ其後ニ至リ檢事若シ先キノ要求ノ過不及ヲ悟リ其刑ノ失當ヲ信スル時ハ更ニ上訴ヲ爲スノ妨ケトナルコトナシ是レ檢事カ最初ニ爲シタル要求ハ其當時ノ意見ニ從テ爲シタルマデナレハ之ヲ以テ其要求ノ通り刑ノ言渡アルハ其言渡ニ對シ上訴ハ決シ爲サ、ルベシトノ暗黙ナル上訴權ノ拋棄アリト云フヘカラサレハナリ

(疑義) 檢事カ第六十二條第三項ニ基キ裁判所構成法第十六條

ルモノト爲シ
得ルヤ否ヤニ
付テノ疑問

第二號第三號ニ記載シタル輕罪又ハ違警罪ト思料シタル事件ニ付證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ區裁判所檢事ニ送致シタル時又本法第六十四條ニ基キ檢事其被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルモノト思料シ之ヲ管轄裁判所檢事ニ送致シタル時ノ如キハ公訴ノ提起又ハ實行アリタルモノトスヘキヤ

(說明) 前段ノ手續ヲ爲スカ如キハ未タ提起モ實行モ之アラサルナリ何トナレハ是等ノ手續ハ犯罪ト思料シタル事件ヲ他ノ管轄裁判所檢事ニ送致スルノミニシテ未タ起訴ノ手續ヲ爲シタルモノニアラサレハナリ

(疑義) 公訴ノ發生及ヒ消滅ノ時如何

公訴ノ發生ト
其消滅ノ時期
ハ何レノ時ニ
在ルカ

(說明) 公訴ハ犯罪ト其發生ヲ共ニ適用スヘキ刑罰ノ消滅ト共ニ消滅ス蓋シ公訴ハ刑ノ適用ヲ要求スルノ訴ナレハ犯罪ナケレハ適用スヘキ刑罰モナカルベク又適用スヘキ刑罰ニシテ

未發白首ニ刑
ノ全免ヲ爲ス
在リタル後ニ
ハ檢事ハ公訴
ヲ起スベキヤ
否

己ニ消滅スレハ公訴モ自然消滅ニ歸スヘキコト當然ナレハナリ尙ホ此公訴權消滅ノ事柄ニ付テハ第六條ヲ照閱ス可シ
(疑義) 一ノ條例ニ違犯セシモノアリ然レモ其條例ニハ罪ノ發覺前相當官署ニ自署スルトキハ其刑ヲ全免スヘキノ規定アルノミナラス別ニ監視等ノ附加刑モナカリキ此ノ場合ニ於テ犯人其罪ノ發覺前自首ヲ爲シタル片ハ最早公訴ヲ起スヘカラサルカ將タ又公訴ハ之ヲ起サハルヘカラサル歟

(說明) 抑モ犯人ノ自首ニ依テ其刑ヲ全免スヘキモノハ其一旦ノ犯罪ハ己ニ自首ト共ニ消滅シタルモノト云フヘク又檢事ハ自ラ裁判ヲ爲ス能ハスト雖モ罪ノ有無ヲ審糾シ起訴スルト否トハ其職權ニ屬スルノミナラス法律ハ罪アリテ罰スヘキモノニアラサレハ起訴スルヲ命セス即チ本條ニ公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ノ適用ヲ目的トスルモノ云々トアルニ依テ明カナリ故

ニ其刑ヲ全免スヘキ本疑義ノ場合ノ如キモノヲ摘發シテ裁判
 ヲ求ムルハ却テ公訴ノ趣旨ニ背反スルモノト謂ハサルヘカ
 ス之ヲ以テ果シテ自首等ニ依リ免刑ニ販シ特ニ監視等ノ附加
 刑モナキ場合ニ於テハ之レカ起訴ヲ爲スモ實際無用ノ手續ニ
 屬スルヲ以テ是等ノ場合ニハ其起訴ノ手續ヲ爲スヘカラス即
 チ公訴ノ目的トスル所ニアラサルナリ

檢事ノ不羈獨
 立トハ何ノ故
 カ

(疑義) 公訴權實行ニ付キ檢事ノ不羈獨立トハ如何

(說明) 檢事ハ司法大臣ノ命ヲ奉シテ起訴ヲ爲サ、ルヘカ
 ラルアルカ故ニ公訴權實行ニ關シテ不羈獨立タルノ性格ヲ全
 有セサルカ如シト雖モ其實決シテ然ラス固ヨリ公訴權ハ社會
 ノ所有スル所ナレハ檢事ノ隨意ニ之ヲ左右スルヲ得ズ故ニ強
 テ公訴ノ提起ヲ拒ミ又ハ既ニ提起セラレタル公訴ヲ停止スル
 ヲ得スト雖モ其實行ニ至テハ斷々乎トノ全權ヲ有スルカ故ニ

判事ト檢事ト
 ハ互ニ不羈獨
 立トハ如何ナル
 ナリヤ

自ラ信ノ其訴ヲ不當ナリト認ムル片ハ其旨ヲ主唱スルヲ得ヘ
 シ是レ公訴實行ニ關シテ不羈獨立タルノ性格ヲ有スル所以ニ
 シテ一点ノ欠クル所アラサルナリ彼ノ自己ノ欲スル所ニ從ヒ
 公訴權ノ提起ヲ拒ムヲ得既ニ起リタル公訴モ之ヲ止ムルヲ得
 ルカ若キハ其權限ヲ踰越スト謂フヘクシテ之ヲ以テ不羈獨立
 ナ維持スルニ欠クヘカラサルモノト誤認スヘカラサルナリ
 之ヲ要スルニ不羈獨立トハ其意見ノ他ニ拘束セラレサルノ謂
 ヒニシテ隨意ニ公訴ヲ左右スルヲ得ルノ謂ニアラス故ニ司法
 大臣ノ命ヲ奉シ公訴ヲ起シタリト雖モ其訴不當ナリト認メタ
 ル片ハ自己ノ信スル所ノ意見ヲ陳述シ以テ無罪又ハ免訴ノ言
 渡ヲ求ムルヲ得是レ即チ其不羈獨立ノ致ス所ナリ
 (疑義) 裁判官ト檢事トハ互ニ不羈獨立ナリトハ如何ナルコト
 ナリヤ

(説明) 検事ハ法律上直接ニ公訴權實行ノ權ヲ委任セラレタル者ニシテ裁判官ハ法律上直接ニ事ノ是非曲直ヲ判定スルノ權ヲ委任セラレタル者ナリ故ニ二者與ニ裁判所ニ欠クヘカササル元素ナリト雖モ各相獨立シ決シ比同スヘキモノニアラス裁判官事ヲ検事ニ命シ若クハ禁スルノ權ナキハ勿論亦是モ之ヲ懲戒スルノ權ナシ検事モ亦裁判官ニ拘束セラル、トナク充分ニ公訴權ヲ實行スヘキナリ今左ニ之レカ重モナル結果ヲ示サ

ン

裁判所ハ如何ナル場合ニ於テモ起訴ノ妨碍ヲ爲スヲ得ス裁判所ハ検事ノ意見ニ拘束セラル、トナク取捨全ク其權内ニ在リト雖モ其請求ハ必ス之ヲ受理シ理否ヲ判決シ取捨ヲ爲サ、ルヘカラス裁判所ハ検事ノ請求ナキモ職權ヲ以テ審理ノ處分ヲ爲スヲ得ス請求ヲ受ケサル刑ヲ言渡スヲ得ルモ其請求ヲ受ケ

検事ハ一體ナ
リトノ意及ビ
不可分ナリト
ノ義ハ如何

タル點ニ付テハ充分ニ之ヲ審理シ以テ公訴權實行ヲ容易ナラシメザルヘカササルナリ

(疑義) 検事ハ一體ナリトハ如何又分割スヘカラストハ如何

(説明) 検事ハ一體ナリトハ法律ニ明文ナシト雖モ總テ此主義ヲ認メテ法則ヲ設ケタルト我刑事訴訟法全體ヲ通覽シテ自ラ明カナリ

検事ハ一體ナリトハ上司法大臣ヨリ下違警罪裁判所検事ニ至ルマテ互ニ脈絡ヲ通シ一定ノ法則ニ從ヒ検事正ハ其補官ヲ監督シ検事総長ハ其管下ノ検事ヲ監督シ司法大臣ハ各検事ヲ監督シ凡百ノ處分擧ケテ一途ニ出ツルヲ謂フ若シ検事ニシテ一體ノ性格ナカラスメンカ各自其處分ヲ區々ニシ支離滅裂爲メニ多少勢力ヲ失ヒ竟ニ社會ノ代理ヲ行フ能ハサルニ至ルヘキナリ

檢事ノ職務ノ性質上同一体ナルヨリ生スル結果ハ如何ナルモノナリヤ

又檢事ハ其數多シト雖モ何レモ社會ノ代人ナリ檢事ノ行フ所ハ社會ノ行フ所ナリ故ニ之ヲ分割スヘカヲサル者ト謂フ夫ノ一事件ニ付キ檢事半途ニ相代ルアルモ爲メニ辯論ヲ新ニスルヲナク(第二百九條參照)又一檢事ノ起シタル公訴ニ對シ裁判アリタルトキハ檢事ハ其人ヲ異ニスルト雖モ復タ同一ノ事件ニ付キ訴ヲ起スヲ得サル等總テ其結果ナリ

(疑義) 檢事ハ其職務ノ性質上同一体ナルヨリ生スル結果ハ如何ナルモノナリヤ

(說明) 檢事職務ノ性質上同一体ナルヨリ生スル結果ハ猶ホ夫ノ合名會社ノ社員一名又ハ二名以上ニテ會社ノ名義ヲ用ヒ契約シタル事柄ハ各社員ニ對シ其權利義務ノ効力ヲ生スルカコトシ故ニ究竟左ノ效果ヲ生ス可シ

第一 同局内ノ各檢事ハ迭ニ相名代シ甲ノ檢事カ着手シタル

檢事互ニ職務ヲ代理スルハ同一ノ意見ヲ有セザルベカラザルカ

事件ハ乙ノ檢事ニ於テ更ニ審理ヲ爲スコトナク其以後ノ手續ヲ繼續シ之ヲ終了スルコトヲ得

第二 同局内ノ各檢事ハ其局内上官ノ明諾又ハ默諾ヲ以テ其上官ノ爲シ得ヘキ總テノ手續ヲ爲スコトヲ得

第三 下級裁判所ノ檢事公判ノ言渡ニ對シ上訴シタルトキ上訴ヲ受理シタル裁判所ニ出廷シテ其上訴ノ旨趣ヲ擴張スル等都テノ手續ヲ爲スニ及ハス則チ上訴ヲ受理シタル裁判所ノ檢事ニ於テ當然其代理ヲ爲シ右等ノ手續ヲ盡スヘキモノトス

(疑義) 檢事ハ其上下ヲ問ハス互ニ職務ヲ相代理スルトキハ總テ同意見ヲ有セサルヘカヲサル乎

(說明) 抑々檢事ノ職務上不可分のナリトスルノ旨趣タル畢竟公益ノ爲メ即チ檢察事務ノ圓滑ナランカ爲メ設ケタルモノナ

ルカ故ニ之レカ爲メ却テ公益ニ反スルカ如キコトアル可カラ
 ヲルヤ論ヲ竣タヌ去レハ檢事長又ハ檢事正ハ裁判所ニ於テ其
 監督スル檢事カ請求シタルト同一ノ裁判ヲ爲シタルト又反對
 ナル裁判ヲ下シタルトテ問ハヌ又初メ其檢事ノ請求ヲ承認シ
 タルト否ヲ論セス苟クモ其裁判言渡ノ當ヲ得サルモノタルト
 テ信スルトキハ其裁判言渡ニ對シテ上訴ヲ爲スコトヲ得可ク
 又所屬ノ檢事ヲシテ上訴ヲ爲サシムルコトヲ得可シ依此觀之檢
 事ハ同一休ヲ爲ス者ナリトノ事ハ只其職務上相互ノ關係ニ就
 テ云ヘル者ニシテ甲檢事ハ必スシモ乙檢事ト同意見ヲ有セサ
 ルコトアルベキノミナラス決シテ他檢事ノ意見ノ爲メ掣肘セラ
 ルハモノニアラサルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第一條 公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルコトヲ目的トスル

第二條

者ニシテ法律ニ定メタル區別ニ從ヒ檢察官之ヲ行フ
 第二條 私訴ハ犯罪ニ因リ生シタル損害ノ賠償、贓物ノ
 返還ヲ目的トスルモノニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬
 ス

損害トハ何ゾ

〔疑義〕 損害トハ如何ナル謂ナリヤ

〔説明〕 損害トハ身体名譽若クハ財産ニ關スル權利ノ毀損ナリ
 而シテ或ハ此等ノ權利全部ノ毀損アリ或ハ其一部ノ毀損アリ
 又其權利ハ金錢ヲ以テ價ヲ定メ得可キモノト否ラサルモノト
 アリ又吾人ノ財産ニ屬スルモノト屬セサルモノ例ヘハ生命健
 康自由名譽身分ニ關スルモノアリ總テ此等ノ別ナク苟クモ吾
 人ニ屬スル權利ノ全部若クハ一部ノ毀損ヲ生シタルキハ是レ
 有形若クハ無形ノ損害ヲ生シタルモノト謂フヘキナリ

〔疑義〕 例ヘハ茲ニ一犯罪アリ檢事ハ甲ヲ以テ其犯人ト認メ之

乙ノ罪ヲ犯セ
 ルガ爲ニ甲ノ

誤リテ訴ヘテ
レタルハ甲
ハ爲メニ受ケ
ル損害ヲ乙
ニ請求シ得
ルカ

ニ對シテ公訴實行ノ手續ヲ爲セリ然ルニ豫審ニ於テ其犯罪ハ
乙ノ爲シタル所ニシテ甲ノ所爲ニアラサルコト明瞭ナルニ至
リ甲ニ對シテハ免訴ノ言渡アリタリ此場合ニ於テ前ニ犯人タ
ルノ嫌疑ヲ被ムリタル甲ハ其犯罪ノ本人タル乙ノ爲シタル犯
罪ノ爲メニ自ラ損害ヲ蒙リタルヲ理由トシテ之ニ對シ私訴ヲ
起スヲ得ヘキヤ

(説明) 抑モ私訴ハ其原因犯罪ヨリ出タルモノニアラサレハ之
ヲ私訴ト稱スルヲ得サルナリ從テ犯人ニ對シ私訴ノ名稱ヲ以
テ賠償ノ訴ヲ起スヲ得ス去レハ今本疑問ノ場合ノ如キハ其甲
ノ請求スルモノハ果シテ乙者ノ犯罪ヨリ出タル損害ナリヤ否
ヤヲ尋ムルニ其損害ハ乙者ノ犯罪ヨリ出タルモノト謂フヲ得
ズ即チ甲者ノ蒙リタル損害ハ其原因全ク檢事ノ誤認ニ因テ然
ルモ其ニシテ乙者ノ犯罪ハ唯此誤認ヲ來タスノ機會ヲ與ヘタル

金錢ヲ以テス
ルモノニアラ
ザレバ損害賠
償ナラザルカ

ニ過キサルモノナリ而シテ檢事ノ誤認ハ損害賠償ノ基因トナラ
サルナリ之ヲ以テ本疑義ノ甲者ハ其乙者ニ對シ損害賠償ノ訴
ヲ爲シ得サルナリ

(疑義) 損害ノ賠償トハ金錢ヲ以テスルモノニ限ル乎

被害者トハ誰
カ

(説明) 凡ソ損害ハ有形上即チ身体財産ニ關スル者タルト無形
上即チ名譽權利ニ關スル者タルトニ論ナク金錢ヲ以テ賠償シ
得ヘキ者ハ通常金錢ヲ以テ賠償スヘキナリ然レモ金錢ヲ以テ
スル賠償ニ限ルヘキニアラス或場合ニ於テハ裁判官ハ被害者
ノ請求ニ依リ犯罪人ノ費用ヲ以テ裁判宣告書ヲ新聞紙ニ公告
スヘキコトヲ命ジ以テ賠償ノ手段ト爲スコトアリ又場合ニ依
リ此公告ノ外尙ホ金錢上ノ賠償ヲモ併テ言渡スコトアリ

(疑義) 被害者トハ如何ナル人ヲ指稱スルヤ

(説明) 茲ニ所謂ル被害者トハ如何ナル人ヲ指スモノナリヤ犯

罪ニ因リ直接ニ害ヲ受ケタル本人ノ被害者タルコトハ固ヨリ
 言ヲ待タズ例ヘハ被毆打者被盜者ノ如キ是レナリ然レモ犯罪
 ニ因リ直接ニ害ヲ被ムリタル者ノミヲ以テ被害者ト爲スヘカ
 ラズ縱令ヒ直接ニ害ヲ受クルニ非サルモ犯罪ニ因リ其生シタ
 ル害ノ影響ヲ間接ニ被ムル者モ亦被害者ナリトス例ヘハ有夫
 ノ婦ノ侮辱セラレタル時ノ如キ直接ノ被害者ハ其婦ナリ然レ
 モ其侮辱ハ夫ノ名譽ヲ毀損スルカ如キアラハ是レ夫ハ間接ニ
 損害ヲ被ムリタル者ニシテ即チ被害者ト謂ハサルヘカラス故
 ニ此場合ニ於テ夫ハ自己ノ名義ヲ以テ賠償ヲ請求スルヲ得又
 子ニ對スル犯罪ニ因テ其父間接ニ損害ヲ被ムリタル時ノ如キ
 モ亦同様ニシテ此父ハ自己ノ名義ヲ以テ賠償ヲ請求スルヲ得
 ヘキナリ

希望ハ損害ヲ
 要ムルノ基ト

(疑義) 希望ハ損害賠償ノ基礎ト爲ヌヲ得ザル理由如何

ナラザル理由
 ハ如何

(説明) 犯罪ニ因テ生シタル損害ヲ理由トシテ私訴ヲ起シ賠償
 ヲ求ムルニハ必ス其犯罪カ損害ノ原由ト爲リ且其損害ハ現ニ
 生シタルヲ必要トス故ニ例ヘハ其妻ノ侮辱セラレタル時又ハ
 子ノ創傷セラレタル時ニ於テ其夫又ハ父タル者私訴ヲ起シテ
 賠償ヲ求ムルニハ必ス其婦又ハ其子ニ對スル犯罪ハ以テ自己
 ノ名譽上若クハ財産上ニ現ニ損害ヲ來シタルコトヲ證明セザ
 ル可カラサルモノナリ是レ他ナシ損害ノ賠償ヲ求ムルニハ其
 損害ノ確然生シタルコトヲ必要トスレハナリ故ニ若シ否ラス
 シテ唯其犯罪ナカリセハ當ニ若干ノ利益ヲ得シナルヘシト云
 フカ如キ利益ノ希望ヲ失フタルニ過キサル場合ノ如キハ以テ
 賠償ヲ求ムルノ理由ト爲スニ足ラス何トナレハ希望ハ確然ナ
 ラサルモノニシテ果シテ其希望シタル利益ヲ得タルヤ否ヤハ
 未タ知ル可カラサルモノナレハナリ是レ其希望ハ損害賠償ノ

醫師公証人等
ニシテ免許ヲ
得ズニ營業ヲ
爲シタルハ
他ノ營業者ハ
此者ニ損害ノ
賠償ヲ要ス得
ルカ

基礎ト爲スニ足ラサル所以ナリ

(疑義) 醫師製藥家公証人代理人等ハ元來或ル能力ニ關スル條件ヲ具有スルニアラサレハ其業ヲ爲スコト能ハサル者ナリ若シ之ニ背キ營業ヲナス者アルハ同業者ハ爲メニ顧客ヲ減少セラレタルヲ理由トシテ其不正營業者タル醫師製藥家等ニ對シ私訴ヲ起シ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得ルヤ否ヤ

(説明) 前段同業者ノ如キハ敢テ其私訴ヲ爲スノ權ナキモノナラン何トナレハ其同業者ノ如キハ或ハ多少ノ利益ヲ得ザリシコトアリント雖モ是レ即チ彼レニ求メスシテ自己ニ求ムルナラントノ一ノ希望ノ齟齬ニシテ敢テ之ヲ權利ノ毀損ト云フヲ得サルナリ去レハ前説明ニ述フル如ク損害ノ賠償ハ必ス權利ノ毀損ニアラザレハ爲シ得サルモノニシテ利益ノ希望ノ如キハ單ニ一箇ノ假想ニ過キサル甚タ薄弱ナル者ナルヲ以テ本疑義

ノ場合ノ如キ同業者ハ之ヲ口實トシテ賠償ヲ請求スルヲ得ザル知ルヘキナリ

私訴權ハ被害者ノ相続人ニ移ルカ

(疑義) 私訴權ハ被害者ノ相続人ニ移轉スヘキヤ否ヤ
(説明) 此疑義ニ答ヘンニハ須ラク場合ヲ分テテ論決セサルヘカラス即チ其場合ヲ左ノ三段ニ分タントス

(一) 被害者ノ死去前犯罪ノ生シタルトキ
犯罪カ若レ被害者ノ財産身体健康自由等ニ害ヲ加ヘタルトキハ其相続人ハ其犯罪者ニ對シ私訴ヲ起シ得ヘキモノナリ如何トナレハ其犯罪ノ爲メ相続人ニ於テ金錢上若クハ心意上ノ損害ヲ被フルノミナラズ又財産ノ一部分ヲ滅殺セラレタルモノナレハナリ且此場合ハ相続人自ラ直接ニ損害ヲ受ケタルト同一ナルカ故ニ此場合ハ死者ノ名義ヲ以テセス自己ノ名義ニテ私訴ヲ起スコトヲ得ヘシ則チ相続人ハ己レノ相続シ得ヘキ財

産ノ一部ヲ減損セラレタルヲ以テナリ加之ナラス被害者死去
前其名譽ヲ毀損セラレタルヲ以テ私訴ヲ起シ後死去シタル時
モ相續人ハ又之ヲ繼續スルヲ得ヘキモノナリ
(三) 被害者犯罪ノ爲メ死去シタルトキ
被害者重傷ヲ爲メ自ラ私訴ヲ起スニ至ラスシテ死去シタル時
ハ其相續人ハ之レガ私訴ヲ起シ得ヘキナリ如何トナレハ人ノ
生命ヲ奪フノ所爲ハ其人ノ爲メニ回復スヘカラサル大害ナル
ノミナラス亦其人ノ財産上ニモ害ヲ生スルコト當然ナルヲ以
テナリ
又相續人ニアラスト雖モ被害者死シタル爲メ損害ヲ被フル者
ハ亦私訴ヲ起スヲ得ヘシ設令ハ被害者ニ於テ或人ニ對シ自己
ノ生存中養料ヲ與フヘシトノ契約ヲナシタル者アルモ其或人
ハ犯罪ニ對シ私訴ヲ起シ其代辨ヲ求ルヲ得ヘシ又夫ノ勢力ニ

依テ生活スル婦ノ如キハ其夫ノ犯罪ノ爲メ死去シタル片ハ爲
メニ忽チ活路ヲ失フヲ以テ是亦犯人ニ對シ之レガ私訴ヲ起シ
得ヘキナリ但其親屬故舊ハ權利ノ毀損ヲ證明セス唯其愛情ヲ
減殺セラレ悲歎措ク能ハサルヲ理由トシテ私訴ヲ起スヲ得サ
ルナリ
(三) 被害者ノ死後ニ犯罪ノ生シタル場合復言セハ死者ニ對シ
罪ヲ犯シタル場合
此第三ノ場合即チ死後ニ犯罪ノ生シタル場合トハ例ヘハ死者
ニ對シ誹毀殘謗スルノ類ヲ云フ而シテ此死者ニ對スル誹毀殘謗
ニ付テハ一槩ノ斷定ヲ下タスヲ得ス宜シク場合ヲ分チテ論セ
サルヘカラス
(イ) 其死者ニ對スル誹毀殘謗ノ原因ニ出テタルトキ
(ロ) 其誹毀殘謗ハ眞實ニシテ事實ヲ發露シタルモノナルトキ

此(イ)ノ場合ニ於テハ其相續人眞實損害ヲ被ムリタルモノナルトキハ其相續人ハ之ヲ原因トシテ私訴ヲ起スヲ得ヘシト雖モ反之(ロ)ノ場合即チ其ノ誹毀ニシテ事實ニ適合スルモノナルトキハ此事タル德義上或ハ嫌疑スヘキモノナリト雖モ亦社會カ歴史家ノ直筆ヲ保護スルノ點ヨリシテ之ヲ咎ムルヲ得サルモノナリ去レハ其歴史家ハ善行惡事ヲ後世ニ傳ヘンカ爲メ法律ノ許シタル自己ノ權利ヲ實行シタルニ過キサルモノナルヲ以テ何人ヨリモ私訴賠償ノ請求ヲ受クルノ恐レナキモノナリ之レ其賠償ノ責ナキ所以ナリ

(疑義) 被害者ノ死去ニ因リ私訴ノ請求權ヲ有スルモノハ單ニ其相續人ノミナラス債主モ又此權ヲ有スル場合ハ如何ナルトキナル乎

(説明) 本疑問ノ如キ場合ヲ例セハ債主カ被害者ノ手術技藝ヲ

被害者ノ死後ニ私訴權ヲ債主カ有スル場合ハ如何

目的トシテ金錢ヲ貸與シタル場合ニ在ルモノナリ則チ被害者犯罪ノ爲メ死去シタルキハ債主ハ負債者ノ技術ヲ擔保トシテ貸與シタル債權ハ負債者死去ノ爲メ遂ニ辨濟ヲ受クルノ道ナキニ至ラン去レハ即チ其債主ハ爲メニ自ラ損害ヲ被ムリタル者ナルヲ以テ債主ハ其犯者ニ對シ自ラ被ムリタル私訴ノ賠償ヲ求ムルヲ得ヘキナリ

(疑義) 損害ノ賠償ハ何人ニ於テ之ヲ負擔スヘキヤ

(説明) 犯罪ニ因リ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ其正犯タルト從犯タルトヲ問ハス又有意犯タルト無意犯タルトヲ論セス總テ損害賠償ノ責任者ナリ然レモ或特種ノ人即チ識別力自由力ヲ有セサル幼者癡癡者ノ如キハ刑法上其所爲ノ責任ナキモノナレハ隨テ其所爲ヨリ生スル損害賠償ノ責任モ亦之レナキナリ又正當防衛ヲ行ヒ以テ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキモ同シク損

損害ノ賠償ヲ誰カスル者ハ

賠償義務ハ連
帶ナルカ非連
帶ナルカ

害賠償ノ義務ナシ之レ正當防衛ハ不正ノ所爲ニ非スシテ各自
ノ權利ヲ行ヒタルモノナレハナリ而シテ前段ノ幼者瘋癲者ハ
自ラ其責任ナキモ其所爲ニ因リ生シタル損害賠償ノ責ハ之ヲ
監督スル人ニテ之ヲ擔當セサルヘカラス而シテ此人ヲ稱シテ民
事擔當人ト云フ去レハ此ノ民事擔當人カ他人ノ所爲ヨリ生シ
タル損害ヲ賠償スル義務アルハ其自己ノ過失アルニ因ルモノ
ナリ元來民事擔當人ハ幼者瘋癲者ヲ監督スルモノナレハ幼者
瘋癲者カ不法ニシテ損害ヲ他人ニ被ムラシメタルハ監督者ガ
注意ヲ怠リタルト即チ過失アルモノナリ自己ノ過失ニ因リ他
人ニ損害ヲ與ヘタル者ハ其損害ヲ償ハサルヘカラスナルハ法律
ノ原則ナレハナリ

(疑義) 賠償ノ義務ハ連帶レテ之ヲ負擔スヘキヤ將タ非連帶ノ
モノナリヤ

(説明) 夫レ義務ノ連帶トハ數多ノ被告人其損害賠償額ノ全部
ヲ一人ニテ支辨スルノ謂ニシテ數人間ニ分割セサルノ義務ヲ
云フ去レハ其義務ハ通常一般ノ義務トハ異ニシテ一層嚴密重
大ナルモノナリ之レヲ以テ連帶義務ノ責任ハ單獨ノ行爲ノミ
ニテハ之ヲ負フヘキ者ニ非ス必ス契約若クハ法律ニ基因シタ
ルモノナラサルヘカラスナルナリ故ニ其契約若クハ法律ニ基因
セサレハ其被告人間ニハ連帶賠償ノ責任ナク各自其爲シタル
部分ニ應シテ賠償ノ責ニ任スルノミ然レモ亦義務ノ性質換言
セハ所爲ノ性質ニ因リテハ此契約若クハ法律ナキトキト雖モ
其責任ノ生スルコトアリ例ヘハ其所爲ノ分ツヘカラスナルモノ
ナルトキ即チ或所爲ノ全部ヲ爲シタルカ又ハ爲サ、ルカノ一
ニ居ラサルヘカラスナルトキノ如キ之レナリ彼ノ竊盜ノ如キハ
例令二人共謀シテ金千圓ヲ竊取シタリト雖モ其金額ハ被告人

問ニ於テ連帶シテ賠償セサルヘカラス竊盜ノ所爲ハ二人間ニ各自其半ヲ爲シタリト云フヲ得ス各其所爲ノ全部ヲ爲シタルモノト云ハサルヘカラス又例ヘハ殺人罪ニ在テ數人共謀シテ犯シタルトキ其數人ハ各其所爲ノ一部ヲ分配シテ爲シタリト云フヲ得サルカ如キ之レナリ總テ是等ノ場合ニ於テハ其義務者ハ各自ニ其義務ノ全部ヲ負擔セサルヘカラサルナリ之レ其所爲ノ性質ヨリ自然ニ生スルノ責任ナルノミナラス共犯ノ場合ニ於テハ刑法第四十七條ノ明規スル所ナリトス但シ被害者ニ於テ其一人ヨリ賠償ヲ得タルトキハ他ノ被告人ヨリ又更ニ請求スルヲ得サルナリ是レ之レヲ許ストキハ其被害者ハ不當ノ利得ヲ爲スニ至レハナリ

贓物ノ返還ハ損害ノ賠償ナリト云フモアリ此アリ如何

(疑義) 贓物ノ返還ハ等シク損害ノ賠償ナリト云フモアリ此説果シテ是ナル乎

(説明) 損害ノ賠償ト贓物ノ返還トハ兩個素ヨリ獨立ノ性質ヲ有スルモノニシテ贓物ノ返還ハ決シテ損害ノ賠償中ニ包含スヘキモノニアラス犯罪ニ依リテ横奪セラレタル物件ニシテ已ニ犯者ノ手裏ニ存セサルカ若クハ其物件ニシテ金錢等ノ不確定物ニ係ルルハ贓物トシテ直チニ其返還ヲ請求スルヲ得ス就中數人ノ被害者アルトキニ金錢ヲ以テ直チニ贓物ト見做シテ之レテ一人ノ被害者ニ還付スルカ如キコトアラハ他ノ被害者ヲ損シテ一人ヲ利スルモノト云ハサルヲ得ス故ニ是等ノ場合ニ於テハ必ス之レヲ損害ノ賠償トナシ數人ノ被害者ヲシテ等一ノ賠償ヲ得セシメサルヘカラス之レ贓物ノ返還ト損害賠償ト同一視スヘカラサル主要ノ點ニシテ贓物ノ返還ハ損害賠償中ニ包含セスト云フ所以ナリ

私訴ハ被害者ニ屬ストノ意

(疑義) 本條私訴ハ被害者ニ屬ストハ如何ナル意味ナルヤ

如何

(説明) 法文ニ私訴ハ被害者ニ屬スト書シタルモノハ抑モ私訴權ハ被害者ナル一私人ニ於テ隨意ニ之ヲ處分シ又被害者ナル一私人ノ隨意ニ之ヲ提起シ之レヲ實行シ得ヘキノミナラス其私訴ヲ拋棄シ又ハ私訴ノ實行ヲ中止スル等其私人ノ權内ニ在ルヘキコトヲ云フモノナリ

(疑義) 私訴ト通常民事ノ訴トノ間ニ存スル差異如何

(説明) 私訴ト雖モ其本質民事上ノ訴タルニ過キサレハ其性質上ニ於テハ敢テ殊別アルニアラサレモ其訴權タル一ハ公訴ノ原因タル犯罪ノ事實ニ基因シ一ハ單純ノ民事上ノ所爲ニ發生スルヲ以テ其効果及ヒ其手續上ニ屬スル事柄ニ至テハ多少ノ差異ナキ能ハヌ即チ第一私訴ハ公訴ニ附帶シ提起スルヲ得ヘシト雖モ單純民事ノ訴ニ於テハ公訴ニ附帶シテ其訴ヲ起スヲ得サルモノナリ第二私訴ハ金額ノ多少及ヒ被告人住居ノ地タ

私訴ト通常民事ノ訴トノ間ニ存スル差異如何

私訴權ハ何時發生スルカ

ルト物件所在ノ地タルトヲ問ハス凡テ民法上ニ於ケル裁判管轄ヲ分離シテ之ヲ刑事裁判所ニ訴フルコトヲ得ヘシト雖モ民事ノ訴ニ在テハ此例外法ニ從フコトヲ得サルナリ第三私訴ノ時効ハ民法ノ時効ノ期間ヲ用ヒス刑ノ時効ノ期間ヲ適用ス第四私訴ニ在テハ金額ノ多寡ニ係ハラス訴訟用印紙ヲ貼用スルコトヲ要セスト雖モ民事訴訟ニ至テハ民事訴訟用印紙ヲ其規定ニ從ヒ必ス貼用セサルヘカラサルノ別之レナリ

(疑義) 私訴權ハ如何ナル時ニ發生スル乎

(説明) 或ハ曰ク私訴權ハ其發生ヲ公訴權ノ發生ト共ニシ犯罪アレハ玆ニ公訴權私訴權共ニ發生スト之レ大ニ誤レリ抑モ私訴權ナルモノハ其私權利ヲ毀損セル事實ト其發生ヲ共ニスヘキモノニシテ必スシモ犯罪ト其發生ヲ共ニスルモノニアラス何トナレバ設ヒ犯罪アルモ私權利ノ毀損ナキコトアレハナリ

私訴ヲ爲ス者ハ能力ナカルベカラザルカ

例ハ盗犯ナリト雖モ或ハ其財物ヲ奪取スルニ至ラズシテ去ルコトアリ又其一時横奪シタル物件ト雖モ直チニ自ラ被害者ニ還付シ損害ヲ賠償シタル片ハ犯罪ハ依然トシテ存在シ公訴權ハ追々其手續ヲ行フヘキモ私訴權ノ得テ行フヘキ者ニアラザレハナリ又反之幼者癡癩者等不能力者ノ犯罪ニ係ル片ハ其公訴權ハ發生セサルモ之ニ對シ民事ノ損害賠償贓物ノ返還ヲ要求スルノ訴ヲ爲シ得ヘケレハナリ之レ私訴權ハ其發生ヲ公訴權ト共ニセサル所以ナリ

〔疑義〕 私訴ヲ爲ス者ハ必ス訴ヲ起スノ能力ナカルヘカザサルモノナル乎

〔説明〕 私訴ヲ爲スニハ重罪、輕罪、違警罪ニ因リ其身ニ損害ヲ受ケ而シ賠償ヲ求ムルニ付キ直接ノ利益及ヒ現在ノ權利アルヲ必要ト爲スノミナラス尙ホ被害者ニ之ヲ説明スルノ能力ナカ

戸長奉職中ニ取立テタル租稅ヲ費消シテ死セハハ租稅ノ消費ハ誰カ之ヲ行フヘキカ

ルヘカラス又私訴ハ之ヲ刑事裁判所ニ爲スト民事裁判所ニ爲ストニ論ナク其性質ヤ一ノ訴訟ナリ故ニ他ノ民事ノ訴ト同シク普通ノ法則ニ從ハサルヘカラス乃チ之ヲ行フ者ハ訴ヲ起スノ能力ナカルヘカザサルナリ

〔疑義〕 戸長奉職中徴收シタル税金ヲ私費シテ失踪シ其失踪先キニ於テ死去シタルモノアリ此場合ニ於テハ其公訴權ノ既ニ消滅ニ皈スルハ論ヲ竣タスト雖モ其私費シタル税金ノ訴權ハ何人ニ於テ之レヲ行フヘキ乎

〔説明〕 此場合ニ於テハ其徴税金ノ國稅ニ係ルト地方稅ニ係ルトチ區別シ國稅ナレハ國庫管掌者之レカ原告トナリ地方稅ナレハ縣知事之レカ原告トナルハ當然ナレモ其實際ニ至テハ縣知事國庫管掌者ノ如キ職務ノ頻繁ナル自ラ其任ヲ盡シ難キヲ以テ郡區長ノ如キ其税金ヲ取集メ及ヒ上納スルノ職務アルモ

ノ則チ徵稅ノ當該官ニ於テ豫テ之レ等ノ官吏ヨリ委任セラレタルモノト均一視シ右ニ關スル損害賠償ノ原告トナルヘキモノトス

地方裁判所ニ於テ科料罰金ノ言渡ヲ受ケタル者所在ノ地即其地方廳ノ管轄内ノ治安廳ニ納完セシ金員其取扱タル官吏ノ竊取ニ係ルトキハ私訴ヲ起スハ地方廳ニ在ル乎將タ委任ヲ受ケタル治安廳ニ在ル乎

(說明) 罰金科料ハ假令裁判所ニ納完スルモ其納ムヘキ所ハ國庫タルヘキヲ以テ之レカ被害者モ亦國庫タルヘキトハ前說明ニ同様ナルヘシト雖モ右金員徵收保管中ハ私訴ヲ爲スノ權ハ即チ保管ヲ爲シタル裁判所タル治安廳ニ屬スルモノト爲サバハカラス之レ其保管ノ任アルヨリ私訴權實行ノ委任權ヲ有スルモノト同一ニ見做サバハカラスレハナリ

埋葬費用ハ損害額ノ中ニ入ルイテ得ルカ

(疑義) 圖敵ヲ爲メ殺サレタル者ノ遺族等ヨリ其犯者ニ對シ損害賠償金若干ヲ請求スルモノアリ其要償金額ノ内死者埋葬費ノ一項ヲ掲ケリ論者曰ク生アル者ハ必ス死ス故ニ死者埋葬費ハ自己ノ負擔ニ屬シ敢テ他ニ請求スルヲ得スト右ハ頗ル妥當ナラサル論旨ト謂ハサルヘカラス抑モ生者必死ノ理ハ言テ埃タスト雖モ己ニ他人ノ爲メ不時ニ殺サレタルカ如キハ天命ヲ以テ終ルモノト大ニ異ナレハ其犯者ニ對シ損害賠償トシテ埋葬費ヲ請求スルヲ得ルハ至當ナラン然ルチ右ノ論旨ヲ以テ其請求ヲ斥ケタルハ甚タ了解ニ苦シムノミナラス刑法附則第五十九條ニヨルモ其賠償ヲ請求スルヲ得セシムルカ如シ右私訴請求ノ當否如何

(說明) 生アル者ハ必ス死スヘキヲ以テ埋葬ノ費用ハ早晚死者ノ遺族ノ負擔ニ歸スヘキニ依リ其在死ノ故ヲ以テ之チ他人ニ

贓品ノ現在セ
 サル故テ以テ
 損害ノ賠償チ
 爲スベク言渡
 物件ノ所在ノ
 知レシキハ所
 有主ハ其受ケ
 ヲル賠償金額
 ヲ返シテ物ノ
 取戻チ求メ得
 ルカ

請求スルヲ得ヘカラスルカ如シト雖モ若シ枉死者チシテ天命
 チ以テ終ルヲ得セシメハ其遺族ハ或ハ之レカ負擔チ免ガレタ
 ルヤモ未ダ知ルヘカラス且縱使ヒ必ス之レヲ負擔スヘシトス
 ルモ尙ホ幾十年ノ後ニ在ルヤ期スヘカラス依テ相當ノ埋葬費
 用ハ之ヲ請求スルヲ得ヘキモノトス

(疑義) 茲ニ甲某竊取セシ金ヲ以テ物品ヲ購求シ又ハ物品ヲ竊
 取シテ賣得金ヲ所持スルモノアリ金ヲ以テ購求セシ物品ハ贓
 物現在ト見做シ刑法附則第五十四號ニ依リ被害者ニ還付シ物
 品ヲ竊取シテ賣金ヲ得ルモ物品現在スレハ直チニ被害者ニ還
 付スルハ固ヨリ當然ナリト雖モ該物品賣先キ知レサル中ハ賠
 償ヲ請求シ即チ甲ナル者他ニ賣産ナク物品賣得金ヲ所持スル
 ニ依リ該金ヲ以テ一名又ハ數名ノ被害者ニ一時配當ノ處分チ
 爲ササルヲ得ス然ルニ甲者ヨリ損害賠償額ヲ完済セサル中被

贓物ノ現在セ
 ルモノト爲ス
 得ルヤ否ヤ
 ノ疑問

害者ニ於テ自己ノ竊取セラレテ所在知レサル物品ヲ他ニ發見
 スルコトアラン此場合ニ於テハ一旦損害賠償ノ處分チ受ケタル
 チ以テ物品所有者ニ對シテ公商ニ依リ私訴ヲ爲スヲ得サルヤ否ヤ
 (説明) 被害者ノ賠償ヲ請求シタルハ現品ヲ見出ササルニ因リ
 不止得ニ出タルモノナレハ示後其現品ヲ發見シタル時之ヲ取
 戻スコトヲ得ルハ當然ナルベシ然レモ敢テ不義ノ富ヲ得セシム
 ルノ理ナキニ付疊キニ現品ノ代リニ受取リタル金額ハ之ヲ還
 付セサルヘカラス之ヲ以テ本疑義ノ場合ハ通常民事ノ規則ニ
 從ヒ物品取戻ノ訴ヲ爲シ疊キニ賠償トシテ受取タル金額ハ其
 買得者ニ轉價セシム可キ者トス
 (疑義) 本條中贓物ノ返還トハ現ニ存在スル贓物ノミチ云フ乎
 若シ然リトセハ贓物ヲ以テ他物ト交換シ若クハ估却ノ其賣代
 金他ノ金員ト混合セス被告人ノ手ニ現存スル時ト雖モ之ヲ賣

損害ト云ヒ得
ルヤ否ヤノ疑
問

力ト同視シ他ノ贓物現在セサル被害者ノ損失高ト同一ノ分配
ヲ爲サ、ルヲ得サル可シ果シテ然ランニハ其交換物又ハ賣代
金ノ現存スル被害者ノ不幸ニシテ他ノ贓物現存セサル被害者
ハ僥倖ヲ得ルノ不公平アルヲ免レス故ニ贓物ヲ以テ他物ト交
換シ若クハ其賣代金他ノ金錢ト混同セサル場合ニ於テハ之ヲ
贓物ノ現存ト看做シテ可ナランカ

(説明) 贓物ノ返還ヲ求ムルハ物權ノ訴訟ナルヲ以テ其物件ノ
轉讓者ニ對シ之ヲ行フヲ得ヘシト雖モ其物件ノ知レサル時ニ
於テハ單ニ人權則チ賠償ノ訴訟ヲ行フニ過キス故ニ交換シタ
ル物件及ヒ賣却ノ得タル金額ノ現存スル時ト雖モ贓物現在ト
稱スヘキモノニ非サルナリ

(疑義) 私訴トハ犯罪ニ由リ直接ニ生シタル損害ヲ云フ者ナル
ヘレ然ラハ竊ニ竊盜犯アリテ金圓ヲ窃取シタリシ然ルニ其金

利益ヲ得ル
シニハ之ヲ分
クシキノ條件
ヲ以テ賭場ヲ
開張スルコト
許ハシ其母銀
ヲ出スルコト
ヲ強メテ金圓
ニ對シテハ損
害ヲ求ムルノ
私訴ヲ起シ得
ルカ

圓ハ被害者ガ他ニ借財ノアルアリテ之ヲ返済セソカ爲ニ備置
タルモノナリ今盜犯ノ爲ニ窃取セラレ該返済ニ差支ヘ他ヨリ
借受ケ來タリ漸ク其義務ヲ盡シタリ其返済スヘキ金員ヲ借受
タルニ付テハ利子若干アリ右ハ被害間接ニ係ルヲ以テ窃取セ
ラレタル金員ト併セテ其要償ヲ刑事裁判所ヘ訴出ルコトヲ得
ル乎

(説明) 實際現ニ損失ヲ受ケタルモノハ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得
ヘキモノトス

(疑義) 金員多額ヲ要シテ賭場ヲ開張スルニ依リ該場へ母銀ヲ
出サハ得ル所ノ利非常ナリト曾テ其形跡タモナキ事ヲ詐言シ
他人ヲ勧誘シテ許多ノ金員ヲ騙取セシモノアリ該行爲タル全
ク詐欺取財ナルコト言テ俟タスト雖モ其出金人ニ於テ已ニ國法
ヲ犯スノ情ヲ知テ授受セシ者ニ係レハ之カ償還ヲ訴求スルノ

權ナク即チ法律ノ保護ヲ受クルヲ得サルニ依リ正當ノ被害者ト爲スヘカヲサルヲ以テ其金員騙取者ノ所爲モ亦不問ニ置カサルヲ得サル者ノ如シ然レモ其ハ實際上甚ク不穩ト覺フ因テ如此者ハ其被害者ニ於テ私訴權ヲ有セサルモ詐欺取財ト爲レテ罪ヲ治シ而シテ其金員ノ現在スル者ハ直チニ官沒ス可キモノナリヤ

(説明) 金員ヲ詐取スルノ手段ハ千差萬別素ヨリ一ニ止マラス而シテ其手段タル或ハ正當ノ事件ヲ虚構シ或ハ不正ノ利益ヲ詐言スル等ノコアリテ其利益即チ犯罪ニ因テ財ヲ得ルコトヲ期セシメタル場合ト雖モ詐欺取財ノ罪ヲ構成ス可キハ疑テ容ルハニ足ラサルヘシト雖モ之ヲ詐取セラレタル者ハ賭博ノ母錢ニ供スルノ意思ニ出タルモ其賭博ハ虚構ニシテ全ク詐取ノ手段ト爲シタル而已仮令虚構ニ非サルモ實際其賭博ヲ行ハサル

巡査職務ヲ行フノ際ニ官給品ヲ毀損セラルルハ該官ハ損害ノ賠償ヲ求メ得サル

以前ハ豫備タルニ過キス豫備ノ所爲ハ法律上其明文ナキ時ハ之ヲ罰スルコト能ハサルヲ以テ賭博ノ罪ハ不問ニ付セサルヲ得ス之ヲ不問ニ付スルハ賭博ニ供スルノ意思ヲ以テ交付シタル金員モ亦沒收スル能ハサルハ論ヲ俟タサル可シ然レモ其金員ハ詐取セラレタル者ニ還付スヘキ者ト爲スハ道德上穩當ナラサルカ如シト雖モ法律上之ヲ禁スルコトナキヲ以テ差押タル場合ニ於テハ還付ヲ受クヘキハ勿論其差押ナキハ取戻ノ訴ヲ爲スノ權アル者ト爲サレヘカヲサルナリ

(疑義) 巡査職務ヲ行フニ當リテ犯人ヲ捕ヘル場合 官給品ヲ破毀サレ又ハ身体ヲ切傷サル、ト雖モ其所管長ヨリ相當ノ扶助治療料若クハ給與物ヲ受クルヲ以テ被告人ニ對シ該巡査若クハ長官ヨリ要償ノ訴ヲ爲シ得ヘカヲサルモノナリヤ

(説明) 官給品ヲ毀損セラレタルニ付テハ其所屬長官及巡査ハ

私訴ヲ爲スヲ得ベシ又身体ヲ創傷セラレタルニ付テハ巡查
ハ私訴ヲ爲スヲ得ヘキモノナリ

退隱者ノ管守
盜ヲ爲シタル
主ハ私訴ハ月
主ニ對シテ行
フニ能ハサル
カ

(疑義) 茲ニ退隱ノ后監守盜ヲナシタル者アリ其損害ノ賠償ヲ
訴ヘントスルニハ戶主長アルモ監守盜ヲナシタルハ退隱ノ后
ニアルヲ以テ本人即チ退隱者ヘ係リ訴フルノ外其戶主ヘ係リ
要求シ得サル乎

(說明) 法律上戶主タル者退隱者ノ行爲ニ付責任アルヲ見ス且
賠償ノ義務タル退隱後ニ至テ發生シタル者ナレハ戶主アリト
雖モ之ヲ相續シタルモノト云フ可カラサルニ依リ退隱者ニ係
ルヨリ外ナキモノトス

罪ハ時効ノ爲
ニ消滅セルモ
贓物ガ仍ホ現
存セルハ之
ヲ取戻スニハ
如何ナルモ
如何ナルモ
手續
ニヨリ外ナキ
モノトス

(疑義) 財産ニ對スル犯罪ニシテ公訴起リ豫審處分ノ上其罪ハ
已ニ時効ノ期間ヲ經過シタルモノナルヲ以テ公訴權消滅スル
ハ勿論ナレ其贓物ハ現在セリ刑法第四十六條第四十八條ヲ

參考スルニ假令刑事ノ時効ヲ得ルモ其贓物ハ被害者ノ請求ナ
リト雖モ追徵シテ還付スル者ノ如シ若シ果シテ然リトセハ贓
物還付ノ言渡ハ公判ニ於テ爲ス可キ乎否ヤ公訴權ハ已ニ消滅
シタルヲ以テ其贓物返還ハ被害者ヨリ尋常民事裁判所ヘ請求
ス可キ乎

(說明) 刑事ノ時効ヲ得タルハ公訴私訴共ニ消滅スルニ因リ
贓物返還ノ言渡ヲ爲スヲ得サルモノナリ但所有權ノ有無ニ付
民事裁判所ニ出訴スルハ別段ナリトス

適例

明治十九年七月九日判決 島根縣平民 今岡新太郎

(摘要) 贓物還求損害ノ賠償ハ私訴ニシテ公訴ニアラサレハ檢察
官ニ屬セス

立會檢事ハ被告ノ上告ハ適法ノ原由ナキヲ以テ其効ナシト雖

元原裁判所ニ於テ被告カ窃取シタル紺木綿一反ハ既ニ吉野長
 藏へ賣渡シアルコトハ裁判官カ取用シタル北原半三郎ノ証言ニ
 依リ明了ナルコト記載アルニモ拘ハラズ別ニ其請求アリタルニ
 モアラサルニ該品ハ現在スルモノトシ被害者半三郎ニ還付ス
 ト言渡シタルハ擬律錯誤ナルニ付破毀更正アラソコト望ムト
 附帶上告ヲ爲シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

(前略)立會檢事ニ於テ前掲ノ如ク附帶上告ヲ爲スト雖元來贓
 物ノ還給損害ノ賠償ノ如キハ私訴ニシテ被害者等ニ屬シ毫モ公
 訴ニ屬セサルモノナレハ其私訴ニ關係ヲ有セサルモノニ於テ
 ハ上告ハ勿論附帶上告モ亦爲ステ得サルモノトス

〔參照〕舊治罪法

第二條 私訴ハ犯罪ニ因リ生シタル損害ノ賠償贓物ノ返還
 テ目的トスル者ニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス

第三條

第三條 公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニ非ス又
 告訴私訴ノ拋棄ニ因テ消滅スルモノニ非ス但法律ニ
 於テ特ニ定メタル場合ハ此限ニ在ラス

(疑義) 本條ノ公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ル者ニ非ス又告訴
 私訴ノ拋棄ニ因テ消滅スル者ニ非サル所以如何

(說明) 本條ハ公訴ノ獨立タル性質ヲ示シタルモノニシテ公訴
 ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ル者ニ非ストハ被害者カ犯罪事件ヲ
 檢事ニ告訴シ然ル後檢事始メテ公訴ヲ起スモノニ非サルコト
 チ謂フモノナリ元來公訴權ハ社會ニ屬シ檢事ハ畢竟其代理者
 ト爲リテ之ヲ行フニ過キサルモノナレハ敢テ一個人ノ關涉ヲ
 受ク可キモノニアラス從テ被害者ノ告訴ノ有無ニ係ハラス風
 評告發其他相當官吏ノ調書等ニ依リ犯罪アリト認知シタル時
 ハ則チ公訴ヲ起シ得ヘキモノナリ又公訴ハ告訴私訴ノ拋棄ニ

公訴ハ被害者
 ノ告訴ヲ待テ
 起ルモノニ非
 ス又告訴私訴
 ノ拋棄ニ因テ
 消滅スルモノ
 ニ非サル所以
 如何

第三條ノ但書ハ公訴獨立ノ目的ヲ妨グルモノニハアラスルカ

因テ消滅スル者ニ非ストハ一旦犯罪アリテ公訴權ノ實行アリタル以上ハ縱令實際被害者ニ於テ告訴ヲ爲シ後ニ其願下ヲ爲シ若クハ私訴ヲ爲シテ後チニ其棄權ヲ爲スト雖モ公訴ハ之カ影響ヲ受クルモノニアラサルコトヲ謂フナリ換言セハ是等ノ事柄アルモ檢事カ公訴實行ノ手續ヲ繼續スルノ妨碍トナラサルノ謂ナリ抑モ檢事カ公訴チ一旦起シタル以上ハ其檢事ノ自ラ起シタルト又現行犯ノ場合ニ於テ豫審判事カ檢證調書ヲ作リタルヲ以テ起リタルトチ問ハス總テ檢事ハ他人ノ干渉ヲ受クルコトナク公訴ノ目的ヲ達スルカ爲メ公訴實行ノ手續ヲ爲サ、ルヘカラサルノ職務アルモノナレハナリ

(疑義) 前段ノ說明ニ因レハ公訴ノ性質ハ獨立ナルカ如シ然レモ本條但書以下ノ規定アルニ因テ見レハ或ハ此性質ヲ貫ク能ハサルナキ乎

(說明) 公訴ノ性質ハ全ク獨立ニ在ルヲ以テ其成立及ヒ成行ニ付敢テ他ノ干渉ヲ受クヘキモノニアラサルコトハ前段說明ノ如シト雖モ或場合ニ於テハ其犯罪ノ及ホス所ノ害專ラ被害者ノ利益ノ爲メニ之ヲ罰スルコトアリ故ニ之ヲ罰シテ却テ被害者ノ害ト爲ル時ハ社會ハ被害者ノ爲メニ斟酌セサルヘカラサルコトアリ又或犯罪ハ之ヲ實際ニ徵スルニ被害者自身ニ非サレハ其犯罪ノ成否ヲ知ルコト能ハサルコトアリ例ヘハ脅迫ノ罪、幼者ヲ略取誘拐スルノ罪、猥褻姦淫ノ罪、有夫姦ノ罪、誹毀ノ罪、公然糞ヲ罵詈嘲弄スルノ罪、如キ是等ノ場合ニ於テハ被害者ノ告訴ニ依リ犯罪ノ成否ヲ知リ又之ヲ罰シテ被害者ノ害トナラサルコトヲトシ然ル後チ公訴ヲ實行セサルヘカラサルモノナリ之レ本條但書以下ノ規定アル所以ニシテ此規定タル全ク公訴獨立ノ例外ニ屬ヘスキモノナリト雖モ爲メニ公訴ノ性質

タル獨立ヲ妨クルモノニアラサルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第三條 公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ル者ニ非ス又告訴私
訴ノ棄權ニ因テ消滅スル者ニ非ス但法律ニ於テ特ニ定メ
ル場合ハ此限ニ在ラス

第四條

第四條 私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハラヌ公訴ニ付キ第
二審ノ判決アルマテ何時ニテモ其公訴ニ附帶シテ之
ヲ爲スコトヲ得

第三者ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ公訴附帶ノ私訴ニ
參加スルコトヲ得

私訴ヲ公訴ニ
附帶シテ起ス
ハ何ゾヤ

〔疑義〕 私訴ハ公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコトヲ得ト規定シタル
〔説明〕 公訴私訴ハ各々獨立スト雖モ其間自ラ密着ノ關係アル

刑事裁判所ニ
於テ公訴私訴
ヲ併シ裁判ス
ルノ理ハ如何

ヲ以テ之ヲ同一ノ裁判所ニ於テ審判スルハ頗ル便利アリト
ス而シテ社會ノ便利ト爲ルノミナラス又被告人民事原告人
ノ便利ト爲ルヲ以テ法律ハ同一ノ裁判所ニ於テ公訴私訴ヲ裁
判スルヲ許セリ然レモ民事裁判所ニ於テ公訴ヲ裁判スルヲ得
ス故ニ公私兩訴ヲ裁判スルヲ得ルハ唯刑事裁判所アルノミ
〔疑義〕 刑事裁判所ニ於テ公訴私訴ヲ併シ裁判スルハ如何ナル
實用アルニ因ル乎
〔説明〕 第一、刑事裁判所ハ罪事ヲ審判ス而シテ其罪事タル公訴私
訴ニ普通ノ原因ナリ故ニ併シテ私訴ヲ裁判セシムルハ別ニ
勞スル所ナクシテ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ
第二、私訴人ノ証明スル所檢察官ノ証明スル所共ニ罪事ナレハ被
害者、刑事裁判所ニ私訴ヲ爲ス片ハ大ニ檢察官ヲ助ケテ公訴ヲ鞏
固ナラシムヘシ

第三、公訴ニ付キ無罪免訴ノ言渡アルルハ被害者要償ノ權ヲ失フコトアルヘク縱ヒ全ク之ヲ失ハサルモ大ニ其要求力ヲ減殺セラルヘシ故ニ被害者親ク刑事裁判所ニ於テ罪事ヲ証明スルルハ其益大ナルヘシ

第四、公訴私訴共ニ罪ニ原因スルヲ以テ被告人ノ檢事ニ對シテ爲ス所ノ辯護ハ同時ニ私訴人ニ對スルノ辯護ナリ故ニ被害者刑事裁判所ニ私訴ヲ爲スルハ被告人ノ辯護一ニシテ足り訴訟ノ落着迅速ニシテ且訴訟入費モ亦減省スルヲ得ヘシ

右四ケノ利益ハ立法官此非常ノ途ヲ開キタルノ根底ナリト雖凡法律ニ特定シタル場合アルルハ此限ニアラス

刑事裁判所ニ私訴ヲ爲スルハ金額ノ多寡ニ拘ハラズト爲セルハ如何

(疑義) 刑事裁判所ニ私訴ヲ爲スニハ其金額ノ多寡ニ拘ハラズトハ如何ナルコトナリヤ

(說明) 違警罪裁判所即チ區裁判所ニ於テハ百圓未滿ノ訴ニア

私訴ヲ刑事裁判所ニ爲スルハ何時ニ問ハザルカ

ラサレハ之ヲ受理スル能ハス然レト私訴ハ其金額百圓以上ナルルト雖モ仍ホ之ヲ受理スルヲ得是レ公訴ニ付キ裁判ヲ爲スヲ得テ之ニ附從スル私訴ニ付キ裁判ヲ爲スヲ得サルノ理ナケレハナリ

金額ニ見積ルヘカラサルモノハ如何是レ亦同一ノ理由ニ因リ違警罪裁判所ニ於テ同時ニ之ヲ審判スルヲ得ヘキモノト決セサルヘカラス

(疑義) 私訴ハ其時ヲ撰ハス何時ニテモ刑事裁判所ニ之レカ訴ヲ爲シ得ヘキ乎

(說明) 本條ニ依ルニ私訴ハ公訴ニ附帶シテ刑事裁判所ニ之ヲ爲シ又ハ別ニ民事裁判所ニ之ヲ爲スヲ得ルモノナリ故ニ被害者ハ民刑裁判所中ノ一ヲ撰取スルノ權アリ然レ凡之カ制限ナキニアラス

第一、被害者ハ刑事裁判所ニ於テ同時ニ公訴ヲ受理スルルニア
ラサレハ之ニ私訴ヲ爲スヲ得ス是レ刑事裁判所ニ於テ私訴ヲ
受理スルハ其公訴ノ從タルカ故ナレハ公訴ヲ受理スルルニア
ラサレハ私訴ヲ管轄スルヲ得サレハナリ

第二、刑事裁判所ニ於テハ公訴ト同時ニアラサレハ私訴ヲ受理
スルヲ得ス故ニ公訴ニ付キ既ニ裁判アリタルルル及ヒ公訴未
起ラサルトキハ勿論公訴ニ付キ管轄違ノ言渡ヲ爲シタルルル
雖モ亦私訴ヲ起スヲ得ス然ルニ若シ是等ノ場合ニ私訴ヲ爲シ
タルトキハ必ス私訴ニ付キ管轄違ノ言渡ヲ爲サ、ルヘカラサ
ルナリ

(疑義) 本條第二項第三者トハ如何ナルモノナリヤ及ヒ公訴附
帶ノ私訴ニ參加スルトハ如何ナル事柄ナル乎
(説明) 第三者トハ本案事件ノ原被以外ノ外人ヲ云フ而シテ此公
訴附帶ノ私訴ニ參加スルヲ即チ參加訴訟トハ其外人カ現ニ雙
方ノ間ニ爲ス訴訟ニ關係アリト認メ其權利ヲ行フカ爲メ之ニ
加ハル私訴ヲ云フ

本條第二項
所謂第三者
トハ如何ナル
私訴ノ公訴
ニ參加スル
トハ何ゾ

犯者ニ非ザル
者ニ係ル私
訴者カ犯者
非サルハ其
裁判所ハ其
ニ就テモ私
判爲スヲ得
ルカ

(疑義) 本法第二百條ニ裁判所ニ於テハ公訴ノ判決ト同時ニ私
訴ノ判決ヲ爲スヘシ云々トアルニ依レハ其公訴ハ証憑不充分
ニシテ無罪ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ト雖モ仍ホ私訴ノ裁判ヲ爲
スヘキモノ、如シ果シテ然ラハ茲ニ甲アリ曾テ盜難ニ罹ル所
ノ物品ヲ乙ノ所持スルヲ認メ之ヲ盜犯ナリト思惟シ告訴ト共
ニ私訴ヲ爲スヲアランニ審理ノ末乙カ該物品ヲ所持スルルル住
所知レサル丙ア商ニヨリ購求シタルヲ判然シタルヲ以テ裁判
官ニ於テハ之ニ無罪ノ言渡ヲ爲スハ勿論ナリト雖モ其私訴ニ
對シ贓物返還ノ言渡又ハ損害ノ償ヲ爲スヘキ旨ノ言渡ヲ其刑
事裁判所ニ於テ爲スヲ得ヘキ乎將タ如斯ハ所有權ノ争ヒニ係

リ到底民事裁判所ノ管轄ニ皈スヘキモノナルヲ以テ私訴ノ裁判ヲ與ヘス棄却スヘキ乎

(説明) 本條ニ曰ク私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハラズ公訴ニ付キ第二審ノ判決アルマテ何時ニテモ其公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スヲ得云々ト規定シ既ニ訴ヲ爲スヲ許シタル上ハ其裁判所ニ於テ之カ裁判ヲ爲スノ權アルノミナラス又其義務アルモノトス而シテ本條ニ於テモ亦第二百條ニ於テモ刑事裁判所ノ權限ニ區別ヲ設ケタルヲ見サルヲ以テ其刑事裁判所ハ當然私訴ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス

(疑義) 公訴私訴並起リタル場合ニ於テ被告人死去シタル時ハ其事件ノ證據充分ナルモノニ限り其子孫ニ對シ刑事裁判所ニ於テ私訴ノ裁判ヲ爲スヲ得ヘキ乎將タ之ヲ棄却スヘキ乎
(説明) 刑事上被告人死去シタルトキハ其子孫ハ當然被告人タ

公訴私訴並起
セハ死亡ニ被
人ガ犯罪ノ證
キハ犯罪ノ證
憑充分ナルモ
孫ノ對シ私訴
ヲ得ルカ

右疑問ノ如キ
場合ニ誤テ裁
判ヲ與ヘタル
キハ如何スル
キカ

ルノ資格ヲ相續スルモノニアラス去レハ被告人ナキトキハ誰ニ向テ裁判ノ言渡ヲ爲スヘキ乎若シ其子孫ニ向テ賠償返還ヲ要求セント欲セハ更ニ民事裁判所ニ訴ヲ起スヘキナリ故ニ右疑義ノ場合ハ刑事裁判所ハ其私訴ヲ棄却セサルヘカラサルナリ
(疑義) 前段刑事裁判所ニテ私訴ノ裁判ヲ爲スヲ得サル場合ニ於テ過テ其裁判ヲ與ヘタルトキハ裁判官ノ越權ナルヲ以テ檢事ヨリ上告ヲ爲シ得ヘキ乎
(説明) 抑モ私訴ノ上告ハ被害者被告人及ヒ民事擔當人ノ如キ訴訟ニ關係ヲ有スルモノニアラサレハ之レヲ爲シ得サルモノナリ去レハ檢事ノ如キハ私訴ニ付テハ全ク關係ヲ有セサルモノナルニ付上告ヲ爲スノ權ナキヲ勿論ナリトス
(疑義) 違警罪即決例等ニ依リ違警罪事件ヲ府縣警察署ニ於テ

違警罪即決例
ニ依リテ裁判

中爲セルハ
其警察署ニ私
訴ヲ爲スルヲ
得ルカ

處分スル場合ニ於テ其違警罪事件ニ附帶シテ起ル私訴モ警察署又ハ分署ニ於テ處分シ得ヘキモノナリヤ否ヤ

(説明) 府縣警察署又ハ分署ハ違警罪事件ノ處分ヲ委任セラレタルモ私訴裁判ハ委任セラレサルヲ以テ仮令附帶ノ私訴ト雖モ之レヲ裁判スルノ權限ナキモノナリ

公訴私訴ヲ併
セテ私訴ノ金
額百圓未滿ナ
ルハ其私訴
ヲ受理スヘキ
ヤノ疑問

(疑義) 公訴私訴ヲ併セテ扣訴院ニ扣訴ヲ爲シタル際其ノ私訴ノ金額百圓未滿ナルハ單ニ刑事ノミチ受理シ私訴ハ該地方裁判所ノ判決ヲ終審トシ之ヲ受理セサル義ナルカ又ハ本條ノ明文ハ扣訴ニモ猶之ヲ適用シテ假令私訴ノ金額百圓未滿ナルモ刑事ニ附帶シテ扣訴ヲ爲シタルハ共ニ之ヲ受理判決スヘキ乎

(説明) 本條ハ公訴ニ附帶シテ始メテ私訴ヲ爲ス場合ニ適用スヘキモノナリ故ニ本疑義ノ如キ私訴ハ其扣訴院ノ受理スル限

ニアラサルナリ

公訴ニ伴フテ
私訴ヲ爲スル
ニ在ル者ハ他
ニ在ル者ハ此
所モ私訴ヲ
得ルカ

(疑義) 本法第二百條ニ因リ私訴ノ裁判ヲ爲スニ際シ譬ヘハ竊盜事件ニシテ其贓物轉シ他人ノ手ニ在ル事ヲ被害者ニ於テ知得シ公訴ニ附帶シ現ニ其贓物ヲ所持スル者ニ對シ物品返還ノ請求ヲ爲ス者アリ右ハ刑法附則第五十四條ニ仍レハ現ニ其贓物ヲ所持スル者ヲ喚問シ對質ノ上ニテ裁判ヲ與フヘキカ如キモ元來私訴ハ公訴ニ附帶シ刑事裁判所ニ之ヲ爲スモノナレハ公訴ノ被告人又ハ民事擔當人ニ係ルモノヲ除クノ外ハ別ニ民事裁判所ヘ訴ヘ出ルニ非サレハ之ヲ採用スヘカラサル乎

(説明) 被害者ハ本條ニ據リ公訴ノ本案ニ付キ第二審ノ判決アルマテ何時ニテモ附帶ノ私訴ヲ爲スヲ得ヘシ去レハ本疑問ノ場合ハ未タ公訴ノ裁判アラサル以前ナルニ依リ被害者ニシテ右贓物返還ノ請求ヲ爲サント欲セハ刑事裁判所ニ其請求ヲ

爲スハ素ヨリ法ノ許ス所ニシテ此場合ニ限り必スシモ別ニ民事裁判所ニ訴出ルヲ要セサルナリ

甲、所在知
サレ乙チ物
詐取者ナリ
告訴シ物ハ
持メル物ハ
物ナリト告
テ其物品選
チ求メタル
ハ甲ノ捕ニ
グ迄ハ其訴
裁判スルカ
ハサルカ能

(疑義) 某甲所在不分明ナル乙某ヲ被告トシ物品ヲ詐取セテレ
タリト告訴シ其物品ハ丙某ノ手又ハ取リニ現在スルヲ以テ併
セテ之カ返還ヲ求ムルモノアリ因テ之ヲ本法ニ照スニ本法ハ
舊治罪法第六條ノ所謂公訴ノ裁判ニ先テ私訴ノ裁判ヲ爲ス可
カラサルノ明文ヲ消除セシト雖モ其精神ハ民事訴訟法第百二
十二條裁判所ハ民事訴訟中罰ス可キ行爲ノ嫌疑生スル片ハ刑
事訴訟手續ノ完結ニ至ルマテ辯論ヲ中止ス可シ但其罰ス可キ
行爲カ訴訟ノ裁判ニ影響ヲ及ホス片ニ限ルノ規定ヲ準用スル
ニ在ルカ故ニ本件ノ如キハ被告乙某逮捕ノ後ニ非レハ甲ノ求
ムル物品ハ如何トモスルヲ能ハサルカ如シ然ルニ被告乙某タ
ル豫メ逮捕ノヲ期スル能ハサル者ナレハ假令幾數十年ノ久

シキニ渉ルモ某甲ノ求ムル物品ハ丙某ニ預置被告乙某ノ逮捕
ヲ待テ公訴及私訴ノ裁判ヲ爲スヘキモノナル歟

(説明) 物品ノ所有者ハ物品ヲ所持スル者ニ對シ民事裁判所ニ
其返還ヲ請求スルヲ得但罪証ニ必要ニシテ還付シ難キ者ハ
公訴ノ時効ニ至ルマテ官ニ於テ之ヲ保存スルヲ得ヘキモノ
トス

民事擔當人ノ
訴訟ニ關係ス
ルヲ得ルハ
何ノ理由ノ

(疑義) 舊治罪法ハ第三百三條ニ於テ民事擔當人ハ第一審第二
審ヲ問ハス何時ニテモ其訴訟ニ參加スルコトヲ得又民事原告
人ハ民事擔當人ヲシテ其訴訟ニ參加セシムルコトヲ得ルノ規
定アリシト雖モ本法ニ於テハ本條第二項ノ修正アリタルカ故
ニ此條ヲ削除セリト雖モ舊治罪法ノ精神ヲ滅却セシメシモノ
ニアラス去レハ今其民事擔當人タルモノ其訴訟ニ關係スルハ
如何ナル理由アルニ因ルモノナル乎

公訴ニ於ケル

本案ノ辯論ガ

終局セルモ未

サレ前ナラキ

ハ私訴ヲ起ス

ヲ得ルカ

(説明) 夫レ其本定テ而ル後ニ未定マルハ自然ノ數ナリ故ニ民事擔當人ハ其被擔當者ノ責任者ナルカ故ニ自カラ其刑事裁判所ニ出頭シ充分ニ被告人ノ利益ト爲ルヘキ證明ヲ爲シ以テ自己ノ責ヲ免カル、ノ權利アラサルヘカラス又民事原告人ハ更ラニ民事擔當人ヲ民事裁判所ニ訴フルノ勞ヲ省カンカ爲メ之レヲシテ刑事ノ訴訟ニ關係セシムルノ權利アラサルヘカラサルモノナリ故ニ舊治罪法ニ於テハ民事擔當人ハ其第一審第二審ヲ問ハス輒ク訴訟ニ關係スルヲ得ヘク又民事原告人ハ輒ク民事擔當人ヲシテ訴訟ニ關係セシムルヲ得ヘキ規定ヲ設ケタルモノナリ

(疑義) 本條私訴ハ公訴ニ付キ第二審ノ判決アルマテ何時ニテモ其公訴ニ附帶シテ之レヲ爲スコトヲ得トアルニ因レハ其公訴ノ本案ニ付キ既ニ辯論ノ終局ニ達シタルトキト雖トモ未タ判決ノナキ以前ナレハ乃チ被害者ハ始メテ私訴ヲ爲シ得ヘキヤ

公訴ニ付テ

私訴ヲ起スル

(説明) 本疑問ニ付キ或論者ハ曰ク公訴ニ付キ既ニ審査ヲ終リ辯論ノ終局ニ達シタル上ハ私訴モ亦容易ニ審査シテ判決ヲ爲シ得ヘキヲ以テ本疑義ノ如キ場合ニ於テハ無論私訴ヲ爲シ得ヘキモノナリト然レモ此所論ノ如キハ肯テ法理ノ肯綮ヲ得タルモノト謂フヲ得ス何トナレハ同一ノ裁判所ニ於テ公訴私訴ヲ併セテ裁判スルハ其利益アルハ勿論ナリト雖モ犯罪ノ有無ハ必スシモ損害ノ有無ヲ知ルノ準繩タラサルカ故ニ辯論終局ノ後私訴ノ起リタルトキハ其損害ノ大小償額ノ多寡ニ付キ更ニ審査ヲ遂クルニ非サレハ到底之ヲ量定スルヲ能ハサル可シ之ヲ以テ其辯論終局ノ後ハ新ニ私訴ヲ起スヲ得サルモノトス

(疑義) 刑事附帶ノ私訴ヲ爲スニハ訴訟用印紙ヲ貼用セサルヘ

ニハ訴訟用印
紙ヲ貼用セザ
ルヲ得ザルカ

カラサル乎

(説明) 私訴申立書ニハ印紙ヲ貼用スヘキヤ否ヤニ付テハ刑法附則第六十一條ニ刑事裁判所ニ於テ贓物ノ還給損害ノ賠償ヲ請求スル者ハ通常ノ文書又ハ言語ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得其民事裁判所ニ請求スル者ハ民事訴訟ノ程式ニ從フ可シトアルニ因リ刑事附帶ノ私訴ハ同條ニ所謂通常ノ文書トアルニ相當スルヲ以テ印紙ヲ貼用スルニ及ハサルナリ

(參照) 舊治罪法

第四條 私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハテス公訴ニ附帶シテ刑事裁判所ニ之ヲ爲スヲ得但法律ニ於テ其裁判所ニ私訴ヲ爲スヲ許サ、ル場合ハ此限ニ在ラヌ
又私訴ハ別ニ民事裁判所ニ之ヲ爲スヲ得

第十一條 被害者ハ公訴ノ本案ニ付キ始審終審ノ裁判言

渡アルマテ何時ニテモ私訴ヲ爲シ若クハ其要ムル所ヲ變更スルヲ得

又私訴ノ願下ヲ爲シタル後更ニ其申立ヲ爲シ若クハ其要ムル所ヲ變更スルヲ得

第一百十二條 被害者ハ代人ニ委任シテ私訴ヲ爲シ又ハ其願下若クハ棄權ヲ爲スヲ得

被害者無能力ナル時ハ法律ニ定メタル代人之ヲ爲スヘシ
第三百三條 民事擔當人ハ始審終審ヲ問ハヌ何時ニテモ其訴訟ニ關係スルヲ得

又民事原告人ハ民事擔當人ヲシテ其訴訟ニ關係セシムルヲ得

若シ異議ノ申立アリタル時ハ其裁判所ニ於テ之ヲ判決ス可シ其判決ニ對シテハ本案ノ裁判言渡ヲ待タス直チニ控

訴又ハ上告ヲ爲スヲ得此場合ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停止ス

〔參照〕第七十三號 (明治十四年十二月二十八日布告)

治罪法ニ於テ無能力者法律ニ定メタル代人及ヒ民事擔當人ト稱スル者ハ左ノ通

無能力者

- 一 未丁年者
 - 二 妻タル者
 - 三 白痴瘋癲人
 - 四 治産ノ禁ヲ受ケタル者
- 法律ニ定メタル代人
- 一 未丁年者ノ父若クハ母又ハ親屬後見人
 - 二 夫タル者

- 三 白痴瘋癲人ノ保管者
- 四 治産ノ禁ヲ受ケタル者ノ財産管理人

民事擔當人

- 一 未丁年者ノ父若クハ母又ハ同居ノ親屬ニシテ監督ヲ爲ス者
- 二 夫タル者
- 三 白痴瘋癲人ノ保管者
- 四 雇主

但雇人其雇主ノ命シタル事件ヲ行フ時

〔注意〕本條ニ於テハ舊治罪法ヲ改正シ第三者ノ私訴ニ參加スルコトヲ許セリ又舊治罪法第百十一條第百十二條第三百三條ノ如キモ總テ本條第二項ニ包含スルコト、爲レリ

〔注意〕舊治罪法第五條 公訴私訴ノ裁判ハ管轄裁判所ニ於テ

現ニ施行スル法律ニ定メタル訴訟手續ニ從ヒ之ヲ爲ス可シ(刑
事訴訟法ニ於テ該條ヲ削除シタルハ該條ノ事タル特ニ明文ヲ
要セザルニ因ル)

同 第六條 刑事裁判所又ハ刑事裁判所ト民事裁判所トニ於
テ公訴私訴並起ル時ハ公訴ノ裁判ニ先テ私訴ノ裁判ヲ爲ス可
カラヌ若シ賠償返還ノ言渡アリタル後刑ノ言渡アリタル時ハ
共ニ其効ナカル可シ(刑事訴訟法ニ於テ該條ヲ削除シタルハ民
事訴訟法第二百二十二條裁判所ハ民事訴訟中罰スヘキ行爲ノ嫌
疑生スルトキハ刑事訴訟手續ノ完結ニ至ルマテ辯論ヲ中止ス
可シ但其罰ス可キ行爲カ訴訟ノ裁判ニ影響ヲ及ホス并ニ限ル
ノ規定アルヲ準用スルノ精神ナルニ因ル)

同 第七條 民事裁判所ニ私訴ヲ爲シタル時ハ檢察官ノ起訴
アルニアラザレハ願下ヲ爲シ更ニ刑事裁判所ニ其訴ヲ爲ス

第五條

免訴トハ豫審
免訴ノ下ナル
カ

ヲ得ス

刑事裁判所ニ私訴ヲ爲シタル時ハ被告人ノ承諾ヲ得テ願下ヲ
爲シ更ニ民事裁判所ニ其訴ヲ爲スコトヲ得(刑事訴訟法ニ於テ
該條ヲ削除シタルハ本法ニ在テハ被害者ニ公訴ヲ提起スルコ
トヲ許サザルコトニ修正シタルヲ以テ從テ該條ノ規定ヲ必要
トセザルニ因ル)

第五條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ

民法ニ從ヒ被害者ヨリ賠償返還ヲ要ムル妨礙ト爲ル

コトナカル可シ

(疑義) 本條ノ免訴トハ豫審免訴ノコトナル乎

(説明) 本條ニ所謂免訴ノ言渡トハ獨リ豫審ニ於ケルモノノミ
ナラス公判ニ於ケル免訴ノ言渡ヲモ共ニ指スモノナリ然リ而
シテ其免訴ノ言渡ヲ爲ス可キ理由中ニハ公訴ノ時効モ亦存ス

賠償トハ何カ

ルヲ以テ(第百六十五條第三)乃チ豫審又ハ公判ニ於テ公訴ノ時
 效ニ因リ免訴ノ言渡ヲ爲シタル時ト雖モ被害者ハ尙ホ民法ノ
 規定ニ從ヒ賠償返還ヲ要ムルニ障礙アルコトナシ然レモ被害者
 ハ最早犯罪ヲ證明シテ訴權ノ原由ト爲スコトヲ得ス唯其犯罪以
 前既ニ成立シタル權利及ヒ刑事上犯罪以外ノ事實ニ基キ以テ
 請求スルコトヲ得ルニ過キサルナリ

(疑義) 本條ノ賠償トハ如何ナルコトナリヤ

(説明) 賠償トハ既生ノ損害ヲ填補スルコトヲ謂フモノニシテ
 而シテ多クハ金錢ヲ以テ之ヲ爲スト雖モ時ニ或ハ新聞紙ニ廣告
 シテ其意ヲ表スルカ如キ方法ヲ以テスルコトアルナリ但シ其何
 レノ場合タルヲ問ハス裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ賠償ノ言渡
 ヲ爲スヲ得ス必ス被害者ノ請求アルヲ要スルナリ(本條ノ賠償
 トハ第二條ノ損害賠償ト同意味ナリ就テ看ル可シ)

扣訴ニ於テ無
 即ノ言渡ヲ爲
 シタルハ私訴
 ハ消滅スルコ
 ト否ヤ

(疑義) 被告人原裁判ニ服セス扣訴ヲ爲シタルモ只刑ノ言渡ノ
 ミニ付扣訴ヲ爲セリ然ルニ扣訴院ニ於テ遂ニ無罪ノ宣告ヲ受
 ケ原裁判破毀セラレタリ此場合ニ於テハ其原裁判所ノ言渡タ
 ル附帶ノ私訴ハ自然消滅スルモノナリヤ否ヤ

(説明) 假令被告人扣訴ヲ爲シテ遂ニ無罪ノ言渡ヲ受ケタルモ
 其言渡ノ効ヤ只扣訴ニ係ル事件ノミニ付テ存スルノミ故ニ扣
 訴セサル私訴ノ裁判上ニハ何等ノ影響ヲモ及ホスモノニアラ
 ス依テ原裁判所ノ私訴ノ言渡ハ決ノ消滅セス其賠償返還ヲ要
 求スルヲ得ヘキモノトス

適例

明治廿二年十月一日判決

奈良縣平民

小山淨觀

(摘要) 刑事裁判所ニ於テ公訴私訴并起シタル場合ニ於テ假令私
 訴カ純粹ナル貸借ニ基ヒスルト雖モ尙ホ刑事裁判所ハ之カ返

還ノ言渡ヲ爲スモノトス
 (前略)公訴附帯ノ私訴ヲ受理シタル上ハ假令公訴ノ所爲無罪トナルモ刑事裁判所ハ民事ノ規則ニ從ヒ私訴ノ裁判ヲ爲ス可當然ナレハ原裁判所カ各民事原告人ノ要求スル賠償金即チ證書面ノ元金ニ利子ヲ添ヘ云々返還スヘシト言渡シタルハ決シテ越權ノ處分ニアラストス

(參照) 舊治罪法

第八條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ民法ニ從ヒ被害者ヨリ賠償返還ヲ要ムルノ妨礙ト爲ルコトナカ
 ル可シ

第六條

第六條 公訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 被告人ノ死去

第二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ抛

被告人ノ死去
 公訴權ノ消滅
 理由如何

棄

第三 確定判決

第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止

第五 大赦

第六 時效

(疑義) 被告人ノ死去ニ因テ公訴權ノ消滅スル理由如何

(說明) 裁判所ニ起訴スルノ目的ハ犯法者ニ對シ刑ノ適用ヲ求ムルニ在リ然ルニ被告人ノ死去スル時ハ假令其判決確定セル時ト雖モ到底其刑ヲ執行スルニ由ナキモノナルヲ以テナリ去レハ其起訴前或ハ判決確定以前ニ犯法者死去シタルニ於テハ何チ目的トメ公訴ヲ爲スヘキカ是レ公訴權ノ消滅スル知ルヘキノミ

判決ノ確定前
 被告人ノ死去

(疑義) 判決確定以前ニ死去シタル被告人ハ無罪ノ身ヲ以テ死

セリト見做ス可キ理由如何
告人ヲ無罪視
ヌルハ如何

セリト見做ス可キ理由如何
(説明) 抑モ判決ノ確定ハ上訴期間ノ經過スルモ尙ホ上訴ナキ
ニ因テ生スルモノナリ然レモ判決確定前即チ上訴期間中ニ被
告人ノ死去シタルモ被告ノヨリ上訴ヲ爲シ刑ノ言渡ヲ取消
サシムル事能ハサルコト勿論ナレハ其言渡ハ自ラ確定シ隨テ
被告人ハ犯罪人ノ身ヲ以テ死スルモノ、如シ然レモ若シ其被
告人ノ死去セサリシニ於テハ或ハ上訴ヲ爲シ其無罪タルコト
ヲ證明シテ無罪ノ判決言渡ヲ受ケタルモ亦知ルヘカラス然ル
テ被告人カ不幸ニシテ死去シタルガ爲メ其上訴シテ無罪ノ辯
護ヲ爲シ能ハサルノ位置ニアルニモ係ハラズ社會ハ尙ホ之レ
ヲ犯罪人ト確認シ得ヘキヤ決シ然ラサルベシ況ンヤ判決言渡
ハ確定ニ因テ其効果ヲ生スルモノナルニ其確定ノ以前ニ於テ
既ニ判決言渡サシムルノ原由ハ被告人ノ死去ニ因テ消滅シ

有夫姦ヲ犯シ
タル姦婦死シ
タル姦夫死シ
ニ對シテ公訴
起スルカ

タルカ故ニ其判決ハ畢竟其効果ヲ生スル以前ニ於テ業既ニ消
滅ニ皈シタルモノト謂ハサルヘカラス被告人カ犯罪人ノ身ヲ
以テ死セサルモ亦宜ナリト謂フベシ
(疑義) 本條公訴權消滅ノ一トシテ被告人ノ死去トアルヲ以テ
全ク被告人ノ死去シタル時ニアラサレハ公訴權消滅セサルモ
ノ、如シ果シ然レハ有夫姦ヲ犯シタル者ノ内己ニ姦婦ノ死去
シタル時ハ其婦ニ對スル公訴權ハ消滅スヘキハ勿論ナレモ現
ニ存在スル姦夫ニ對スル公訴權ハ未タ消滅セサルノ義ナル乎
(説明) 被告人ノ死去ヲ以テ公訴權消滅ノ條件トナシタルモノ
ハ公訴ノ目的タル刑ノ適用ヲ爲スル能ハサルニ因ル是レ獨リ
其死者ノミニ對シテ消滅スルモノニシテ他ノ共犯人ニ對シテハ
決シテ其訴權ヲ消滅セサルナリ故ニ婦死亡スト雖モ姦夫ヲ審
判シ犯跡明白ナルニ於テハ焉リ之ヲ罰セサルノ理アルヘケン

親告罪ニ告訴
ノ地ニ爲シテ
ルハ何ヲ以テ
テ公訴權ヲ消
滅セシムルカ

ヤ從テ其公訴權ノ消滅スル理ナキ知ルヘキナリ然ルニ或ハ姦夫ヲ刑ニ處スル片ハ辯護スルヲ能ハサル婦ノ名譽ヲ汚スル甚シキヲ以テ姦夫ニ對シテモ亦公訴權ヲ消滅スト云フモノアリト雖モ是レ恐ラクハ然ラス假令姦夫ヲ刑ニ處スルト雖モ死セシ婦ニ對シ刑ノ言渡ヲ爲シタルモノニ非サレハ決シテ本條公訴權消滅ノ趣旨ニ抵觸スル所ナシ且死婦ノ名譽ヲ汚スノ故ヲ以テ證據明白ナル姦夫ヲ不問ニ置クハ正理ニ非サルカ如シ因テ姦夫ニ對スル公訴權ハ其婦死亡スト雖モ尙ホ決シテ消滅セサルモノナリ

(疑義) 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付キ告訴ノ拋棄アリタルトキハ何が故ニ公訴權ヲ消滅セシムルカ

(說明) 夫レ親告ヲ要スル事件ハ其被害者又ハ代人ノ告訴ナケレハ其罪ノ存否輕重ヲ知ルニ由ナキモノナリ之ヲ以テ其告訴

甲女、乙ニ嫁シ、後、丙ニ嫁シ、更ニ又乙ノ妻ト爲ナリタ
ルトト夫中、一助トト夫中、二助トト夫中、三助トト夫中、并發セルハハカ訴權ヲ有スル

ノ拋棄アリタルトキハ獨リ檢事カ其公訴ヲ維持シ又ハ公訴ヲ起サントズルモ其罪ノ存否輕重ノ證明ヲ爲シ得サルヲ以テ其公訴權ノ消滅ヲ來タスモノトシタル所以ナリ

(疑義) 姦罪ハ離婚ノ後チ發覺スルモ先キノ本夫告訴ノ効アリトセハ茲ニ貞女乙ニ嫁シ後、丙ニ嫁シ再ヒ乙ノ妻トナル然ルニ先キノ乙ト夫婦中、一助トノ姦罪、又丙ト夫婦中、二助トノ姦罪并ビニ發覺セハ既往ノ事柄ナルモ乙丙ハ共ニ告訴ノ權アリヤ

(說明) 抑モ姦罪ニ於テ本夫ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ治ムルモノハ姦罪ハ元ト其罪惡罰スヘシト雖モ若シ本夫ノ告訴ヲ待タズ直チニ其罪ヲ治ムル片ハ爲メニ家族ノ榮譽安寧ヲ損傷シ其害却テ其罪ヲ治セサルヨリ甚シキカ故ナラン然ルニ離別ノ夫ヲシテ己ニ他家ニ嫁シタル先婦ノ姦罪ヲ告發シ之ヲシテ他家ヲ擾亂スルヲ得セシムルハ法律ノ精神ニ戾ルカ如シ加之ナラス刑

告訴アリテ起
リタル姦通犯
ニ對スル公訴
ハ後ニ離婚ス
ルモ消滅セサ
ルカ

法ノ告訴ヲ許スハ本夫ニ限り己ニ離別シタルモノハ本夫ト稱
スヘキモノニ非ラサルヲ以テ本夫ニアラサル丙者ノ如キニハ
其告訴ヲ許スヘカヲサルハ當然ナリトス

(疑義) 本夫告訴ヲ爲シタル後チ其婦ノ醜行ヲ惡ミテ之ヲ離別
スルモ告訴ハ夫婦ノ契約ヲ未ダ解除セサル以前ニ在ルヲ以テ
更ニ告訴ノ拋棄ヲ爲サ、ル中ハ檢事ニ於テ公訴ヲ實行スルニ
毫モ妨ケナキモノナリヤ

(説明) 告訴後離婚ノ一事アレハトテ之ヲ告訴ノ拋棄アリシモ
ノト謂フヲ得ス從テ檢事ハ其公訴ヲ實行セサルヘカラス總テ
拋棄ハ明確ナル契約若クハ所爲ニ出ツルヲ要ス推想的ノ事柄
ヲ以テ直チニ斷定チ下タスヲ得サルモノナリ之ヲ以テ本疑義
ノ場合ノ如キハ檢事ハ尙ホ其公訴ヲ繼續セサルヘカヲサルナ
リ

數共犯人中ノ
一人ノミニ對
シテ爲シタル
公訴ノ拋棄ハ
他ノ者ニハ効
チ及ボサザル
カ

(疑義) 本條二項ニ告訴ノ拋棄トアリ凡ソ犯罪ハ分割ス可カラ
サル事實ナリ故ニ一人ニ對シテ告訴ヲ拋棄スルコトアルモ其
効ヲ他ノ共犯人ニ及ボサ、ル可シ例ヘハ茲ニ甲乙丙ノ三人ア
リ各兇器ヲ持シテ丁ヲ殺サント脅迫シタルモ丁ニ於テ甲一人
ニ對シテ告訴ノ拋棄ヲ爲スカ如キハ止テ甲ノミ其罪ヲ免カレ乙
丙ニ在テハ親告アリタルニ因リ甲ノ拋棄ヲ得タルヲ口實トシ
テ其罪ヲ辭スル能ハサル乎之レ不分割ノ事實ヨリ生スル結果
ナリ如斯ハ不都合ナルカ故ニ其拋棄ハ甲ニノミ効アル者トシ
乙丙ニ對スル告訴ハ之レヲ受理スヘキ乎

(説明) 抑モ拋棄ハ事件ニ係リ人ニ係ラサルモノトス若シ人ニ
係リ拋棄シ得ルモノトシ其共犯ニ對シテ告訴スルコトヲ得セシ
メハ被害者ヲシテ公訴ヲ左右スルノ權アルニ至ラシメ爲メニ
不正ノ結果ヲ生セントス之レヲ以テ共犯人中ノ一人ニ對シ既

親告罪ニ付キ
親告後公訴ノ
起リタルトキ
更ニ其告訴ノ
抛棄ヲ爲セル
ハ之ヲ如何
ニスベキカ

ニ抛棄ヲ爲シタル片ハ其事件ニ付キ抛棄ヲ爲シタルモノト爲
シ他ノ共犯人ニ對スル告訴ハ受理スヘキヲサルモノナリ
〔疑義〕 本條第二告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ニ付キ告訴ノ抛棄
ハ裁判宣告後ハ其宣告前ト異ナルヲ以テ宣告後ハ其効ナキモ
ノナリヤ假リニ若シ抛棄ノ効アルモノトセハ上告ノ場合ニ於
テハ上告裁判所ノ判決ニ依リ原裁判言渡ヲ取消スヘシト雖モ
上告セサルトキハ原裁判確定スルヲ以テ本法第三百十九條ニ
依リ直チニ其刑ヲ執行セサルヲ得ス然ラハ其抛棄ノ効ト該條
ト抵觸シ甚ク不都合ナル外面ヲ表スヘシ則チ檢事ニ於テ被告
ヲ放免セン乎凡ソ一旦宣告シタル裁判ハ上等ナル裁判所ノ判
決ニ依ルノ外之ヲ消滅セシムルノ途ナキヲ如何セン原裁判ノ
消滅セサルニ被告ヲ放免セン乎越權ノ處分タルヲ如何セン此
場合ニ於テハ其事實ヲ上告裁判所ノ檢事長又ハ大審院檢事總

長ニ上申シ該檢事ニ於テ本法第二百九十二條ニ基キ非常上告
ヲ爲スヘキヤ

〔説明〕 或ハ曰ク凡ソ人ノ權利ヲ行フニハ必ス一ノ目的アリ即
チ其欲スル所ヲ遂ンカ爲メニ外ナラス從テ一旦其目的ヲ遂ケ
タル以上ハ又再ヒ同一權利ノ實行ヲ爲シ得ヘキ者ニアラサル
ナリ去レハ今告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ニ付キ被害者ノ有ス
ル告訴權實行ノ目的ハ果シテ何レニ在ルカ則チ檢事ヲノ公訴
ヲ提起セシムルニ在ルニ外ナラス故ニ檢事ニ於テ一タヒ公訴
ヲ提起スル片ハ被害者ハ既ニ其目的ヲ達シタルモノニシテ其
有スル告訴權ハ此ニ至テ既ニ消滅シタル者ト謂ハサルヘカラ
ス而シテ消滅シタル告訴權ハ既ニ有セサルモノナレハ隨テ又之
ヲ抛棄スル能ハサルヤ明ナリ故ニ告訴權ヲ抛棄スルハ檢事カ
公訴ヲ提起スルノ前ニ在ルチ要スルモノナリト然レモ法律上

明文ヲ以テ告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄ヲ以テ公訴ヲ消滅セシムヘキモノト定メタル以上ハ公訴提起ノ前後ヲ問ハス判決確定ニ至ルマテ何時ニテモ公訴權ヲ消滅セシムヘキモノト解セサルヘカラス殊ニ其判決言渡ノ未タ確定セサル以内ハ未タ其處分ヲ終了シタルモノト云フヲ得サレハナリ之レヲ以テ本項ノ如キ場合ニ於テハ其判決未確定内ニ在テ本人ヨリ告訴ノ拋棄ヲ爲シタル片ハ當然其言渡ヲ取消シ被告人事放免スヘキモノトス

(疑義) 丁年以上ノ婦人ニシテ強姦セラレ其婦人ヨリ直チニ告訴セシニ依リ之レヲ受理シ己ニ重罪公判ニ移サレ公判中該被害者死去シ而シテ其親屬ヨリ右告訴ノ願下ヲ爲シタリ右ハ被害本人ニアラサルヲ以テ該拋棄ノ効ナキモノトスル乎將タ被害者死去スルモ刑法第三百五十條ニ基キ其親屬ニ於テ爲スモ

丁年以上ノ婦人ニシテ強姦セラレ其親屬ヨリ直チニ告訴セシニ依リ之レヲ受理シ己ニ重罪公判ニ移サレ公判中該被害者死去シ而シテ其親屬ヨリ右告訴ノ願下ヲ爲シタリ右ハ被害本人ニアラサルヲ以テ該拋棄ノ効ナキモノトスル乎將タ被害者死去スルモ刑法第三百五十條ニ基キ其親屬ニ於テ爲スモ

此願下ヲ取扱フ者ハ裁判長ナルカ檢事ナラカ

其効チ有スルモノナル歟

又前段ノ告訴願下ハ己ニ公判中ニ係ルヲ以テ之ヲ許否スルノ權ハ即チ裁判長ニアルカ將タ檢事ニ於テ處分スヘキ者ナル歟(説明) 被害者告訴ヲ爲シ其事件審判ニ付セラレタル以上ハ本人自ラ拋棄シタルニ非サレハ公訴消滅スルヲナシ刑法第三百五十條ニ被害者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ストアルニ因リ本疑義ノ如キ被害者告訴後死去シタル時ハ其親屬ヨリ願下ヲ爲スヲ得ヘキカ如シト雖モ該條親屬ニ告訴ノ權ヲ與ヘタルハ十二歳ニ充タサル者ニ對スル猥褻姦淫ノ罪ニ付テハ其幼者告訴ヲ爲スノ法アルヲ知ラサル場合アルヲ以テ其親屬ヲシテ代テ告訴スルヲ得セシムルノ趣旨ニ外ナラサルヘシ因テ本疑義前段ハ被害者本人ニアラサレハ拋棄ノ効ナキモノナリ

又後段ハ告訴ノ願下ヲ許否スルノ手續ニシテ己ニ其願下ヲ爲
 ス可カラサルモノトスル以上ハ其申立ヲ受ケタル官吏ヨリ直
 ニ之ヲ棄却ス可キモノトス

親告罪ニ於テ
 同一被害者數
 人アルトキハ
 此數被害者共
 同スルニテ
 採行セラルベ
 ルカ

〔疑義〕 告訴ヲ待テ其罪ヲ論スヘキ誹毀事件ノ如キ若シ同一事
 件ニ付キ被害者數名アル時ハ其内一名ヨリ告訴ヲ爲スモ他ノ
 被害者ヨリ訴エサル時ハ該事件ノ公訴ハ受理スヘカラサルモ
 ノナル乎

〔説明〕 前段ノ場合假令被害者ノ一名ヨリ告訴ヲ爲シタル時ト
 雖モ他ノ被害者ヨリ告訴ヲ爲サザル片ハ公訴ヲ提起スヘカラ
 サルモノトス

確定判決が公
 訴權ノ消滅ヲ
 何スノ理ハ如
 何

〔疑義〕 確定判決アリタル時ハ如何ナル理由ニ由リ公訴權ノ消
 滅ヲ來スカ乎

〔説明〕 確定判決ヲ以テ公訴權消滅ノ一原因トスルモノハ一事

ヲ再理スヘカラスト云フ原則ニ基ケルモノナリ尙ホ之レヲ詳
 言セハ凡ソ人タルモノ誰カ全然其過失ナキヲ保センヤ之レヲ
 以テ假令裁判官ト雖モ或ハ裁判上ノ失誤ナキ能ハザルナリ故
 ニ法律ハ數等ノ裁判所ヲ設ケ其階級ヲ分チ以テ被告人ニ上訴
 ノ權ヲ與ヘ又之ニ付スルニ相當ノ期間ヲ以テシ被告人ヲシテ
 其判決ニ對シ順次上等ノ裁判所ニ上訴スルヲ得セシメ以テ裁
 判ノ失誤ヲ矯正シ冤枉ノ弊害ヲ匡救センコト期セリ然ルニ被
 告人ニシテ此上訴ノ道アルニ拘ラス期間内ニ上訴ヲ爲サス或
 ハ上訴ヲ爲シテ其判決アリタル時ハ之ヲ以テ事實ニ反セス法
 律ニ適シタルモノト推測シ確定動カスヘカラサルモノト爲サ
 ヲルヘカラス苟モ然ラスンハ今日勝訴シテ心ニ安ソスル所ア
 ルモ明日又同一ノ裁判所ニ訴ヘテ敗訴シ翌々日ニ至テ又
 之ヲ訴フルカ如キアラハ一勝一敗其底止スル所ヲ知ラス此ノ

確定判決が公
訴権ノ消滅
他ニ生ズル
効果ハ何カ

如クンハ則チ人民何ニ由テ以テ安堵シ社會何ニ由テ以テ安寧
ナルヲ得ン此推測タル此ノ如ク公ノ秩序ニ關スルモノナレハ
縱令其實裁判ハ如何ニ事實ニ反シ法理ニ戻ルト雖モ反證ヲ舉
ケテ右ノ推測ヲ動カス能ハサルモノトセリ之レ即チ確定判決
アリタル時ハ又再ヒ公訴ヲ起サシメサル所以ナリ(本疑義及ヒ
説明ハ又私訴權消滅ノ場合ニ應用スルヲ得ヘシ)

(疑義) 確定判決ノ効力ハ審ニ前段ノ公訴權ヲ消滅セシムルノ
ミニアラスシテ尙ホ數多効果ヲ生ス其効果ハ如何

(説明) 曰ク其効果ハ以下ノ如シ(一)本法第三百十七條ノ規定ニ
因テ重罪輕罪違警罪ノ刑ハ確定判決ノ後ニ非サレハ之ヲ執行
スルコトヲ得サルモノナリ但シ法律ニ特例ヲ設ケタル場合ハ
此限リニアラス例ハ死刑ノ執行ハ司法大臣ヨリ執行命令ナ
キキハ本法第三百十八條ノ規定ニ因テ假令判決確定シタルモ

既判力ニ就テ
ノ原則ハ刑事
ニ在リテハ絶
對ニ適用シ得
ルカ

直チニ之ヲ執行スルヲ得サル類ノ如シ(二)刑法第九十四條ノ規
定ニ因レハ初犯ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ再犯ノ刑ニ加重ノ
例ヲ用ユルヲ得ス(三)本法第二百九十二條第三百一條ノ規定
ニ因レハ非常上告又ハ再審ノ訴ハ裁判確定ノ後ニ非サレハ之
ヲ爲スヲ得サル是レナリ

(疑義) 確定判決不可動ノ原則ハ刑事ニ在テハ絶對ニ之ヲ適用
シ得ヘキ乎

(説明) 確定判決不可動ノ原則ハ民事上ニ在テハ總テノ場合ニ
適用シ刑事上ニ於ケルモ尙ホ其被告人ノ利益ノ爲メニハ常ニ
之ヲ適用ス然レモ或二三ノ場合ニ於テハ被告人ノ不幸ヲ排除
センカ爲メ公平ノ道理ニ基キ此原則ニ例外ヲ設ケタリ即チ以
下ノ如シ

第一本法第二百九十二條非常上告ノ場合此場合ハ前判決ノ法

確定判決アリ
トシテ再
訴ヲ拒ミ得ル
ノ場合ハ如何

律ノ適用ヲ誤リ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ナ
リ第二、本法第三百一條ノ場合即チ再審ノ訴ハ前裁判ニ事實上
ノ錯誤アリタル場合ニシテ例ヘハ(イ)人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ
言渡アリタルモ殺サレタリト認メテレシ者ガ犯罪後ニ生存シ
居又ハ犯罪前既ニ死去シタル確證ノアリタルトキ(ロ)同一ノ事
件ニ付共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルト
キ(ハ)犯罪アリシ以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ
在ラサルコトヲ證明シタルトキ(ニ)被告人ヲ陷害シタル罪ニ因
リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ(ホ)公正證書ヲ以テ訴訟
記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ等是レナリ
(疑義) 確定判決アリタリトシテ再訴ヲ拒ミ得ルハ如何ナル場
合ナル乎

(説明) 確定判決アリトシテ再訴ヲ拒マントスルニハ左ノ條件

ヲ具備スルモノナルコトヲ要ス(一)被告人ノ同一ナルコト被告人
ニシテ同一ナラサル時ハ設ヒ共犯人ニ對スルモノナリト雖モ
公訴消滅ノ原因トナルコトナカルヘシ蓋シ裁判ハ各人各自ニ
就キ各事件ニ應シテ言渡スヘキモノナレハ同一ノ關係事件ト
雖モ甲ニ對シテハ無罪ヲ言渡シ其共犯人ナル乙ニ對シテハ有
罪ヲ言渡スヘキ場合アルハ當然ナリ故ニ現ニ裁判言渡ヲ受ケ
タル被告人ニアラサル以上ハ共犯人ト雖モ其裁判ニ就キテハ
裁判外ノ他人ナレハ一事再理ヲ理由トシテ確定判決ノ効力ヲ
主張スルコトヲ得サルナリ(二)事件ノ同一ナルコト事件ノ同一ト
ハ犯罪ヲ構成スル所爲タル事實ノ同一ナルヲ云フ(三)公判ノ裁
判言渡ナルコト夫レ豫審裁判ハ確定スルモ後ニ至リテ新ナル證
據ヲ發見スルトキハ再ヒ同一ノ事件ニ就キテ起訴スルコトヲ
得ヘキモノナリ之レヲ以テ公判ニアラサレハ公訴消滅ノ原因

確定判決ノ効
ハ人ニ屬スル
カ事件ニ屬ス
ルカ

トハナヲサルナリ
以上ノ三條件ヲ具備スルトキハ則チ確定判決ヲ口實トシテ再
訴ヲ拒ミ得ヘシ

(疑義) 本條第三項ニ掲ル判決トハ一事再理セサルノ原則ヲ規
定シタルモノニシテ人ニ屬シ事件ニ屬スルモノニ非サル可シ
何トナレハ若シ之ヲ事件ニ屬スルモノトセハ其効力ヲ他人ニ
及ホスコトト爲ルヘシ例ヘハ茲ニ甲乙丙ノ三名共ニ謀テ強盜
ヲ爲シ逃走セシ者アランニ後チ甲ノミヲ逮捕シ判決確定シタ
ルトキハ他日乙丙ヲ逮捕シ其證據充分ナルモ其罪ヲ治スル能
ハサルカ如シ豈如此ノ理アル可ケンヤ故ニ確定判決ハ人ニ屬
スルモノニシテ事件ニ屬スルモノニアラサルヘシ如何

(説明) 確定判決ハ其言渡ヲ受ケタル者ノミニ効力アルヘキニ
付キ他ノ正犯從犯ニ對シテハ其効ナキモノトス

輕罪ノ連續犯
ハ一罪判決ヲ
經ルモ餘罪ノ
公訴ハ消滅セ
ザルカ

(疑義) 連續犯罪ハ一罪既ニ判決ヲ經レハ餘罪ノ公訴ハ消滅ス
ト論スルモノアリ此說重罪ニ在テハ然ル可シト雖モ輕罪ハ事
情重キモノヲ以テ處スルノ法ナレハ連續犯罪ト雖モ事情同一
ナリト云ヒ難キニ付輕罪ノ連續犯ニ在テハ一罪已ニ判決ヲ經
ルモ餘罪ノ公訴ハ消滅セサル乎

(説明) 同種類ノ罪ヲ數回連續シテ犯シタル者モ數罪俱發ノ例
ニ依ルヘキモノニ付一罪既ニ判決ヲ經ルト雖モ其未タ判決ヲ
經サル同種類ノ罪アル片ハ公訴消滅スヘキモノニ非サルナリ
(疑義) 犯罪ノ後チ頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止セラレタ
ル片ハ何故ニ公訴ヲ消滅セシムヘキヤ

(説明) 公訴ハ刑ノ適用ヲ要求スルノ訴ナリ去レハ法律發布ノ
結果舊刑ヲ消滅セシメタルニ於テハ公訴ノ以テ目的トナスヘ
キモノ既ニ滅亡シ又求ムヘキノ目的物ナシ之レヲ以テ公訴ノ

犯罪後ニ頒布
セラル法律ニテ
其刑ノ廢止ヲ
爲セル片ハ何
故ニ公訴ノ消
滅ニスルカ

大赦トハ何ゾ

消滅スヘキハ當然ニシテ敢テ贅言ヲ要セサルナリ

(疑義) 大赦トハ如何

(説明) 大赦ハ憲法第十六條ニ規定セル如ク國君ノ特權ニ屬スルモノニシテ其趣旨トスル所ハ特別ノ情實アル場合ニ方テ若クハ法律ニ從ヒ或ル所爲ヲ罰スル片ハ社會ノ秩序安寧ヲ維持セシテ却テ之レヲ擾亂スルノ恐レアル時其所爲ノ罪質ヲ湮滅セシメ之ニ對スル公訴ヲ消滅セシムルモノナリ

時効ノ公訴消滅ヲ致ス所以ハ如何

(疑義) 重罪輕罪違警罪ニ付其期間異ナルモ法定ノ期間ヲ經過セシ時ハ時効ヲ得タルモノトシ公訴ヲ消滅セシムルハ何ゾヤ

(説明) 夫レ刑事ハ民事ト異ナリテ其證據豫メ訴訟關係人ノ手裏ニアルヘキモノニアラス罪ノ發覺セシ後チ當該官吏ニ於テ或ハ犯所ニ臨ミテ犯罪ノ摸樣ヲ調査シ或ハ家宅ヲ搜索シテ證據物件ヲ差押ヘ或ハ證人ヲ呼テ被告人ノ行狀性質犯罪ノ摸樣

檢事ハ共犯者中ノ一人ニ對シテ爲シタル公訴ハ他ノ共犯人ニハ如何ナル効力アリ

等チ間ヒ或ハ鑑定人ヲ命シテ犯罪ノ性質方法等ヲ探リ然ル後其曲直ヲ判定スル者ナリ故ニ右等ノ處分ヲ爲サスノ許多ノ歲月ヲ經過スル時ハ則チ證據徵憑共ニ湮滅揣摩シ復タ正鵠ナル裁判ヲ爲ス能ハサルニ至ル是犯罪ノ後チ許多ノ歲月ヲ經過セハ重罪輕罪違警罪ノ別ナク總テ公訴ノ時効ヲ得タリトシテ公訴權ヲ消滅セシムル所以ナリ

(疑義) 檢事ニ於テ前ニ共犯者中ノ一人ニ對シ公訴ヲ起シタルトキ他ノ共犯者ニ對スル其裁判ノ効力如何

(説明) 此場合ニ在テ若シ裁判所ニ於テ犯罪ノ成立ニ付證據充分ナラヌ又ハ其所爲法律上罰スヘキ者ニ非サルヲ理由トシ無罪ノ言渡ヲ爲シ其言渡確定シタル後他ノ共犯者ニ對シテ公訴ノ起ル時ハ此共犯者ハ前ノ共犯者ニ對スル裁判ヲ申立テ以テ其公訴ヲ棄却セシムルヲ得ヘシ何トナレハ此場合ニ在テ裁判

所ハ社會ノ代人タル檢事立會ノ上之ヲ審理シ其犯罪ノ成立ニ付キ證據充分ナラス又ハ其所爲法律上罰ス可キ者ニアラスト認メ而シテ無罪ノ言渡ヲ爲シ其言渡確定シタルモノナレハ法律上之ヲ以テ適正ノ裁判ナリト看做サ、ル可カラス既ニ之ヲ適正ナリトスルトキハ他ノ共犯者ニ對シテモ亦等シク其犯罪ノ成立ニ付キ證據充分ナラス又ハ其所爲法律上罰ス可キ者ニ非スト言渡ス可キコト固ヨリ論テ埃タス否ナ到底同一ノ所爲ニシテ甲ニ對シテハ罪トナラスト云ヒ乙ニ對シテハ罪ト爲ルト云フノ理ハ萬々之レ有ラサルヲ以テナリ要スルニ凡ソ同一事件ニ付キ共犯者ニ對シテ公訴ノ前後相繼テ起リタルニ方リ其辯護ノ方法同一ナルニ於テハ後ノ被告人ハ設ヒ自カラ前ノ言渡ヲ受ケスト雖モ其確定判決ノ効力ヲ申立テ以テ後ノ公訴ヲ棄却セシムルヲ得ヘキモノトス

數罪ヲ犯シテ
重キ刑ニ處セ
ラレタルハ其
刑ノ消滅セリ
存スルハ否

〔疑義〕 公訴權ノ消滅ニ付キ或ハ其原因本條ニ列記スル六原因ノミナラス尙ホ其ノ原因アリトシテ刑法第百二條ヲ引用シ則チ數罪ヲ犯シタル場合ニ於テ其最モ重キ一罪先ツ發覺シ既ニ刑ノ言渡アリ其後輕キ刑ニ該當スル一罪發覺シタルトキハ其ノ罪ニ對スル公訴ハ消滅スヘキモノナリト而シテ其理由ニ曰ク公訴ノ目的ハ刑ヲ適用スルニ在リ而シテ重キ罪ニ付テ既ニ刑ノ言渡アリタル時ハ輕キ罪ニ付キ更ニ刑ヲ適用スルヲ得ス然レハ設ヒ公訴ヲ提起スルモ到底其目的ヲ達スル能ハス是レ公訴權ノ自カラ消滅スル所以ナリト此說果シテ適當ナル乎

〔說明〕 夫レ犯罪ハ公訴權ノ原因ナリ犯罪アリテ茲ニ始メテ公訴權ヲ發生スル者ニシテ犯罪アリタル後公訴權ノ消滅セサル限リハ檢事ハ例外ノ場合ヲ除クノ外之ヲ行ハサルヘカラサルモノナリ故ニ數罪俱發ノ場合ニ於テハ其重キ罪ノ判決アラサ

ル以前ニ在テハ輕キ罪ニ對スル公訴權ハ未タ消滅セサルノ一事ハ敢テ何人ト雖モ決シテ異論ナキ所ノモノナラン果シテ然ラハ其重キ罪ニ對スル刑ノ言渡シ前ニ在テ輕キ罪ノ公訴權消滅セストナラハ獨リ重キ罪ノ判決後ニ在テハ輕キ罪ニ對スル公訴權消滅スト謂ヘルハ甚タ解スヘカラサルノ理ナリ夫レ刑ヲ適用スルトハ敢テ有形上ノ適用ノミヲ謂フニアラス裁判官カ法律ノ正條ニ擬シ刑ヲ被告人ニ言渡スハ則チ刑ノ適用ナリ刑ノ適用ハ其執行ト異ナルカ故ニ前ニ重罪ノ刑ニ處セラレタル者後發ノ罪輕罪ニ當ルトキハ此二刑ヲ俱ニ執行スルコト能ハスト雖モ其適用ハ必ス爲ササルヘカラス唯輕キ刑ハ重キ刑ノ爲メ執行上吸收セラルルノミ爲メニ其罪ハ消滅セサルナリ且ツ罪ノ輕重ハ之ヲ判別スルニ豫審若クハ公判ノアリタル後ニアラサレハ之ヲ知ルヲ能ハサルモノナリ而シテ其豫審若クハ

公訴ノ確定判決ハ私訴ニ如何ナル影響ヲ及ボス乎

公判ハ公訴ヲ起シタル後ニアラサレハ之レヲ爲スコトヲ得ス殊ニ檢事ニ於テ公訴ヲ起シ犯人ノ誰タルヲ確定スルニアラサレハ被害者賠償ヲ求ムルニ困難ナリトス夫レ如斯理由アルカ故ニ假令數罪俱發ノ場合ナレハトテ本條列記ノ原因アルニアラサレハ敢テ其公訴權消滅ノ原因トナラサルモノナリトス

(疑義) 公訴ノ確定判決ハ私訴ノ裁判ニ如何ナル影響ヲ及ボス

〜キ乎

(説明) 公訴ノ原告人タル檢事ハ社會ヲ代表スル者ナルヲ以テ又隨テ社會ヲ組織スル所ノ人民ヲ代表スル者ナリ故ニ犯罪ノ成否被告人ノ有罪無罪ニ關スル裁判ニシテ檢事カ其手續ヲ履行シテ言渡サシメタルモノハ即チ公衆一般ノ爲メ又公衆一般ニ對スル裁判ナリ且ツ檢事ノ公訴ヲ實行スルヤ種々ノ手段權限ヲ有スルコト彼ノ一個人タル被害者カ民事裁判所ニ私訴ヲ

起シ被告人ノ曲ヲ證シ自己ノ權利ヲ主張スルカ爲メニ有スル
 手段方法ノ能ク及フ所ニアラス然レハ其手段權限ニ依リ緻密
 ナル搜查ヲ遂ケ確實ナル證憑ヲ得テ以テ犯罪ノ成否ヲ裁決セ
 シメタル以上ハ其後同一事件ニ付キ又何ノ必要アリテ再ヒ被
 害者ヨリ民事裁判所ニ出訴シ之カ覆審ヲ爲スヲ須非ンヤ加
 之若シ公訴ノ裁判ニシテ其効力ヲ私訴ノ裁判ニ及ホサシメサ
 ラン乎是レ殆ント刑事裁判所ノ訴訟手續ノ不完全ナルコトヲ
 公衆ニ示スニ異ナラサルナリ又社會カ犯罪人ヲ罰スルハ既往
 ヲ懲ラシ將來ヲ戒ムルニ在リ然ルニ既ニ刑事裁判所ニ於テ刑
 ノ言渡ヲ爲シタル後被害者ハ民事裁判所ニ出テ、被告人ノ所
 爲ハ刑事裁判所ノ言渡シタル所ヨリ尙ホ重キ者ナリト主張シ
 被告人若クハ其親戚ハ被告人ノ所爲ハ刑事裁判所ノ言渡シタ
 ル所ヨリ更ニ輕キ者ナリト抗辯スルカ如キコトアラハ是レ則

テ刑事裁判所ノ言渡ヲ蔑如スル者ニソ既往將來ヲ懲戒スル所
 ノ刑罰ノ効力ヲ減殺スル者ト謂ハサル可カラス又例ヘハ刑事
 裁判所ニ於テ死刑ヲ言渡シ其執行ノ後相續人ニ對シテ私訴ヲ
 起スニ方リ民事裁判所ニ於テ被告人ノ所爲ハ毫モ賠償ノ原因
 ト爲ル可キ者ナシト言渡スカ如キコトアラハ社會公衆ハ常ニ
 危懼ノ念ヲ懷キ刑事裁判所ノ裁判ヲシテ適實ナラサルノ感覺
 テ惹起サシムルニ至ル可シ素ヨリ其被刑者ニシテ眞ニ無罪ナ
 ルノ證アルニ於テハ其親屬等ヨリ再審ノ訴ヲ爲シ得ヘキヤ論
 テ俟タスト雖モ然レモ其手續ヲ履マス同一事件ニ關シ民事裁
 判所ニ於テ刑事裁判所ノ有罪ノ裁判ニ牴觸シタル裁判ヲ爲ス
 カ如キコトアラハ蓋シ公安ヲ害スルコト大ナリト云ハサルヘ
 カラス此等ノ理由アルヲ以テ公訴裁判ノ効力ヲ私訴ノ裁判ニ
 及ホスハ當然ニシテ又疑ノ存スヘキモノアラズ

公訴ノ時効ト
民事ノ期満得免ト
免ト其理由ヲ
同フスルカ

(疑義) 公訴ノ時効ト民事ノ期満得免トハ全ク其理由ヲ同フスル乎

公訴ノ起レル
時ニ被告ノ申立
リ時効ノ申立
キ爲ササルハ

(説明) 公訴ノ時効ト民事ノ期満得免トハ全ク其理由ヲ異ニスルモノナリ即チ民事ノ期満得免ハ主トシテ原告人ノ懈怠ヲ警シムルニ在リ即チ原告人ノ已ニ久ク訴フ可キノ権利アルニ之ヲ等閑ニ付シ數年ノ後ニ至リ之ヲ訴フルカ如キアラハ原被互ニ證據ヲ亡失シ裁判上甚タ困難ヲ來スチ以テ成ル可ク速ニ出訴セシメント欲スルニ出ツ然ルニ公訴ノ時効ハ決シテ檢事ノ懈怠ヲ警シメタル者ニ非スシテ唯公訴ヲ起スモ其目的タル刑罰ヲ科スルノ必要ナキノミナラス徒ラニ公權ノ無力ニシテ且不完全ナルコトヲ表示スルニ異ナラサルニ由ルモノナリ

(疑義) 公訴ノ起リタルハ被告人其他ノ關係人ヨリ既ニ其時効ノ成リタル申立キ爲ササルハ裁判官ハ如何スヘキヤ

ハ如何スベキ
カ

(説明) 抑々公訴ノ時効ハ被告人ノ利益ノ爲メニ設ケタルニ非スノ要ハ社會公益ノ爲メニ設ケラレタルモノナレハ所謂公ノ秩序ニ關スル規則ナリトス故ニ被告人ニ於テ曾テ公訴期間ノ經過セシコトヲ知ラサルトキト雖モ亦其利益ヲ享クルハ勿論又自ラ時効ノ利益ヲ享クルヲ欲セサルトキト雖モ尙ホ之ヲ享クヘキモノトス故ニ公訴ノ實行中被告其他ノ關係人ヨリ時効ノ申立キ爲サスト雖モ若シ其期間ヲ經過セシモノナルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ公訴ヲ棄却セサルヘカラス

適例

明治廿二年十月十六日判決 群馬縣平民 清原佐門

(摘要) 告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ハ上告中ト雖モ棄權私和ヲ爲セハ消滅ニ屬スルモノトス

幼者誘拐ノ罪ハ刑法第三百四十四條ニ規定シアル如ク被害者

又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ論スヘキ者ナリ而シテ告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ハ被害者ノ棄權又ハ私和ニ依テ公訴ノ消滅スヘキ者ナルヲハ治罪法第九條ニ規定スル所ナリ今本案一件書類ヲ緝閱スルニ被害者武澤角平ヨリ被告人ト示談行届キタル旨ヲ以テ告訴取消願書ヲ差出シタレハ己ニ公訴ノ消滅セシモノナルヲ以テ當然被告人ヲ放免スヘキモノトス已ニ此點ヲ以テ原裁判ヲ破毀シ放免スヘキモノト認メタレハ他ノ上告點ニ對シテハ爰ニ辯明ヲ要セス

明治廿三年三月九日判決

京都府士族 藤本亮直

(摘要)犯罪ノ後、頒布シタル法律ニ依リ其刑ヲ廢シタルトキハ免訴ノ言渡ヲ爲ス可キモノトス

本件ニ對シ明治廿二年一月廿三日、京都輕罪裁判所ニ於テ裁判言渡ヲ爲シタル處、其裁判未タ確定セサル中、則チ明治廿二年法

律第一號ヲ以テ徵兵令ヲ改正セラレ該法律ヲ掲載セシ官報ノ原裁判所へ到達シタルハ明治廿二年一月廿四日ニ在リ而シテ其新令ニ依ルルハ舊徵兵令第三十四條届出云々ノ点ハ削除セラレタリ依之觀之、本件所爲ノ如キハ新令ニ於テ罰ス可キ正條ナキニ依リ則チ刑ノ廢止ニ屬シタルモノニシテ治罪法第九條第四項ニ基キ公訴ハ消滅ニ歸スヘキモノトス依テ原裁判ノ當否如何ニ關セズ直ニ免訴ヲ言渡ス者ナリ

〔參照〕舊治罪法

第九條 公訴ヲ爲スノ權ハ左ノ條件ニ因テ消滅ス

- 一 被告人ノ死去
- 二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ被害者ノ棄權又ハ私和

三 確定裁判

- 四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止
- 五 大赦
- 六 期滿免除

第七條

第七條 私訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 拋棄又ハ和解

第二 確定判決

第三 時效

告訴權ノ拋棄ハ併セテ私訴權ノ拋棄ヲ含ムト云フモノアリ如何

(疑義) 告訴權ヲ拋棄シタルトキハ併セテ私訴權ノ拋棄アリタルモノナリト論スルモノアリ果シテ然ルカ

(說明) 夫レ告訴ヲ待テ受理スヘキ犯罪事件ノ如キハ社會ノ公害ヲ主トスルニ非スノ專ラ被害者ノ利害ヲ斟酌シ之ヲ罰スルモ罰セサルモノニ其意ニ放任シタル者ナレハ其之ヲ罰セスシテ單ニ損害賠償ヲ求メント爲シタルモ敢テ法律ノ實力即チ社

私訴權ノ拋棄若クハ和解ハ公訴權ノ消滅ヲ致スヤ否

會ノ威力ヲ傷クルノ恐レナキモノナリ去レハ今被害者カ告訴權ヲ拋棄シタルトテ未タ私訴權ヲ拋棄セサルトキハ以テ私訴權ノ消滅ヲ來タサザルナリ

(疑義) 私訴權ヲ拋棄又ハ和解シタルトキハ公訴權モ共ニ消滅スヘキヤ

(說明) 被害者私訴權ヲ拋棄シ又ハ之ニ付キ和解ヲナシタルト雖モ公訴權ハ依然成立スヘキナリ何トナレハ此告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ニ付キ公訴權ノ消滅スル爲メニハ告訴權ノ拋棄アルトテ要スレハナリ

(疑義) 本條第一項ニ被害者ノ拋棄又ハ和解トアリ然ルニ被害者裁判所々在ノ地ニ住セサル時其地ニ假住所ヲ撰定セス又其撰定ヲ爲スモ其旨ヲ裁判所ニ届出デザル場合ニ於テハ既ニ其告訴ト共ニ爲シタル私訴ハ之ヲ拋棄シタルモノト爲シ得可キ

被害者、私訴ヲ起シ、裁判所々在ノ地ニ假住所ヲ定メ、又定メテモ之ヲ裁判所ニ届出テザルハ、其爲セル私訴權ハ之ヲ拋棄セルモノト見

ヤ如何

(説明) 假住所ヲ定メス又ハ裁判所ニ其旨ヲ届置カサル時ハ即チ本法第十八條ニ依リ異議ノ申立ヲ爲スヲ得サルマテ止マリ私訴權ハ決シテ拋棄セシモノト爲ステ得ス但假住所ヲ定メサル場合ト雖モ可成的本人ニ通知スルヲ要ス

私訴ノ確定判決ハ公訴ノ上ニ如何ナル影響ヲ及ボス

(説明) 私訴ノ確定判決ハ毫モ其効力ヲ公訴ノ判決ニ及ボスヘキモノニアラサルナリ是レ公訴私訴ノ間ニハ其目的原因及ヒ原告人ヲ異ニスルヲ以テナリ夫レ公訴ノ目的トスル所ハ刑ノ適用ニシテ私訴ノ目的トスル所ハ損害ノ賠償ニ在リ又公訴ノ原因ハ犯罪ト看做ス可キ所爲ニ在テ私訴ノ原因ハ民事上ノ犯罪准犯罪ト看做ス可キ所爲ニ在リ則チ公訴ハ其所爲ノ犯罪ト

爲ルヤ否ヤテ判決シ私訴ハ其所爲ノ賠償ノ原因ト爲ルヤ否ヤテ判決スル者ナリ加之ナラス公訴ノ原告人ハ檢事ニシテ私訴ノ原告人ハ被害者ナリ如斯ク公訴私訴ノ間ニハ大ナル差別アリ而シテ確定判決ノ効力ハ同一事件則チ其訴訟ノ目的原因原告ノ同一ナル時ニ非レハ之ヲ及ボサハルノ原則ナルニ因リ乃チ公訴ニ付テノ裁判官ハ私訴ノ裁判ニ依ラスシテ自由ニ其心證ヲ得テ以テ既ニ確定ニ至リタル私訴ノ判決ニ反對セル判決ヲ爲ステ得可キモノナリ

然レモ例外トシテ民事裁判所ノ判決ノ効力ヲ刑事ノ判決ニ及ボスコト有リ即チ豫決ス可キ事件ニシテ民事裁判所ニ於テ豫メ審理セサレハ犯罪ノ成否ヲ判別スルヲ能ハサル事件ニ付テノ判決是ナリ例ヘハ乙者甲者ト結婚シタル後重ネテ丙者ト結婚シタルヲ以テ甲者ヨリ乙者ニ對シ民事裁判所へ出訴シ身分

釐正若クハ損害賠償ヲ求メタルニ民事裁判所ハ審理ノ上彼レ
甲乙間ノ結婚ハ會テ成立セサリシヲ以テ乙者ニ何等ノ義務ア
ルコトナシト判決シタルニ其後重婚罪ノ公訴刑事裁判所ニ起
リタリトセン此場合ニ於テハ必ス民事裁判所ノ判決ニ基キ重
婚罪ハ成立セサル者ナリト判定セサル可カラス何トナレハ甲
乙間ノ婚姻ノ成否ハ元來民事裁判所ニ於テ判決ス可キ事件ニ
シテ且其裁判ハ刑事ノ裁判ニ最モ欠ク可カテサルモノナレハ
ナリ

〔參照〕舊治罪法

第十條 私訴ヲ爲スノ權ハ左ノ條件ニ因テ消滅ス

- 一 被害者ノ棄權又ハ私和
- 二 確定裁判
- 三 期滿免除

第八條

第八條 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ成就

ス

- 第一 違警罪ハ六月
- 第二 輕罪ハ三年
- 第三 重罪ハ十年

罪ノ種類ニヨ
リ時効ノ期間
ニ差異アルハ
如何

〔疑義〕本條ニ於テ罪ノ種類ニ因リ時効ノ期間ニ長短ノ區別ヲ
設ケタルハ如何ナル理由ニ因ル乎又公訴時効ノ期間ハ刑ノ時
効ノ期間ニ比シ短キハ何ソヤ

〔説明〕犯罪ノ種類ニ因リ公訴時効ノ期間ニ長短ヲ設ケタルモ
ノハ蓋シ其罪重キ者ハ社會ヲ害スルヲ大ナルヲ以テ從テ公衆
ノ記念ニ存スルヲモ亦實際久シカラサルヲ得スト雖正其罪輕
キ者ハ社會ヲ害スルヲ小ナルヲ以テ從テ公衆ノ記念ニ存スル
ヲモ亦其罪重キモノニ比シテ短カ、ルヘキヲ勿論ナリ是レ重

罪ノ種類ハ如何ニシテ之ヲ定ムベキカ

罪ノ公訴時効ノ期間ハ輕罪ヨリ長ク輕罪ノ公訴時効ノ期間ハ
違警罪ヨリ長キ所以ナリ又公訴ノ時効ハ刑ノ時効ニ比シ總テ
其期間短キモノハ是レ既ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ公衆ノ記
念ニ存スル丁永キヲ以テ固ヨリ當ニ然ルヘキ所トス
〔疑義〕本條ノ罪ノ種類ハ各本條ニ記載スル所ノ刑ニ依ルヘキ
ヤ將タ又實際加重減輕シタル後チ犯人ニ科スル所ノ刑ニ依ル
ヘキヤ

〔說明〕本疑義ノ場合ニ於テハ其減輕ハ法律上ノ減輕ト裁判上
ノ減輕トニ拘ハラズ總テ各本條ニ定ムル所ノ刑ニ據リ罪ノ種
類ヲ定メ以テ公訴期間ヲ定メサルヘカラサルナリ但シ彼ノ刑
法第九十九條ニ定メタル從犯及ヒ未遂犯ノ減等其他各本條ニ
記載スル特別ノ加重減輕ハ其加減シタル者ヲ以テ本刑ト爲ス
カ故ニ此等ノ減輕ニ係ル時ハ其減輕ニ依テ生シタルノ刑ニ據

被告人ノ死シ
ルニヨリ其相
續人ニ對シテ
私訴ヲ起スル
ノ期間ハ如何

リ罪ノ種類ヲ定ム可キハ勿論ナリト雖モ若シ否ヲスシテ夫ノ
宥恕減輕自首減輕酌量減輕ノ如キハ只タ總カニ其情狀ヲ動カ
スニ足ルノミニシテ罪ノ本質ヲ變スル者ニ非サルヲ以テ此等
ノ減等ニ依リ生シタル所ノ刑ハ畢竟輕罪ニ至ルモ其本刑ノ重
罪ナル時ハ則チ其公訴期間ハ十年ナリト決セサル可カラズ公
訴時効ノ期間ハ罪ノ本質ニ因テ定ムヘク其減輕シテ生スル所
ノ刑ニ因テ定ムヘカラサルナリ
〔疑義〕被害者私訴ヲ請求セントスルニ當リ被告人死去シタル
ヲ以テ其相續人ニ對シ私訴ヲ起サントスルニハ其時効ノ期間
ハ本條ニ依ルヘキカ將タ民法上ノ規定ニ遵フヘキ乎
〔說明〕時効ニ付キ私訴ノ公訴ト其運命ヲ共ニスルノ理由タル
檢事ニ在テハ時効ノ爲メ公訴ヲ起ステ得サル場合ニ至リタル
ニ拘ラス被害者ニ於テ仍ホ犯罪ヲ原由ト爲シ私訴ヲ起ステ得

ルモノトセハ是レ社會公權ノ組織ニシテ不完全ナルモノアル
 一チ公示シ隨テ法律ノ效力ヲ薄弱ナラシムルノ患アルニ由ル
 然ルニ今被告人公訴ノ時効ノ期間ノ未ダ滿了セサル前ニ於テ
 死去シタル片ハ是レ其時効ノ期間滿了スル一チ得サル場合ニ
 ソ即チ縱令ヒ社會公權ノ組織ハ至善至美ナルモ檢事ノ注意ハ
 周到綿密ナルモ將タ法律ノ權力ハ十分完全ナリトスルモ而カ
 モ到底公訴ノ起ルヘカラス刑罰ノ科セラルヘカラサル場合ニ
 遭遇シタルモノナルカ故ニ此場合ニ於テハ時効ニ關シテ私訴
 ノ公訴ト運命ヲ共ニスルノ理由アル一ナク隨テ民法ニ規定シ
 タル期間ノ經過スルニ因リ始メテ消滅スルモノナリト決定セ
 サル可カラサルノ理由アルニ似タリ然リト雖モ斯ク論決スル
 時ハ一方ニ於テ又甚タ奇怪ナル結果ヲ現出スルニ至ルコアリ
 例ハ一重罪犯ノ場合ニ於テ犯者若シ生存セハ十年ニシテ公訴

ノ時効ト共ニ私訴ノ時効ヲ得可キ者ナルニ偶々犯者ノ死去シ
 タルニ因リ其相續人ハ三十年ヲ經過スルニ非サレハ私訴ノ時
 効ヲ得ル一能ハサルノ結果ヲ生スル一是ナリ夫レ罪ヲ犯シテ
 損害ヲ生セシメタル本人ハ十年ニシテ賠償返還ノ責ヲ免ル、
 ニ拘ハラス毫モ自ラ犯罪ノ所爲ニ干與セス唯犯者ノ財産ヲ繼
 承シタルカ爲メ義務ヲ擔當スル所ノ相續人ハ三十年ノ久シキ
 後ニ非サレハ之ヲ免ル、一能ハストハ是レ豈奇怪ノ結果ニ非
 スヤ況ンヤ相續人ハ元來犯罪ノ所爲ニ干與セサル者ナレハ犯
 者其人ニ比シテ辯護ノ困難ヲ感スル一更ニ大ナル者アルチヤ
 尙水況ンヤ死去ノ後、相續人ヲシテ永久ノ年間其責ニ當ラシム
 ル一ノ情理ニ合セサル者アルチヤ加之ナラス本法ハ其第九條
 ニ於テ毫モ前述ノ區別ヲ爲サ、ルニ依リ之ヲ觀ルモ(公訴ニ付
 キ刑ノ言渡アリタル場合ハ格別其孰レノ場合ト雖モ私訴ノ時

効ノ期間ハ常ニ公訴ト同一ニシテ即チ此相續人ニ對スル時ト雖亦公訴時効ノ期間ト同一ナリト論決セサルヘカテサルナリ

被害者カ告訴權ヲ放棄シタルトキハ其私訴權ノ時効ハ本條ノ期間ニ依ルヘキ乎又民法上時効ノ期間ニ違フヘキ乎

（說明）夫レ告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付キ被害者ニ於テ唯告訴權ノミチ放棄シ未タ私訴權ノ拋棄ヲ爲サ、ル時ハ其私訴權ヲ失ハサルハ言テ竣タス然レモ此場合ニ於テ被害者カ有スル所ノ私訴ノ時効ハ則チ公訴ノ時効ノ期間ヲ以テ消滅ノ時期ト爲サ、ル可カラズ蓋シ法律ノ旨趣タル私訴ノ時効ニ付テハ刑ノ言渡アリタル場合ヲ除クノ外總テ公訴ト運命ヲ共ニセシムルニ在レハナリ

大赦アリタルトキハ私訴權ノ時効ノ期間ハ如何ナルカ

（疑義）大赦アリタルトキハ私訴權時効ノ期間ハ尙ホ本條ニ依ル可キ乎

（說明）夫レ大赦ハ犯罪事件ヲ湮滅シテ永ク烏有ニ歸セシメント欲スル者ナリ然ルチ大赦ノ後尙ホ民事ノ時効ノ期間ニ從ヒ永ク私訴權ヲ繼續セシムル時ハ一方ニ在テハ犯罪事件ヲシテ速ニ遺忘ニ歸セシメントテ希望シ一方ニ在テハ永ク其事件ヲ攪揚スルノ手段ヲ許スモノニシテ是レ實ニ事理ノ矛盾スルノミナラス到底大赦ノ意ニ戻ルモノト謂ハサルヲ得ス且此場合ニ於テ若シ民事ノ時効ノ期間ニ從フヘキモノトスルハ是レ大赦アリタルカ爲メ却テ被告人ノ義務ヲ永續セシメ隨テ之ヲ重劇ナラシムルノ結果ニ至ルヘキヲ以テ是亦本條ノ期間ヲ經過スルニ因テ消滅スルモノトス

印紙ヲ貼用セザル罪ノ輕罪

（疑義）證券印稅規則第四則第八條ニ違背シタルモノハ三拾圓

ト又ハキカ違
警罪ト又ヘキ
カヲ知ルハ如
何ナル標準ニ
目ルベキカ

以下ノ科料ニ處ストアリテ其多數ハ輕罪ノ刑ニ相當スルモ其
寡數ハ違警罪ノ刑ニ相當ス故ニ之ヲ斷スル犯情ノ輕重ニ因リ
或ハ輕罪ノ刑タル罰金ニ處シ或ハ違警罪ノ刑タル科料ニ處ス
ヘキモノナルヘシ然レハ該規則ニ從テ印紙ヲ貼用セサル罪ノ
如キ概シテ輕罪ナリト云フヘカラス實際罰金ニ該ル時ハ輕罪
トシ科料ニ當ル時ハ違警罪トシ現ニ受クヘキ金額ノ多寡ニ因
リ罪ノ區別ヲ定ム可キ乎

(說明) 罰金ハ假令減シテ違警罪ノ刑ニ處スヘキアリト雖モ
其多數二圓以上ニ在ルニ因リ公訴ノ時効ハ輕罪ニ付定メタル
期間ニ從フ可シ

適例

明治廿一年三月廿三日判決

滋賀縣平民

田中久兵衛

(摘要)新法實施前ノ犯罪ニモ期滿免除ヲ適用ス

(前略)被告カ第一ノ犯罪ハ明治六年中ノ所爲ニ係リ第二第三ハ
共ニ明治八年中ノ所爲ニ係リ其第四ハ明治九年四月ノ所爲ニ
係リ右四個ノ犯罪ハ明治十九年六月ニ至リ發覺シタル者ニシ
テ即チ治罪法ニ定メタル公訴期滿免除十年ヲ經過シタル犯罪
ナルヲ以テ原裁判所カ刑法ニ照シ處斷シタルハ上告論旨ノ如
ク擬律錯誤アル違法ノ裁判ナリトス

(參照) 舊治罪法

第十一條 公訴期滿免除ノ期限左ノ如シ

- 一 違輕罪ハ六月
- 二 輕罪ハ三年
- 三 重罪ハ十年

第九條 私訴ノ時効ハ被害者無能力ナルトキ又ハ公訴
ニ附帶セスシテ其訴ヲ爲シタルトキト雖モ公訴ノ時

訴訟ノ中止トハ如何
中斷トハ如何
刑事ノ時効ニ
ハ中止ナルカ
ハ中止ナルカ

效ト其期間ヲ同クス

公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタルトキハ民法ニ定メ
タル時効ノ例ニ從フ

〔疑義〕 訴訟ノ中止トハ如何中斷トハ如何及ヒ刑事ノ時効ニハ
此中止ナルモノアリヤ

〔説明〕 中止トハ恰モ航行中錨ヲ投シテ停泊シタルカ如ク其中
止ノ間ハ進行ヲ停ムルニ拘ハラヌ其中止前後ニ經過シタル時
間ハ之ヲ期限ニ通算スル者タリ例ヘハ或ル負債ニ付キ時効ノ
期間已ニ四年ヲ經過シタルニ方リ債主死去シテ其相続人幼者
ナリトセン此相続人丁年ニ滿ル迄ノ時間ハ時効ノ期間ノ進行
ヲ停止シ其丁年ニ至リタルヨリ再ヒ其進行ヲ始メ五年六年ヲ
計算スヘキカ如シ之ニ反シ中斷トハ其中斷ノ手續以前ニ經過
シタル時間ハ曾テ存在セザリシカ如クニ除去スルモノニシテ

其經過シタル前後ノ時間ヲ通算スルモノニアラザル手續ナリ
而シテ刑事ノ時効ニ付テハ此中止ナル者アル乎即チ本條ニ私訴
ノ時効ハ被害者無能力ナル時云々公訴時効ノ期間ト同クスト
規定シタルニ依テ觀レハ私訴ノ時効ノ期間ハ設ヒ被害者即チ
民事原告人カ無能力者タルトキト雖モ通常民事ノ時効ニ於ケ
ルカ如ク期間中止ノ特典ヲ受クルコトナキ旨ヲ示シタルモノ
ニシテ即チ又暗ニ公訴ノ時効ニ付期間ヲ中止スルコトナキヲ
知ラシメンカ爲メナリトス

然レモ檢察ハ法律上又ハ事實上ニ於テ障礙ヲ生シ爲メニ實際
公訴ヲ起シ得サル場合ナシトセヌ例ヘハ犯罪ノ久シク發覺セ
ザリシカ爲メ檢察カ時機ニ於テ公訴ヲ起スコトヲ得ザルトキ
又ハ犯罪已ニ發覺スルモ戰爭洪水等ノ爲メ公訴ヲ起スコト能
ハザルトキノ如キハ事實上ノ障礙アリトス此等ノ障礙アル場

合ハ起訴ノ點ニ付テハ檢事ヲ無能力者ニ比ス可キカ如クナリ
 ト雖モ決シテ然ラス是等ノ場合ト雖モ時効ノ期間ハ常ニ進行
 シテ瞬時モ躊躇セサルナリ蓋シ時効ハ社會カ犯罪ヲ遺忘スル
 ノ推測ニ職由スル者ナルヲ以テ縱令ヒ犯罪ノ發覺セサルトキ
 又ハ戰爭洪水ノ際ト雖モ時間經過ノ効ニ因テ社會ノ犯罪ヲ遺
 忘シ若クハ注意セサルコトニ付テハ敢テ通常ノ場合ニ異ナル
 コトナケレハナリ又法律上ノ障礙トナルヘキ場合例ヘハ被告
 者ノ精神錯亂中又ハ豫決ス可キ事件ニ付テ民事裁判所ノ審査
 中ハ豫審若クハ公判ノ手續ヲ繼續スルコト能ハサル場合ニ於
 テハ時効ノ中止アルヤ否ニ付テハ種々議論ナキニ非スト雖モ
 時効ノ本質ヨリ推考シテ此場合ト雖モ尙ホ中止セスト謂フテ
 以テ穩當ナリトス斯ク爲スルハ是等法律上ノ障礙ノ場合ハ一
 方ニ於テハ法律自ラ公訴ノ實行ヲ停止セシメ又他ノ一方ニ於

私訴ノ時効ノ
 期間ハ公訴ノ
 時効ノ期間ト
 同シナラサル
 何ゾヤ

テハ其停止ニ因リ時効ノ進行ヲ停止セサルヲ以テ既ニ生シタ
 ル公訴權ヲ法律自ラ消滅セシムルカ如ク頗ル奇怪ノ外觀ヲ呈
 スルニ似タリ然レモ能ク時効ノ理由ニ溯リテ之ヲ攻究スル時
 ハ敢テ怪ムニ足ラサルナリ蓋シ法律上ノ障礙ニ因リ豫審公判
 ノ手續ヲ中止スルトキト雖モ其時間ノ經過スルニ因テ社會ノ
 犯罪ヲ遺忘スルコトニ付テハ則チ一般ノ場合ニ異ナルコトナ
 ケレハナリ之ヲ以テ刑事ニ在テハ絶對ニ時効ノ中止ハ之ナキ
 ナリ

(疑義) 本條ニ於テ特ニ私訴ノ時効ハ公訴ニ附帶セスシテ其訴
 ヲ爲シタルトキト雖モ公訴ノ時効ト其期間ヲ同シクスト規定
 シタルハ何ノ爲メゾヤ

(説明) 本條ニ於テ私訴ニ付キ殊更ニ右疑義ノ如キ規定ヲ爲シ
 タルモノハ唯リ民事裁判所ニ私訴ヲ爲シタル場合ニ於テ其時

效ノ期間ハ刑事裁判所ニ私訴ヲ爲シタルトキト同一ナリヤ否
 ヤニ關スル疑ヒヲ生セサラシメノカ爲メニ出タルモノナルノ
 ミナラス刑事裁判所ニ私訴ヲ爲シタルトキハ時効ニ付私訴ハ
 公訴ト運命ヲ共ニスル者タルコトヲ暗ニ示シタルニ在ルモノ
 ナリ

私訴ノ時効ノ
 期間ハ公訴ノ
 時効ノ期間ハ
 同一ナルハ如
 何

(疑義) 私訴ニ付キ時効ノ期間ヲ公訴ト同一ニ爲シタルモノハ
 如何ナル理由ニ依ル乎

(説明) 之レ他ナシ若シ私訴時効ノ期間ヲシテ公訴時効ノ期間
 ヨリモ長カラシメン乎檢察ハ既ニ公訴權ノ消滅ノ公訴ヲ起ス
 コト能ハサルノ時ニ至リ被害者ハ尙ホ犯罪ヲ原因ト爲シ民事
 裁判所ニ私訴ヲ起シ揚々トシテ賠償ノ言渡ヲ爲サシムルコト
 ヲ得ルニ至ル可シ苟モ此ノ如クンハ法律ノ實力ヲシテ鞏固ナ
 ラシムル所以ニアラス且同一ノ犯罪ニ對シ社會ノ代理者タル

民事擔當人ノ
 損害賠償ノ責
 任ナルニ因ル
 意アルニ因ル

檢察ハ己ニ公訴ヲ起ス能ハサルニ被害者ハ尙ホ其犯罪ヲ申立
 テ損害賠償ヲ請求シ得可シトセハ是レ社會ノ既ニ犯罪ヲ忘却
 シテ犯人視セサル者ヲ再ヒ犯人視スルノ理ナリ即チ社會ノ遺
 忘シタル犯罪ヲ再ヒ摘發セシムルニ至ルヘキナリ
 加之ナラス同一ノ所爲ニ付キ社會ニ對シ公訴權ノ消滅ヲ來ス
 トキハ社會ノ一原素タル被害者ニ對シテモ亦等シク其訴權ノ
 消滅ヲ來タヌコト固ヨリ當然ナリ蓋シ法律ハ公訴私訴ノ間ニ
 時効ノ期間ヲ同一ニシ被害者ニ向テ其懈怠ヲ警メ公訴權ノ成
 立スル間ニ非サレハ則チ私訴ヲ起スコトヲ得スト規定シ以テ
 檢察ノ聲援ト爲リ事實ヲ明晰ナラシメンコトヲ獎勵シタルモ
 ノナリ

(疑義) 或ハ曰ク民事擔當人ノ損害ヲ負擔スルハ敢テ自ラ犯罪
 ヲ爲シタルニ非スシテ畢竟犯人ヲ監督スルコトヲ怠リタルカ

キ以テ民事ノ規定ニ從ハサルモカラスト云フモノアリト其當否如何

爲メ其責ニ任スルモノナレハ即チ其義務ノ原因犯罪ニ非スシテ全ク民事上ノ准犯罪ニ原因スルモノナルヲ以テ其時効ノ期間ハ亦民事ノ規定ニ從ハサルヘカラスト此說果シテ適當ナル乎

(說明) 此說タル甚ク巧妙ナルニ似タリ然レモ若シ此說ニ從フトキハ亦甚ク厭忌ス可キ結果ヲ生ス例ヘハ共犯者數人アリテ其中一人幼者ナルトキハ他ノ共犯者ニ對シテハ己ニ時効ニ因リ私訴ヲ起スコト能ハサルニ獨リ幼者ノ民事擔當人ニ對シテハ尙ホ私訴ヲ起スヲ得可ク又或ハ正犯ニ對シテハ己ニ私訴ヲ起スコト能ハサルニ從犯若シ幼者ナル片ハ其民事擔當人ニ對シテハ尙ホ私訴ヲ起スヲ得ルニ至ル可キナリ然リ而シテ民事擔當人ニ對シテ私訴ヲ起サントスルニ方テハ必スヤ其犯罪事件ヲ證明セサルヲ得サル可シ其レ此ノ如クンハ他ノ犯人ニ對

公訴セラレタ
ル事件ヲ刑
ニ所謂罪ト
ハナラズト
サリシハ本
條ノ適用ハ
刑ノ適用ハ
キルノトス
キヤ

スル公訴ノ時効ニ因テ消滅シタル後ニ至リ再ヒ犯罪ヲ證明スル者ナリ否ナ本條ノ精神ニ背反スルモノト言ハサルヘカラスト故ニ此說タル到底不穩當ナルコト言キ埃タサルナリ

(疑義) 公訴起リタル後チ其所爲ハ刑法ノ所謂罪トシテ論セサルモノナリトテ敢テ刑ノ適用ナカリシ場合ニ於テハ本條ノ所謂刑ノ言渡アリタルモノト云フヲ得サル乎

(說明) 本條ニ所謂刑ノ言渡アリタル時云々ノ語ハ現ニ刑ヲ科スルコトヲ言渡シタル時ノミヲ謂フニアラス本疑義ノ如キ場合ト雖モ尙ホ此語中ニ包含スル者ナリトス何トナレハ本疑義ノ場合ノ如キハ檢事ハ己ニ公訴ノ手續ヲ盡クシテ設ヒ刑ハ之ヲ全免シタルモ犯罪ノ成立ニ至テハ之ヲ認定セシメタルヲ以テ後チ被害者カ其犯罪ヲ原由トシテ私訴ヲ起スモ敢テ法律ノ實力ヲ薄弱ナラシムルノ恐レナシ故ニ民事時効ノ規定ニ從テ

公訴ニ付キ既
テアリタルキ
ハ民法ノ時効
ノ例ニ從フ者
ト爲セル理由
ハ如

違警罪ノ時効
ノ期間モ地方
ノ適宜ニテ定
ムルヲ得ル
カ

三十年間ハ私訴ヲ起スヲ得ヘキモノトス

(疑義) 公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタルトキハ私訴ハ民法ニ定メタル時効ノ例ニ從フモノト爲シタル理由如何

(説明) 本條第二項ノ規定ハ既ニ犯罪以前ニ成立スル所ノ權利ニ關シ規定シタル所ノモノナリ此場合ニ於テハ其私訴ハ必ス民事上ノ時効ニ因テ始メテ消滅ス可キ者ナリ是レ公訴權ノ既ニ判決ニ因リ消滅ニ歸シタルハ私訴トシテ更ニ訴ヲ起シ難キモノナルヲ以テ被害者ハ民事上自己ノ有スル權利ヲ請求スヘキニ過キサルナリ故ニ本條ニ於テ此等ノ場合ニ於ケル訴權ハ民事時効ノ例ニ從ヒ消滅ス可キモノトシタル所以ナリ

(疑義) 違警罪ニ係ルモノハ本法總則ニ掲クル規定ト雖モ總テ地方適宜ノ制ニ任セラレタルモノナルカ果シテ然ラハ私訴ノ許否其他公訴時効ノ期間ノ如キモ適宜ニ設クヘキヤ

(説明) 本法總則ニ掲ケタルモノト雖ドモ違警罪ノ審判ニ屬スル手續ハ便宜取計ヲ得ルハ勿論ナリ然リト雖モ府縣警察署又ハ分署ハ單ニ違警罪ヲ裁判スルノ權限ヲ委任セラレタルノミナルヲ以テ私訴ノ裁判ハ之ヲ爲スヲ得サルナリ又公訴私訴時効ノ期間ノ如キハ審判ノ手續ニアラサルヲ以テ適宜ニ之ヲ定ムルヲ得サルナリ

(參照) 明治十四年十二月廿八日
第七十三號布告ノ内

治罪法ニ於テ無能力者ト稱スル者

- 一 未丁年者
 - 二 妻タル者
 - 三 白痴瘋癲人
 - 四 治産ノ禁ヲ受ケタル者
- 同 舊治罪法

第十二條 私訴期滿免除ノ期限ハ被害者無能力ナル時又ハ民事裁判所ニ其訴ヲ爲シタル時ト雖モ公訴期滿免除ノ期限ト同一ナリトス

公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタル時ハ民法ニ定メタル期滿免除ノ例ニ從フ

第十條 公訴私訴ノ時効ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス但繼續犯罪ニ付テハ其最終ノ日ヨリ起算ス

時効ノ期間ヲ起算スル日ヨリ起算スル理由ハ如何

(疑義) 本條ニ於テ公訴私訴ノ時効ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算スヘキモノトシタルハ何ソヤ

繼續犯罪ニハ犯罪ノ終日ヨリ起算ス

(說明) 犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算スヘキモノトシタルハ抑モ犯罪ヲ行ヒタル日ニ於テハ其日ヨリ既ニ日時起算ノ權ヲ生シ且實際其日ヨリ起訴スルヲ得ヘキモノナルヲ以テナリ

(疑義) 繼續犯罪ニ付キ時効期間ノ起算ヲ犯罪最終ノ日ヨリ起

日ヨリ時効ノ期間ヲ起算スルハ何ノ理由カ

算スヘキモノトシタルハ何ソヤ

(說明) 凡ソ繼續犯ナル者ハ犯罪ノ所爲間斷ナク繼續スル者ナルカ故ニ其最終ノ日ト雖モ尙ホ犯罪ノ日ニ外ナラサルヲ以テ即チ最終ノ日ヨリ時効ヲ起算スヘキモノトシタル所以ナリ

連續犯罪ハ何レノ時ヨリ起算スルカ

(疑義) 連續犯罪ニ付キテハ其期間ハ何時ヨリ起算スヘキヤ

(說明) 抑モ連續犯ハ同一ノ所爲ヲ累行セル者ニシテ終始一所爲ト謂フコトヲ得ス此ヲ以テ連續犯ハ一所爲毎ニ其時効ノ起算ヲ新ニスヘキモノナリ故ニ其犯罪ノ所爲中最初ノ二三ハ既

時効ノ期間ヲ起算スル日ヨリ起算スルハ何

ニ時効ヲ得タルモノアルニ拘ハラズ最終ニ近キ二三ノ所爲ハ未タ時効ヲ得サルカ如キ場合ヲ現出スルコトアル可キナリ

(疑義) 本法第十五條ニ於テ規定セル如ク普通ノ期間計算方ハ總テ初日ヲ算入セサルヲ原則ト爲スニモ係ハラズ獨リ時効ノ期間計算方ヲ犯罪ノ日ヨリ起算スヘキ者ト爲シタル理由ハ如

明治十四年十一月三十一日迄ハ總テノ犯罪ヲ中斷セラレタリト爲スモノアリ此説眞カ之ヲ眞トセバ十四年以前ニ犯セル重罪ハ今ニ時効ヲ得サルモノカ如何

何
(説明) 本疑義犯罪ノ日ヨリ時効ノ期間ヲ起算スルノ法制ハ即チ普通ノ期間計算方ニ例外ヲ設ケタルモノニシテ此例外ヲ設ケタル所以ハ前既ニ説明シタルカ如ク犯罪ノ當日ヨリ其期間起算權ヲ生シ且實際其日ヨリ起訴スルコトヲ得ルニ由ルモノナレハナリ

(疑義) 明治三年八月十三日數人共謀シテ人ヲ謀殺シタルモノアリ明治十五年三月ニ至リ發覺セリ右ハ改定律例第八十五條舊惡滅免云々謀殺故殺ハ此限ニアラストアレモ本法第八條ニ依ルトキハ重罪ノ公訴時効ノ期間ハ十年ナリ故ニ時効ヲ得タルモノ、如シ然ルニ當該官ニ於テハ明治十四年十二月三十一日マテハ總テ其期間ヲ中斷シタルモノトセララルルコトヲ聞ケリ果シテ然ラハ本件ハ未タ公訴ノ時効ヲ得サルモノナリヤ

証券印紙ヲ貼ルハ何レノ時効ハ何レノ日ヨリ經過シテ始ムルカ

(説明) 公訴ノ時効期間起算ノ點ハ即時犯ニ在テハ犯罪ノ日ヨリ繼續犯ニ在テハ其最終ノ日ヨリ起算スヘキト本條ノ規定ニ依テ明カナリトス而シテ明治十四年十二月三十一日マテハ其期間ヲ中斷云々ハ嘗テ聞キ及ヒシモ今日ニ在テハ其公訴時効ノ性質ヨリ論シテ既ニ右中斷方ハ取消サレタリト去レハ目今公訴ノ時効ニ關スル法則ハ總テ本法ノ規定ニ從フヘキモノナリ
(疑義) 証券印紙ヲ貼用セサル罪ハ幾年月ヲ經ルモ其證書ノ效消滅セサル間ハ犯シツ、アルモノニ付即チ繼續犯ナルベシ果シテ繼續犯ナラハ其罪ノ發覺シタル日若クハ其證書ノ效消盡セシ時ヲ以テ犯罪最終ノ期ト認メ公訴時効ノ起算ヲ爲スヘキヤ
(説明) 証券印紙未貼用ハ即チ繼續犯ナルヘキヲ以テ該規則ニ從ヒ印紙ヲ貼用シ又ハ其證書ノ不用トナリタル時ヲ以テ犯罪

送状ニ印紙
貼用セザル
者ノ時効ハ幾
許日ヲ過ケル
ニヨリ成ルカ

最終ノ日トシ此日ヨリ時効ノ期間ヲ起算スヘキモノトス
(疑義) 茲ニ證券印稅規則ヲ犯スモノアリ檢スルニ無印紙ノ送
リ狀ナリ此送り狀タルヤ壹錢印紙ヲ貼用スヘキノ處無印紙ナ
ルニ付之ヲ證券印紙規則ニ照シ科料トシテ印稅高ノ二十倍ヲ
科スルモノニ付違警罪裁判所ニ告發スルニ檢事ニ於テ之ヲ檢
スルニ其送狀ヲ發シタルヨリ發覺マテノ間ノ月日ヲ算スレハ
既ニ六ヶ月餘トナルヲ以テ違警罪時効ノ例ヲ用ヒ之ヲ起訴セ
ス右等ノ如キハ科料ニ當ルモ違警罪ニ當ルモノニアラスノ取
リモ直サス規則犯ニ付本法ノ時効ヲ用ユヘキモノニアラサル
ベシ如何
(説明) 規則犯ト雖モ本法ニ從ヒ時効ヲ與フルヲ勿論ナルヲ以
テ送狀ノ不用ト爲リタル日ヨリ發覺ノ日マテニ既ニ六ヶ月ヲ
經過シタルトキハ時効ヲ與フヘキモノトス

誣告罪ニ付テ
ハ時効ハ何レ
ノ時ヨリ經過
シタルカ

(疑義) 人ノ推問ヲ始メサル前ニ於テ誣告者自首シタル片ハ本
刑ヲ免ストアルハ彼誣告者カ自動中ノ作用ニ止マリ未タ以テ
他動者ノ力ニ頼リ其被告人ニ實害ヲ與ヘサルハ罪其者カ完成
セサルトシテ本刑ヲ免スルノ謂ナラン果シテ然ラハ既ニ誣告
ヲ爲スノ果行アルモ其被告人カ無罪視セラレ、マテハ前記實
例ノ如ク其誣告者ハ數回告罪書ヲ呈供スルノ方法手段ヲ爲ス
等意思行爲共ニ繼續延長スルモノトシ繼續犯ヲ以テ論スルヲ
適當ト思考ス若シ然ラスシテ之レヲ即時犯トスレハ數月日繫
獄ノ身ト爲リ其間自己ノ冤ヲ洗フノ反證ヲ舉グルノ自由ヲ闕
キ出獄ノ後其反證ヲ發見シ果シテ誣告ナリトノ訴ヲ爲サント
スレハ宛モ公訴ノ時効ヲ得ルノ時期トナリ回復スルノ道無キ
ニ至ラン然ラハ刑法第二百五十七條ニ反坐法ヲ設定シアルモ
即時犯時効ノ爲メ之ヲ徒法ニ屬セシムルノ場合ナシトセス此

ニ由テ之ヲ觀レバ前掲誣告罪ハ其被告人カ無罪放免セラル、
 マテノ時間繼續スルモノトシ公訴時効ノ期間ハ其最終ノ日ヨ
 リ起算スヘキヤ

(説明) 誣告犯トハ他人ヲ陷害セシメ爲メ不實ノ事ヲ訴フルノ所
 爲チ云フモノナリ然リ而シテ其訴ヘタル事實ノ眞否如何ハ被
 告人ノ推問ヲ爲サレハ之ヲ知ルニ由ナシト雖モ之ヲ以テ誣
 告罪ハ被告人ノ無罪トナルマテハ其所爲繼續スルモノナリト
 論決スルハ法理ノ許サレ所ナリ何トナレハ誣告罪ハ人ヲ陷
 害スルノ目的ヲ以テ不實ノ事ヲ訴ヘタル時既ニ罪トナルヘキ
 要素ヲ具備シ其所爲完了シテ意思實事ノ繼續スル跡ナキノミ
 ナラス被告人ヲ推問シ事實ノ眞否ヲ探究スルカ如キ治罪ノ方
 法ハ誣告罪其モノ、性質ニ付キ何等ノ影響ヲ及ボサレナリ
 之レヲ以テ本疑義ノ如キハ即時犯トシテ犯罪ノ日ヨリ時効ノ

徵兵ヲ免カ
 ル罪ハ連續犯
 ナルカ

期間ヲ計算スヘキモノトス

(疑義) 茲ニ明治八九年ノ頃徵兵ヲ免レンカ爲メ逃走ヲ爲シ廿
 三年ニ至リ復歸シタルモノアリ是レ等ノ者ハ既ニ其時効ノ期
 間ヲ經過シタル者トシ之ヲ罰スルヲ得サル乎然レハ新舊法ヲ
 比照スルニ該逃走者ノ戶主ハ其逃走後毎年徵兵ノ検査ノ時期
 ニ際シ仍ホ其届ヲ爲スヘキ成例ナレハ恰モ該犯ハ年々ノ徵集
 チ免カレタル者トシ假令其逃走ハ明治八九年ニ在ルモ爾後每
 年一個ノ罪ヲ構造シタルモノトシ之ヲ處分スルヲ得ヘキヤ否
 ヤ

(説明) 本疑義ノ如キハ徵兵適齡滿限ニ至ルマテハ年々一罪ヲ
 構造スルヲ以テ連續犯トシテ處分ス可キモノトス

(疑義) 煙草製造人ニシテ其製造煙草ニ價格量目ヲ付記セザル
 モノ、如キ其害絶ヘス繼續スルモノナレハ本條ニ所謂繼續犯

煙草製造人其
 製造セル量目
 價格ヲ附記セ
 ザル罪ニ關シ
 テノ疑問

トシテ該品製造人ノ手ニ在ル間ハ勿論之ヲ仲買人又ハ小賣人ニ賣渡シタル後ト雖モ該品ノ現存スル限りハ其製造ノ時ヨリ假令ヒ幾數月ヲ經過スルモ當然之レヲ處罰スヘキカ又其價格量目ヲ付記セサル刻煙草ヲ小賣人ヨリ自用人ヘ賣渡シタル片ハ製造人ノ犯罪ハ此時初メテ終了スルモノト見做シ此日ヨリシテ時效ヲ起算ス可キ乎

(說明) 刻煙草ニ價格及量目ヲ付記セサルハ印紙ヲ貼用セサルト其性質全ク相同シ而シテ印紙ヲ貼用セサルノ罪ハ繼續犯ナリトス之ヲ以テ前上段ハ現品ノ存在スル限りハ製造當時ヨリ幾歲月ニ涉ルモ當然之レヲ處分シ又下段ハ乃チ自用人者ヘ交付シタル時ヲ以テ終了期トシ此日ヨリ時效ヲ起算スヘキモノトス

(參照) 舊治罪法

第十三條 公訴私訴期滿免除ノ期限ハ犯罪ノ日ヨリ起算ス

第十一條

時效ノ中斷トハ如何

但繼續犯罪ニ付テハ其最終ノ日ヨリ起算ス

第十一條 時效ハ起訴豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ經過ヲ中斷ス其未タ發セサル正犯從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ

時效ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期間ヲ起算ス

(疑義) 時效ノ中斷トハ何ソヤ

(說明) 時效ノ中斷手續トハ社會カ尙ホ未タ犯罪ヲ遺忘セサルコトヲ表示スル所ノ法律上ノ手續ナリ尙ホ之ヲ詳言セハ例ヘハ重罪ヲ犯シタルモノニ對シ其犯罪ノ日ヨリ五年ヲ經過シタル後チ此手續アリタルトキハ既ニ經過シタル五年ノ期間ハ被告人ノ爲メ全ク無益ニ屬シ更ニ中斷手續ノ終リタル日ヨリ法定ノ期間ヲ經過セザレハ以テ時效ノ利益ヲ受クルコト能ハサ

公訴ニ時效中
斷ノ手續アリ
タルハ私訴
ニ付其効果如
何

本條ノ所謂ル
起訴ノ手續ノ
語ニハ檢事ノ
爲ス犯罪捜査
ノ一ヲモ含ム
カ

本法第一七五
條ノ場合ハ公
訴ノ時效中
斷スルカ若シ
其裁判所ガ起
訴ヲ許ササル

ル手續ヲ云フ

(疑義) 公訴ニ付キ時效中斷ノ手續アリタルトキハ私訴ニ如何ナル影響ヲ及ス乎

(說明) 抑モ公訴ト私訴トハ其運命ヲ共ニスルヲ以テ公訴ニ付テノ時效ノ期間中斷セラレタルトキハ則チ私訴ニ付テモ亦齊シク其期間ヲ中斷セラル、モノナリトス

(疑義) 本條起訴ノ手續ト云フハ檢事ノ爲ス捜査ノ一ヲモ含蓄シタルモノナル乎

(說明) 檢事ノ捜査ハ起訴ノ手續ニアラサルヲ以テ本條起訴ノ手續中ニハ含蓄セサルモノトス

(疑義) 本法第一百七十五條第二項ノ手續ヲ爲シタル場合ハ公訴ノ時效ヲ中斷スヘキカ若シ其裁判所ニ於テ公訴ヲ許可セザレハ如何

片ハ如何スモ
キカ

(說明) 抑モ公訴時效ノ主意ハ社會カ犯罪ノ事實ヲ遺忘スルト

云ヘル法律上ノ推定ニ基クモノナレハ其遺忘ヲ喚起スル所爲即起訴豫審公判等ノ手續ヲ爲セハ其期間ヲ中斷スルモノナルヲハ本條ノ明定スル所ナリ今豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其言渡確定シタル片ハ社會ハ其事件ヲ手離シ最早之ヲ記臆外ニ抛擲シタルモノナリト雖、後ニ新ナル証憑ノ發見ニ依リ檢事ヨリ本法第一百七十五條第二項ニ從ヒ再訴ヲ許スノ判決ヲ請求シタル片ハ社會ハ一旦抛棄シタル事件ニ再ヒ注意ヲ置キタルモノニシテ而シテ其請求ハ即チ起訴ノ行爲ナルニ依リ公訴ノ時效ヲ中斷スヘキコト明カナリトス又若シ檢事ノ請求カ仮令其裁判所ノ許可スル所トナラサルモ一旦喚起シタル注意ハ全ク之ヲ湮滅シ能ハサルニ依リ此時ト雖モ公訴時效ノ期間ヲ中斷スヘキモノナリ依テ本疑義ノ場合ハ共ニ公訴ノ時效ヲ中

司法警察官
一四七及一四
四條ノ規定ニ
從ヒ豫審ニ着
手申時効ニ付
テノ期間ガ經
過シ了レルハ
ハ時効ハ成レ
ルモトスモレ
キヤ如何

斷スヘキ効力アルモノトス
(疑義) 司法警察官准現行犯ノ被告人ヲ逮捕シ本法第四百十七
條第四百四十四條ノ規定ニ從ヒ豫審處分ニ着手シ証憑蒐集中時
効ノ期間經過シ了レルハ其被告人ハ時効ヲ得タルモノトス
ヘキヤ又ハ未タ檢事ノ起訴ナシト雖モ己ニ警察官ニ於テ本法
ノ規定ニ從ヒ豫審處分ニ着手シタルヲ以テ其被告人ハ時効ヲ
中斷シタルモノトスヘキヤ
(說明) 本法第四百四十四條ニ於テ檢事ニ許サレタル職務ハ司法
警察官モ亦假ニ之ヲ行フヲ得ルハ全第四百四十七條ノ許ス所ナ
リ而シテ第四百四十四條ノ職務ハ通常豫審判事ニ屬スルモノナル
ヲ以テ之ヲ豫審ノ手續ト稱スルヲ得ルハ明瞭ナリトス去レハ
本條豫審ノ手續ハ公訴時効ノ期間ヲ中斷スルモノナルヲ以テ
本疑義ノ場合ハ當然中斷ノ効アルモノトス

犯罪ノ証憑充
分ナルモトシ
テ免訴ノ効ヲ
豫審處分ハ時
効中斷ノ効ア
ルカ如何

犯罪ノ事實ハ
明カナルモト
シテ豫審判事
人ノ誰ナルカ
ナ知ル能ハサ
ルハ其手續ヲ
止メサルカ
ラサレバ而シ
テ時効ハ成レ
ルモトスモレ
キヤ如何

(疑義) 豫審中犯罪ノ証憑充分ナラストシ免訴サレタル後、新ナ
ル証憑顯ハレ其裁判所へ起訴ノ認許ヲ請フニ當リ前ニ爲シタ
ル豫審處分ハ手續ヲ止メタリト云フニアラサルヲ以テ時効ノ
期間ヲ中斷スルノ効ナク犯罪ノ日ヨリ起算シテ本法第八條ニ
定メタル期間ヲ經過シタルハ其間豫審處分ヲ受ケタルモノ
ヲ時効ヲ得タルモノトス可キヤ
(說明) 前ニ爲シタル豫審處分ハ消滅セシモノトスルヲ得サ
ルカ故ニ仍ホ中斷ノ効アルモノトス
(疑義) 時効ヲ得ントスル場合ニ至リ之ヲ中斷セン爲メ檢事ヨ
リ豫審ヲ請求シタリ然ルニ其被害ノ事實ハ明カナリトスルモ
其犯罪ハ何人ノ所爲ナルヤヲ識別スル能ハサル場合ニ於テハ
其手續ヲ止メサルヲ得ス此場合ニ於テハ豫審判事ハ檢事ニ向
ヒ棄却ノ言渡ヲ爲スヘキカ從テ公訴時効中斷ノ効ナキ乎

(説明) 豫審ノ手續ハ中止スルモ其事件ハ豫審判事ノ手許ニ留メ置キ棄却スルニ及ハサル可シ且豫審ノ手續ヲ爲シタル時ハ時効ハ中斷スルノ効アル可キモノトス

適例

明治十九年十月八日判決 滋賀縣平民 高木助次郎

(適要) 豫審免訴ノ言渡ハ期滿免除期限ノ經過ヲ中斷スルノ効力アリ

被告等ハ明治十二年十月中詐欺取財ノ罪ヲ犯シタルモノトシテ起訴アリタル末豫審ニ於テ證據不充分ナリトシ一旦免訴ノ言渡ヲ受ケ爾後新ナル證據ヲ得テ會議局ノ判決ヲ經テ更ニ公訴セラレタル者ニシテ前ニ豫審ノ判決ヲ受ケタルヨリ末々三年ヲ經過セサルモノナリ然リ而シテ原裁判所ハ被告等カ曩ニ受ケタル豫審ノ判決ハ免訴ノ言渡ナレハ期滿免除ノ期限ヲ中

斷スルノ効ヲ有ス可カラストナシ犯罪ノ當時ニ溯リ期滿免除ノ期限ヲ起算セリ今茲ニ治罪法第十四條ヲ按スルニ其法文ニ曰ク期滿免除ハ刑事裁判所ニ於テ檢察官若クハ民事原告人ヨリ起訴ノ手續ヲ爲シ又豫審若クハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期限ノ經過ヲ中斷ス云々其第二項ニ曰ク期滿免除ノ期限ノ經過ヲ中斷シタル時ハ起訴豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタルヨリ實ニ其期限ヲ起算ス但前後ノ日數ヲ通算シテ第十一條ニ定メタル期限ノ二倍ヲ超過スヘカラストアリテ一旦起訴又ハ豫審公判ノ手續ヲ止メタルヨリ實ニ三年ヲ經過スルカ又ハ前後ノ日數ヲ通算シ期限ノ二倍則チ六年ヲ經過スルニアラサレハ期滿免除ヲ得サル論ヲ埃タス被告等ノ如キ前豫審ノ判決ヨリ二年若干月ヲ經過スルノミニシテ前後ノ日數ヲ通算スルモ五年餘ニ過キサルモノナレハ無論相當ノ刑ヲ科スヘキ者ナリト

ス(以下略之)

明治十九年十二月廿二日判決

大坂府平民 川人半造

(適要)公訴提起ノ後、罪名ヲ變更スルモ其犯罪事實ノ異ナラサル時ハ起訴ニ因リ期滿免除ヲ中斷スヘシ

第三論旨ハ詐欺取財ノ罪ハ期滿免除ナリト云フニアレモ其罪名ハ舊貨幣偽造ト詐欺取財トノ變更アリト雖モ其事實ハ一事件ニシテ大分輕罪裁判所豫審ノ時ヨリ原裁判所ノ公判ニ至ルマテ變換シタルニアラス加之原豫審終結ノ言渡ハ取消サレタリト雖モ其手續キカ取消サレタルニアラサルヲ以テ治罪法第十五條ノ場合ニ適當スルモノニアラサルナリ故ニ大分輕罪裁判所豫審ノ手續ハ期滿免除ノ期限ヲ中斷シタルモノニシテ原裁判所ハ法律ニ背キ受理シタルモノニアラズ

(參照)

明治十四年十二月廿八日
第七十三號布告ノ内

民事擔當人

- 一 未丁年者ノ父若クハ母又ハ同居ノ親屬ニシテ監督ヲ爲ス者
 - 二 夫タル者
 - 三 白痴癡癩人ノ保管者
 - 四 雇主
- 但雇人其雇主ノ命シタル事件ヲ行フ時

同 舊治罪法

第十四條 期滿免除ハ刑事裁判所ニ於テ檢察官若クハ民事原告人ヨリ起訴ノ手續ヲ爲シ又豫審若クハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期限ノ經過ヲ中斷ス其未タ發覺セサル正犯從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ
期滿免除ノ期限ノ經過ヲ中斷シタル時ハ起訴豫審又ハ公

判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期限ヲ起算ス但前後ノ日數ヲ通算シテ第十一條ニ定メタル期限ノ二倍ヲ超過ス可カラズ

〔注意〕 本法ニ於テハ舊治罪法ノ時効ヲ中斷スルトキ其期間ノ二倍ヲ超過ス可カラズトノ規定ヲ廢セリ

第十二條

第十二條 起訴豫審又ハ公判ノ手續其規定ニ背キタルニ因リ無効ニ屬スルトキハ時効ノ經過ヲ中斷スル効ナカル可シ但裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬スルトキハ此限ニ在ラス

裁判所ノ管轄違ハ時効中斷ノ効ヲ生ズルハ如何ナル理由ニ因ルカ

〔疑義〕 本條ニ於テ裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬スルトキハ其手續ノ規定ニ背キタル場合ト異ニシテ其中斷ノ効力ヲ妨ケズト規定シタルハ何ツヤ

〔説明〕 起訴豫審公判ノ手續其規定ニ背キタルカ爲メ無効ニ屬

時効中斷ノ手續ヲセシムルニハ其本犯ノ名ヲ示ササルベカラザルカ

スルトキハ中斷ノ効ヲ生セシテ裁判所ノ管轄違ナルニ因リ手續ノ無効トナリタルトキ其中斷ノ効ヲ生スルニ妨ケナシト爲シタルモノハ他ナシ中斷ノ効ヲ生スヘキモノハ手續其者ニシテ其手續ヲ受理シタル裁判所ニアラサレハナリ蓋シ規定ニ適シタル起訴豫審又ハ公判ノ手續アリタルトキハ是レ社會カ犯罪ヲ遺忘セサルノ實證ナリト謂フヘキモノナレハ何ソ又其手續ヲ受理シタル裁判所ノ管轄ナルト否トテ問フテ須タンヤ之レ本條但書以下ノ規定アル所以ナリ

〔疑義〕 時効中斷ノ手續ヲ爲サンニハ必ス其本犯ヲ指名セサルヘカラサル乎

〔説明〕 時効ノ期間ヲ中斷スル爲メ行フ所ノ手續ハ必スシモ本犯ヲ指名スルヲ要セサル者トス何トナレハ其犯罪事件ニ關シテ證人ヲ訊問シ又ハ嫌疑ノ屬スルモノヲ訊問スルカ如キハ皆

其事件全体ニ關スル手續ナルカ故ニ亦其事件全体ニ付テ公訴時効ノ期間ヲ中斷スルモノトス此故ニ犯人等ニ於テハ其中斷ノ手續アリタルコトヲ知ラサルトキト雖モ亦其中斷ノ効ヲ生スルニ妨ケナキナリ唯檢事等ニ於テ必要ノ手續ヲ爲シ其犯罪事件ヲ忘却セサルコトヲ表示スルヲ以テ足レリトス

本條ニ所謂手續其規定ニ背キタル時トハ無効ノ記載アルモノトミニ限ルヤ否

(疑義) 本條起訴豫審又ハ公判ノ手續其規定ニ背キタル云々トアルハ無効ノ記載アル規定ニ背キタル時ニ限レルヤ或ハ總テノ規定ニ背キタル時ヲモ概言セシモノナル乎

(説明) 法文中其手續無効ナル時ト雖モ必ス無効ト記載セス故ニ起訴豫審公判ノ手續ニ背キ其手續無効ニ屬スルハ總テ中斷スルノ効ナキモノトス

〔參照〕 舊治罪法

第十五條 起訴豫審又ハ公判ノ手續其規則ニ背キタルニ因

第十三條

リ無効ニ屬スル時ハ期滿免除ノ期限ノ經過ヲ中斷スルノ効ナカル可シ但シ裁判官ノ管轄違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬スル時ハ此限ニ在ラス

第十三條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合

ニ於テ其訴訟ノ原由、告訴人、告發人又ハ民事原告人ノ惡意若クハ重過失ニ出テタルトキハ是等ノ者ニ對シ損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得

被告人、刑ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ告訴人、告發人又ハ民事原告人ヨリ惡意若クハ重過失ニ因リ其犯罪ニ付過實ノ申立ヲ爲シタルトキ亦同シ

民事原告人上訴ヲ爲シ敗訴シタルトキハ被告人其上訴ニ因リ生シタル損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得

要償ノ訴ハ本案ノ判決アルマテ何時ニテモ其裁判所

私訴人不當ノ
申立ヲ爲セル
事ノ實ハ如何

ニ之ヲ爲スコトヲ得

(疑義) 私訴人重過失又ハ不實ノ申立ヲ爲シタルキノ責任如何
 (説明) 何人ニ限ラス他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ必ス之ヲ賠償
 セサルヘカヲサルハ法律ノ一大原則ナリ故ニ惡意ヲ以テシタ
 ルトキハ勿論過失ニ出テタリト雖モ不實ノ申立ヲ爲シ因テ人
 ニ損害ヲ加ヘタル片ハ必ス之ヲ賠償スルノ責ニ任セサルヘカ
 ラス

吾カ法律ニ於テハ過失ヲ輕重ニ區別シ其重キ片ノミ其責ニ任
 スヘシト定メタリ是レ人ハ神靈ニアラス誰カ過チナカラン或
 ハ事實ヲ錯誤シ或ハ法律ヲ誤解シ知ラス識ラス不實ノ申立ヲ
 爲スニ至ルコアリ此ノ如キ輕過失ヲ取テ毎ニ賠償ノ責ヲ負ハ
 シムル片ハ恐クハ罪ヲ官ニ告ル者ナク爲メニ公益ヲ害シ所謂
 細謹ヲ以テ大功ヲ破フルモノアラシキ恐ルレハナリ

私訴人不當ノ
申立ヲ爲セル
事ノ實ハ如何

過失輕重ノ標準ハ實際ノ問題ニシテ裁判官ノ判定ニ一任スル
 ノ外ナシト雖モ私訴人ニ在テ事實ヲ誤リタルノ無理ナラサル
 片被告人平素ノ行狀不正ナル片私訴人充分思慮ヲ施ス能ハサ
 ル片ノ類ハ其過失輕キモノト決スヘキナリ

不實トハ何ソヤ實ニ違フヲ謂フ故ニ全ク存セサル事ヲ申立テ
 タル片ハ勿論過實ノ申立ヲ爲シタル片モ亦其責アリ例ヘハ重
 キ過失ニ因リ竊盜ヲ強盜ナリト申立テタル片ノ類是レナリ

(疑義) 私訴人不當ノ上訴ヲ爲シタルトキノ責任如何

(説明) 刑事訴訟法第十三條第三項ニ曰ク民事原告人上訴ヲ爲
 シ敗訴シタル片ハ被告人其上訴ニ因リ生シタル損害ノ償ヲ要
 ムルコトヲ得ト是レ私訴人ニ限レル一種ノ責任ナリ

私訴人ハ裁判言渡ニ直接ナル利害ノ關係ヲ有スル者ナリ故ニ
 之ニ服セサル片ハ固ヨリ上訴ヲ爲スノ權アリト雖モ其敗訴シ

本條ニ民事原告人ト曰ヒ告知ハサルハ如何

本條第三項ノ場合ニ於テ第一審ノ裁判ニ對スル上訴ヲ受理シタル刑事裁判所ニ始メテ被害者ヨリ私訴ヲ起シタルトキハ其私訴ニ對スル裁判ノ効力ハ第一審ノ効力ヲ有スル乎將

タル片ハ其上訴、理ナキノ推測アリ、理ナキ上訴ヲ爲シ爲メニ人ニ損害ヲ被ラシメタル片ハ必スヤ其賠償ノ責ニ任セサルヘカヲサルハ自然ノ數ナリ

(疑義) 本條第三項ニ民事原告人云々トアリテ告訴人告發人云々ト言ハサルモノハ何ソヤ

(說明) 元來告訴人告發人ハ其本案事件ノ訴訟關係人ニ非サルヲ以テ上訴スルコトナキカ故ナリ

(疑義) 本案第三項ノ場合ニ於テ第一審ノ裁判ニ對スル上訴ヲ受理シタル刑事裁判所ニ始メテ被害者ヨリ私訴ヲ起シタルトキハ其私訴ニ對スル裁判ノ効力ハ第一審ノ効力ヲ有スル乎將

(說明) 本疑義ノ場合ニ於テハ上訴ヲ受理シタル裁判所即チ上等ノ裁判所ハ此要償ノ訴ニ付キ併セテ第一審第二審ノ裁判ヲ

要償ノ判決アル本條ニ於テ如何ナルトスルコトヲ得ルハ如何ナルト

爲スノ結果ニ至ルヘキナリ如何トナレハ此上等ノ裁判所ニ於テ言渡スヘキ裁判ハ元來終審ノ裁判ナリト雖此場合ニ於テハ要償ノ訴ハ始メテ其裁判所ニ提起セラレタルモノナレハナリ但上訴ニシテ上告ナル片ハ被害者ハ始メテ大審院へ要償ノ訴ヲ起スコトヲ得サルヘキナリ

(疑義) 本條末項要償ノ訴ハ本條ノ判決アルマテ何時ニテモ其裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得トハ如何ナルコトナリヤ

(說明) 被告人ヨリ要求スル所ノ賠償モ亦是レ一ノ民事ノ訴ナレハ之ヲ民事裁判所ニ爲スヘキヤ固ヨリ明カナリ然レトモ現ニ公訴ヲ受理スル刑事裁判所ハ其事實ヲ詳悉シ之レカ裁判ヲ爲ス容易ナリ故ニ被告人ヨリ未必ノ訴ヲ其裁判所ニ爲スヲ得ルコトヲ言フモノナリ

若シ惡意ヲ以テ不實若クハ過實ノ申立ヲ爲シタル場合ニ於テ

ハ其所爲刑法ニ觸ル、カ故ニ當ニ右ニケノ裁判所ニ於テ之ヲ管轄スルヲ得ルノミナラス亦其誣告事件ヲ受理スル裁判所ニ於テ之ヲ管轄スルヲ得ヘシ此點ニ付テハ少シク注意ヲ要スルモノアリ誣告事件ノ公訴既ニ起リ誣告ニ係ル事件ヲ受理シタル裁判所本按ノ裁判ヲ爲スニ及ンテ未タ誣告ノ裁判確定セサル片ハ其私訴事件ニ付キ管轄違ノ言渡ヲ爲サ、ルヘカラサル是レナリ

〔參照〕 舊治罪法

第十六條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ其訴訟ノ原由告訴人告發人又ハ民事原告人ノ惡意若クハ重キ過失ニ出テタル時ハ是等ノ者ニ對シ損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得

被告人刑ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ告訴人告發人又ハ民事

第十四條

被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタ

原告人ヨリ惡意若クハ重キ過失ニ因リ其犯罪ニ付キ過實ノ申立ヲ爲シタル時亦同シ
民事原告人豫審又ハ公判ノ言渡ニ對シ上訴ヲ爲シ敗訴シタル時ハ被告人其上訴ニ因リ生シタル損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得
要償ノ訴ハ本案ノ裁判言渡アルマテ何時ニテモ其裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十四條 被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ判事、檢事、裁判所書記、執達吏、司法警察官又ハ巡查、憲兵卒ニ對シ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス但是等ノ官吏被告人ニ對シ故意ヲ以テ損害ヲ加ヘ又ハ刑法ニ定メタル罪ヲ犯シタル場合ハ此限ニ在ラス

〔疑義〕 被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタルトキ判事、檢事、裁判所書記

ル等ニ執達吏
ヲ要ムベク訴
フルコトヲ許サ
サル場合アル
ハ如何ナル理
由ニ因ル

執達吏司法警察官又ハ巡查憲兵卒ノ故意ヲ以テ被告人ニ損害
ヲ加ヘタルトキ又ハ刑法ニ定メタル罪ヲ犯シタル場合ヲ除ク
ノ外ハ是等ノ官吏ニ對シ損害賠償ノ請求ヲ爲シ得サルノ理由
如何

(説明) 被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタルトキハ司法警察官檢察事裁
判官書記等ハ元來捜査起訴審理等ヲ爲ス可カラサルニ之レヲ
爲シタル者ナリト看做スヲ得可シ而シテ其被告人ノ損害ト爲ル
コトニ至テハ或ハ不當ノ告訴若クハ告發ノアリシトキト異ナ
ラサルコトアルヘシ然レモ若シ被告人ニシテ此等ノ官吏ニ對
シ賠償ヲ請求スルヲ得ル者ト爲ス時ハ此等官吏ハ其職務ヲ斷
行スルコトヲ果ササル等ノ患ナキヲ保スヘカラス且此等ノ官
吏ハ其職務トシテ之ヲ爲シタル者ニシテ自己ノ擅恣ニ出テタ
ルモノニ非サルヲ以テ各國共ニ其賠償ノ義務ナキ者ト決セリ

若干ノ間未決
拘留ヲ受ケタ
ル者ガ無罪ノ
言渡ヲ受ケタ
ルハ此者ハ
社會ニ對シテ
損害ノ賠償ヲ
得ルカ

(疑義) 若干ノ時間未決拘留ノ後、證據充分ナラストシテ免訴ノ
言渡ヲ受ケタル者ハ社會ニ對シ爲メニ被リタル損害ノ賠償ヲ
受ク可キモノナリヤ

(説明) 豫審判事ニ於テ拘留ノ末、免訴ノ言渡ヲ爲シタルハ其犯
罪ノ證據充分ナラサルカ爲メナリ之ヲ以テ設ヒ免訴ノ言渡ヲ
受ケタリトテ未ダ以テ其者ハ元來無罪ノ人ナリト斷言スルコ
ト能ハヌ又設ヒ眞ニ無辜ノ人ヲ拘留シタル末、免訴ノ言渡ヲ爲
スコトアリトスルモ社會公益ノ爲メ即チ公ケノ秩序ヲ維持セ
ンカ爲メ犯罪ノ嫌疑アル者ニ對シ豫審ヲナスカ如キハ必要ナ
ル處分ニシテ依之始メテ其有罪者ヲ免脱セス又冤枉者ヲ救濟
スルコトヲ得ヘキ者ナリ之ヲ以テ若シ誤テ無辜ノ人ヲ拘留シ
タルカ如キコトアルモ到底之ヲ社會ト其人トノ不幸ニ歸セシ
メサルヘカラサルナリ

故意ニ出テ
ル所爲ニシテ
刑法ニ觸レサ
ル事トハ如何
ナル事實ナ
ルカ

(疑義) 本條ニ掲クル官吏ハ固ヨリ犯人無罪ニ歸スルモ被告人ヨリ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得サルヘシト雖モ若シ其所爲被告ニ對シ故意ニ出ルカ又ハ刑法ニ定メタル罪ヲ犯シタル時ハ是レ等ノ官吏ト雖モ其損害ヲ負擔セサルヲ得ス去レハ其故意ニ出タル所爲ニシテ刑法ニ觸レサル場合トハ如何ナル事實ヲ指稱スル乎

本條ニハ被告
人ノ無罪ノ言
渡ヲ受ケタル
後ノ規定シ
置キ免訴ノ言
渡ヲ受ケタル
場合ヲ見サル

(説明) 故意ニ出タル所爲ニシテ刑法ニ觸レサルモノトハ例ヘハ書記故意ヲ以テ公判始末書ヲ増減シ被告人ニ利害ノ及ヒタル場合ノ如キ又ハ檢事故意ニ告訴ノ願下ヲ許サマル場合ノ如キ其他是等ノ種類ニ屬スル事項ヲ指稱スルナリ
(疑義) 前第十三條ニ被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合云々トアリテ告訴發人ノ惡意又ハ重過失アルニ當リ損害賠償ヲ擔當スヘキトテ定ム而シテ本條ニハ被告人無罪ノ言渡ヲ

ハ如何

受ケタリト雖モ云々トアリテ裁判官檢事書記又ハ司法警察官等ニ要償ノ責ナキトテ規定セリ情ヲ案スルニ是等ノ官吏深ク注意スヘキハ勿論ナリト雖モ間々誤見ナキ能ハサルハ免レ難キ所ナリ然ルテ要償ノ責アリトモハ充分ニ其職務ヲ盡シ以テ社會ノ安寧ヲ保護スル能ハサルノ弊害ヲ生スヘキニ因リ故ラニ損害ヲ加ヘ又ハ刑法ニ定ムル罪ヲ犯シタル場合ヲ除クノ外要償ノ責任ナシトシ其本分ノ職務ヲ盡サシメント欲シタルノ精神ナルハ喋々ノ辯ヲ埃タサル所ナリ夫レ然リ然テハ則チ免訴ノ場合ト雖モ亦同一ナラザルヲ得サル可シ而ルニ單ニ無罪トノミ記シテ免訴ノ二字ヲ脱除セシハ抑モ亦何ノ理ニ基ク乎免訴ノ二字ナキハ蓋シ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ裁判官檢事書記又ハ司法警察官等ニ對シ重過失アリトシ損害ノ償ヲ得ント要ムルハ之ヲ拒絕スルヲ得サル意乎豈ニ夫

レ然ラシヤ凡ソ豫審ヲ求ムル事件タルヤ証憑ヲ具備スルヲ待
 ツ者ニ非ス畢竟罪ノ有無ヲ判然ナラシムルノ手續ニ過キサル
 モノナレハ神聖ニ在ラサルヨリハ十中或ハ二三ノ免訴ニ至ル
 モノナキ能ハサルベシ夫ノ証憑既ニ備ハリ事實已ニ明確ナリ
 トシテ公訴セシ事件ノ無罪ニ歸スルモノニ於ケルモ尙且要償
 ノ責ニ任セス然ルテ況ンヤ其最モ豫定シ難キ豫審ノ免訴ニ於
 ケルテヤ豈ニ要償ノ責ニ任セシムルノ理アル可ケンヤ然ラハ
 則チ本條ニ免訴ノ二字ヲ記セサルハ無罪ノ文字中ニ含有シタ
 ルモノト看做ス可キ乎

〔説明〕 本條ニ被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ要償ノ訴ヲ
 爲スコト得ストシタルモノハ之レ極點ヲ指示シタル義ナレハ
 其免訴ノ言渡アリタル場合ニ於テ其訴ヲ爲スコト得サルハ勿
 論ノ事ナリトス

〔參照〕 舊治罪法

第十七條 被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ裁判官檢察
 官書記又ハ司法警察官ニ對シ要償ノ訴ヲ爲スコト得ス但
 是等ノ官吏被告人ニ對シ故意ヲ以テ損害ヲ加ヘ又ハ刑法
 ニ定メタル罪ヲ犯シタル場合ハ此限ニ在ラス

第十五條

第十五條 此法律ニ於テ期間ヲ計算スルニ時ヲ以テス
 ルモノハ即時ヨリ起算シ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ
 算入セス若シ最終ノ日休暇ニ當ルトキハ期間ニ算入
 ス可カラス但時効ノ期間ハ此限ニ在ラス

一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テシ一月ト稱スルハ三
 十日ヲ以テシ一年ト稱スルハ曆ニ從フ

本條ニ於テ期
 間ヲ計算スル
 ニ時ヲ以テス
 ルモノハ即時

〔疑義〕 本條ニ於テ期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時
 ヲリ起算シ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セスト規定シタル

ヨリ起算シ日
ヲ以テスル日
ニハ初日ヲ加
ヘサルハ何ノ
故カ

ハ何ソヤ

(説明) 本條ニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算シ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セスト規定シタルハ總テ此法律中ニ散在セル期間中、時ヲ以テ計算スルモノハ皆成ルヘク其期間ノ短縮シテ事ノ淹滞ヲ來サ、ランコトヲ欲スルノ場合ナリ是レ即時ヨリ起算スル所以ナリ又其日ヲ以テ計算スル場合ニ於テ初日ヲ算入セサルモノハ公平ニ全日ノ時間ヲ與ヘンカ爲メナリ若シ初日ヲ算入スル者ト爲サン乎其期間ノ發端或ハ午前ニ在ルコトアルヘク又或ハ午後ニ至ルコトモアル可ク即チ全日ニアラサルモノチ一日ニ計算セサル可カラサルノ不公平ヲ來ス可キヲ以テナリ

最終ノ日ガ休
暇ニ當ル日ニ
之ヲ期間ノ中
ニ加ヘサルハ
如何

(疑義) 最終ノ日休暇ニ當ル時ハ期間ニ算入セサルモノハ何ソヤ

本條但書ニ時
効ノ期間ヲ計
算スル日ニ最
終ノ日ノ休日
ノ日ノ休日ニ
加フルハ如何

(説明) 最終ノ日休暇ニ當ル時ハ期間ニ算入ス可カラスト規定シタルモノハ蓋シ休暇ノ日ハ官民共ニ其業ヲ休ミテ或ハ祝シ或ハ哀ム可キノ日ナルニ若シ之ヲ算入スル時ハ此日ト雖モ官民共ニ強テ訴訟ニ關スル一切ノ手續ヲ行ハサルヲ得サルニ至ルヘケレハナリ但シ右ノ規則ハ唯最終ノ日休暇ニ當ル時ノミニ限り適用ス可キ者ニシテ期間ノ中間ニ休暇ノ日ガ介入シタル場合ニ於テハ決シテ休暇ノ日ヲ扣除ス可キ者ニ非サルナリ何トナレハ事ヲ行フハ概テ最終ノ日ニ於テシ其中間ニハ事ヲ執ラサレハナリ

(疑義) 本條但書ニ於テ時効ノ期間ヲ計算スルニハ其犯罪ノ初日ヲ算入スルノミナラス最終ノ日休暇ニ當ルトキト雖モ尙ホ其期間ニ算入スヘキモノトシタルハ如何ナル理由ニ職由スル乎

最終ノ日ハ全
一日ヲ以テ一
日トスルカ又
ハ執務時間丈
少ク指スカ

(説明) 期間ヲ計算スルニ初日ヲ算入セス又最終ノ日休暇ニ當ル時之ヲ算入セサルハ一般ノ規則ナリ然ルニ公訴ノ時効ニ付テハ此ノ規定ニ例外ヲ設ケ當ニ其初日ヲ算入スルノミナラス最終ノ日休暇ニ當ル時ト雖亦之ヲ算入ス可キモノトス是レ蓋シ時効ノ性質ヨリ生シタル自然ノ結果タルニ過キス抑々公訴ノ時効ハ社會カ犯跡ノ遺忘ヲ以テ其基因ト爲ス者ナリ去レハ此社會ノ遺忘ハ其初日ト終日トニ拘ハラス又休暇タルト平日タルトニ拘ハラス常ニ均シク其時間ノ進行シテ止マサル者ナレハナリ是レ本條但書ノ例外アル所以ナリ

(疑義) 本條ニ於テ期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスル者ハ即時ヨリ起算シ日ヲ以テスル者ハ初日ヲ算入セス若シ最終ノ日休暇ニ當ルトキハ期間ニ算入スヘカラス云々ト之レアリ右最終ノ日休暇ニ當ル時ハ之ヲ其期間ニ算入スヘカラサルコトハ明瞭ナ

休暇ハ各裁判
所カ爲ス臨時
ノモトナリ合
△カ

レトモ其平日ニ在テハ最終ノ日ノ期間ハ裁判所ノ閉鎖シタルニモ係ハラテ午後十二時ヲ以テスヘキヤ將タ執務時間午後三時ヲ以テスヘキヤ

(説明) 本條ニ依レハ初日ノ起算ハ翌日ノ零時ヨリ起算ス故ニ最終ノ日ハ午後十二時迄ヲ算入スルモノトス本疑義ノ如キ裁判所閉鎖ノ後又ハ夜間ト雖モ裁判所當直アルヲ以テ人民ニ在テハ其當直マテ例ハハ書面ヲ差出シ置クヲ得又タ官ニ在テハ其日午後十二時迄ハ種々ノ手續等爲シ得ヘキ者トスレハナリ

(疑義) 未決囚刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告期間ノ三日間ハ刑ヲ執行セサルモノニシテ又其三日ノ最終日休暇ニ當ルトキハ期間ニ算入セサルモノナリ然ルニ大祭日及日曜日等ノ如キ一般休暇ノ外地方官廳及地方裁判廳トモニ臨時休暇ヲ爲シ又ハ地方官廳ハ休暇スルモ裁判廳ハ休暇セサルアリ或ハ裁判本廳ノ

ミ 休暇シテ地方ニ在ル裁判支廳等ハ 休暇セサルカ如キ場合アリ右等ハ總テ各裁判所ノ 休暇ナルキノミ本條ノ 休暇トアルニ 因ルヘキヤ

(說明) 本條中ニ 休暇トアルハ 大祭日 日曜日又ハ一府縣中總テ 休暇トナルル片ノミヲ指シタルモノニ非ラスシテ 其管轄ノ 裁判所臨時 休暇アリタル片モ亦一般ノ 休暇日ト同視シ 期間ニ 算入スヘカヲサルモノト解釋セサルヘカラス然ラサル片ハ 本法中ニ 定メタル期間ハ 其休暇中ニ 經過スル者アルニ至ルノ不都合アレハナリ

(參照) 舊治罪法

第十八條 此法律ニ於テ 期限ヲ計算スルニ時ヲ以テスル者ハ 即時ヨリ起算シ 日ヲ以テスル者ハ 初日ヲ算入セス 若シ 最終ノ日 休暇ニ當ル時ハ 期限ニ算入ス可カラス 但 期滿免

第十六條

除ノ期限ハ 此限ニ在ラス
一日ト稱スルハ 二十四時ヲ以テシ 一月ト稱スルハ 三十日ヲ以テシ 一年ト稱スルハ 曆ニ從フ

第十六條 此法律ニ定メタル期間ニハ 海陸路八里毎ニ 一日ノ猶豫ヲ加フ 八里ニ滿サルモノト雖モ 三里以上ナルトキ亦同シ
島嶼又ハ外國ニ付テハ 裁判所ニ於テ特ニ附加期間ヲ 定ムルコトヲ得

猶豫期間ヲ設クシ 理由ハ如何

(疑義) 猶豫期間ハ 如何ナル理由ニ基キテ之ヲ設ケタル乎
(說明) 凡ソ 訴權或ハ 上訴權ヲ實行シ又ハ 訴訟關係人或ハ 證人 參考人トシテ 裁判所ヘ 出頭スル等ノ義務ヲ遵守スルニ付キ 法律ニ定メタル期間ハ 本人所在ノ地ニ於テ 其手續ヲ行フ可キ通常ノ場合ニ適用ス可クシテ 若シ 其距離遠隔シ 旅行或ハ 書類ノ

送達ヲ要スル時ハ其通過ス可キ里程ノ遠近ニ應シ相當ノ猶豫
期間ヲ與ヘサル可カラズ是レ即チ本條ノ規定アル所以ナリト
ス

三里以上ノ距
離アルハ一
日ノ猶豫ヲ與
フルハ何ゾ

(疑義) 本條ノ三里以上ナルトキ又一日ノ猶豫ヲ與フルハ何等
ノ必要アル乎

(説明) 三里以上ナルハ又同ク一日ノ猶豫ヲ與フルモノハ是
レ蓋シ七里ノ地ニ住スル者ハ毫モ猶豫ノ期間ナクシテ八里ニ
達スルヤ直ニ一日ノ猶豫ヲ與フルカ如キハ事ノ素ト公平ニ欠
クル所アルヲ以テ此不公平ナカラシメシカ爲メ三里以上ナル
トキ又一日ノ猶豫ヲ與ヘタルナリ

島嶼又ハ外國
ニ付テハ裁判
所ニ於テ特ニ
附加期間ヲ定
ムルハ何ゾ

(疑義) 本條二項島嶼又ハ外國ニ付テハ裁判所ニ於テ特ニ附加
期間ヲ定ムルコトヲ得ト規定シタルハ何等ノ必要アル乎
(説明) 島嶼又ハ外國ニ付テハ今ヤ汽船ノ便アリ一日數十里ヲ

飛行スルヲ得或ハ却テ陸路ヨリ其日子ヲ要セサルコトアルニ
モ係ハラズ本項ヲ設ケタルモノハ今日或ハ外國若クハ島嶼ニ
至テハ未ダ尙ホ汽船往復ノ不便尠ナカラサルモノ及ヒ其他ノ
障礙ニ因リ通常ノ期間ノミニテハ其指定地ニ達スルコト能ハ
サルモノアルヲ以テ是等ノ場合ニ於テハ通常猶豫期間ノ外尙
ホ相當日子ノ猶豫ヲ與ヘ以テ其ノ調停ヲ計リタルモノナリト
ス

適例

明治十九年十月廿三日判決 静岡縣士族 黒野千三郎
(摘要) 欠席裁判ニ對スル故障申立ヲ爲スニ付テハ里程ノ猶豫ヲ
與フ可キ者トス
抑モ輕罪事件ノ欠席裁判ニ對スル故障ハ治罪法第三百三十二
條第二項ニ定ムル如ク其裁判言渡書ノ送達ヲ受ケタルヨリ三

日内ニアラサレハ爲シ得可カラサル者ナリト雖モ若シ被告人
 カ遠隔ノ地ニ在リテ其送達ヲ受ケタルカ如キ場合ニ於テハ治
 罪法第十九條ニ從ヒ陸路八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ加ヘテ故障ノ
 期限ヲ算定ス可キハ當然ナリ(以下略之)

〔參照〕 舊治罪法

第十九條 此法律ニ定メタル期限ニハ陸路八里毎ニ一日ノ
 猶豫ヲ加フ八里ニ滿サル者ト雖トモ三里以上ナル時亦同
 シ

島地又ハ外國トノ路程ノ猶豫ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

〔注意〕 本法ニ於テハ舊治罪法ノ猶豫期間ヲ改正シタリ

第十七條

第十七條 此法律ニ於テ訴訟ヲ爲スニ付定メタル期間
 ナ經過シタルトキハ特別ノ場合ヲ除ク外其訴訟ヲ爲
 ス權ヲ失フ可シ

法定ノ期間ヲ
 過スニヨリ
 訴訟ヲ爲スノ權
 ヲ失ハシムル
 理由ハ如何

法定ノ期間ヲ
 過スモ失權ノ
 制裁ヲ惹起セ
 サル場合ハ如
 何

〔疑義〕 法定ノ期間ヲ經過シタルトキ其訴訟ヲ爲ス權ヲ失ハシ
 ムルハ何ソヤ

〔説明〕 法定ノ期間ニ訴訟ヲ爲サ、ルモノヲシテ失權セシムル
 モノハ即チ法定ノ期間ヲ遵奉セサル一ノ制裁ナリトス

〔疑義〕 本條ニ謂フ所ノ特別ノ場合換言スレハ法定ノ期間ヲ經
 過スルモ失權セシメラレサル場合トハ如何ナル場合ナリヤ

〔説明〕 本疑義ノ場合即チ其期間ヲ經過シタルモ失權セサル場
 合ハ其經過シタルハ正當ノ理由アリタル場合ニ限ルナリ例ヘ
 ハ第二百七條ノ場合即チ被告人ニ下付ス可キ言渡書ヘ其言渡
 ニ對シ上訴スルヲ得可キヲ及ヒ其期限ヲ記載ス可キニ之ヲ記
 載セサリシ時又ハ第二百四十七條ノ場合即チ訴訟關係人非常
 ノ變災其他避ク可カラサル事變ノ爲メ上訴期間ヲ經過セシメ
 タルモ其旨ヲ證明シタル時ノ如キ是ナリ此等ノ場合ニ於テ法

律ニ規定シタル期間ヲ經過セシムルト雖モ敢テ其權利ヲ失フコトナキモノハ前者ノ場合ニ於テ其權ヲ失ハサル所以ノモノハ他ナシ其上訴權アルヲ及ヒ其期間ノ記載アラサルカ爲メ被告人ハ實際之ヲ了知セスノ知ラズ識ラサルノ間遂ニ其期間ヲ空過セシメタルモノニシテ後者ノ場合ニ於テ其權ヲ失ハサル所以ノモノハ他ナシ抑々此場合ハ訴訟關係人ハ意外ノ變災其他避ク可カラサル事變ノ爲メ已ムヲ得ス其期間ヲ經過シタル者ニシテ決シテ自ラ其權利ヲ拋棄シタル者ニ非ラス又敢テ懈怠ノ責ヲ受クヘキ者ニアラサレハ實際其期間ヲ經過シタリトテ法律ニ於テ其權利ヲ失ハシムルハ稍々酷ニ失スレハナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二十條 此法律ニ於テ訴訟ヲ爲スニ付キ定メタル期限ヲ經過シタル時ハ特別ノ場合ヲ除クノ外其權ヲ失フ可シ

第十八條

第十八條 訴訟關係人ハ裁判所所在ノ地ニ住セサルトキハ其地ニ假住所ヲ定メ裁判所ニ届出ツ可シ否ラサルトキハ書類ノ送達ナシト雖モ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

訴訟關係人ニ
裁判所々在地
ニ假住所ヲ定
メシムルノ理
由ハ如何

〔疑義〕 訴訟關係人ヲシテ裁判所々在ノ地ニ假住所ヲ撰定セシムルハ何等ノ必要アル乎

〔説明〕 訴訟關係人ヲシテ裁判所々在ノ地ニ假住所ヲ定メシムルモノハ他ナシ訴訟ハ成ルヘク冗費ヲ節減シ迅速ニ局ヲ結ブテ緊要ト爲ス然ルニ若シ訴訟關係人ヲシテ其裁判所々在ノ地ニ假住所ヲ定メス一々遠隔ノ地ニ書類ヲ送達スヘキモノトスル片ハ之カ爲メ徒ラニ無益ノ費用ト日子トヲ要スルノミナラズ亦訴訟ヲ淹滞セシムルノ弊害ヲ生スルニ至ラン是レ訴訟關係人ハ必ス裁判所々在ノ地ニ假住所ヲ撰定シ其旨ヲ裁判所ニ

ノニ非ス訴訟ノ利害ニ關係アラサレハ訴訟關係人ト稱セサルナリ

裁判所所在地トハ如何ニ解シテ可ナルカ

(疑義) 訴訟關係人ハ假住所ヲ裁判所々在ノ地ニ定ム可シトアリ例ヘハ某市ト稱スルモノ行政區劃ノ都合ヲ以テ甲乙ノ二村トナリ裁判所ヲ甲村ニ設ケタル場合ニ於テハ舊慣ニ由テ乙村ヲモ某市ト看做シ併セテ裁判所々在ノ地ト稱スヘキ義ナル乎(説明) 裁判所ノ在ル町村ヲ裁判所々在ノ地トス但實際差支アラハ相當ノ區劃ヲ見積リ當該官廳ヨリ豫メ人民ニ廣告スルモ差支ナキナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二十一條 訴訟關係人ハ裁判所々在ノ地ニ住セサル時ハ其地ニ假住所ヲ定メ書記局ニ届置ク可シ否ラサル時ハ書類ノ送達ナシト雖モ異議ヲ申立ルヲ得ス

第十九條

書類ノ送達ニ付キ此法律ニ於テ別ニ規定アル場合トハ如何ナル場合ナリヤ

第十九條 書類ノ送達ハ法律ニ於テ別ニ規定アラサルトキハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

(疑義) 書類ノ送達ニ付キ此法律ニ於テ別ニ規定アル場合トハ如何ナル場合ナリヤ(説明) 書類ノ送達ニ付キ此法律ニ於テ別段ノ規定ニ屬スル場合ハ例ヘハ第七十六條末項ノ場合ノ如キ是ナリ抑モ第七十六條ノ場合即チ勾引狀拘留狀ヲ發シタルトキハ執達吏ニ於テ其送達ヲ爲サシメス巡查憲兵卒ヲ之ヲ執行セシムルハ此等ノ令狀ハ強テ之ヲ執行ヲ爲ス可キ者ナレハ其送達ヲ爲シ執行スル者ハ能ク被告人ノ抗拒ニ對シ充分ノ權力ヲ行ヒ得ル者タルヲ要スルヲ以テ是等ノ場合ニハ民事訴訟法ノ送達規定ニ例外ヲ設ケタルナリ

十六年七月司法省丙第四號

(疑義) 十六年七月司法省丙第四號達ハ刑事訴訟法實施ノ後モ